

長野市監査委員告示第3号

地方自治法第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人 新木 淳彦 氏から、別紙のとおり平成29年度包括外部監査契約に基づく監査の結果に関する報告の提出がありましたので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表します。

平成30年2月27日

長野市監査委員	鈴木 栄 一
同	小澤 輝 彦
同	三井 経 光
同	池田 清

平成 29 年度  
長野市包括外部監査の結果に関する報告書

監査テーマ  
市立公民館の管理運営について

長野市包括外部監査人

税理士 新木 淳彦

## 目 次

第1章	包括外部監査の概要	1
第1	外部監査の種類	1
第2	選定した特定の事件	1
第3	事件を選定した理由	1
第4	外部監査の対象	1
第5	外部監査対象期間	2
第6	外部監査実施期間	2
第7	外部監査の着眼点	2
第8	外部監査対象の選定と主な監査手続	2
8.1	監査対象公民館等の選定	2
8.2	主な監査手続	2
第9	外部監査人及び補助者	3
第10	利害関係	3
第11	その他	3
第2章	長野市立公民館を取り巻く状況	4
第1	社会教育法による公民館の目的と事業等の定義	4
1.1	社会教育法第20条による公民館の目的	4
1.2	社会教育法第22条による公民館の事業	4
1.3	社会教育法第24条による公民館の設置	4
1.4	社会教育法第29条・第30条による公民館運営審議会	4
1.5	長野市立公民館条例に基づく目的と事業	5
第2	長野市立公民館の数と種類	11
2.1	長野市教育委員会事務局機構図	11
2.2	長野市立公民館組織図	12
2.3	地区別市立公民館及び地域公民館設置数	13
2.4	長野市立公民館と地域公民館の比較	14
2.5	長野市立公民館本館・分館・分室・別館等の利用状況	15
第3	長野市立公民館の歳入	18
3.1	成人学校受講料収入	18
3.2	長野市立公民館条例第11条による目的外使用料	19

第4章	長野市の概要	21
4.1	人口の状況	21
4.2	財政の状況	24
第5章	第六次長野市行政改革大綱	28
5.1	長野市立公民館への指定管理者制度の導入	28
5.2	講座受講料及び施設使用料の有料化	31
第6章	公共施設等総合管理計画と取組状況	33
6.1	公共施設等総合管理計画	34
第7章	アンケート結果	41
7.1	公民館館長アンケートの結果	41
7.2	長野市立公民館利用者アンケートの結果	43
第8章	市立公民館を取り巻く課題	49
8.1	現状において見える課題	49
第3章	個別施設における現状と課題	52
第1	城山公民館	52
第2	中部公民館	56
第3	芹田公民館	60
第4	三輪公民館	64
第5	吉田公民館	68
第6	柳原公民館	72
第7	朝陽公民館	76
第8	若槻公民館	80
第9	長沼公民館	84
第10	安茂里公民館	89
第11	小田切公民館	93
第12	篠ノ井公民館	97
第13	松代公民館	102
第14	若穂公民館	107
第15	川中島町公民館	110
第16	更北公民館	114
第17	信更公民館	118
第18	豊野公民館	123
第19	大岡公民館	127

第 20	信州新町公民館.....	131
第 21	中条公民館.....	135
第 22	その他の公民館.....	138
第 23	各公民館に関わる全体的な指摘・意見等.....	147
23.1	設置目的に従った運営がなされているか.....	147
23.2	施設は効率的かつ有効に運営されているか.....	147
23.3	会計処理・委託契約等適正に処理されているか.....	150
23.4	指定管理者制度は、基本協定書に則り、有効かつ適切に活用されているか.....	151
第 24	他の市有施設で開設される講座との連携.....	152
24.1	他の市有施設で開設される講座の種類と概要.....	152
24.2	施設ごとの講座受講料の比較.....	154
24.3	市立公民館と他の市有施設の連携.....	156
第 25	長野市生涯学習センター.....	165
第 4 章	監査を終えて.....	169
第 1	施設の老朽化に対する取り組み.....	169
第 2	講座等に対する有料化（受益者負担）の検討.....	169
第 3	魅力ある講座開設への取り組み.....	170
3.1	市行政全体での連携.....	170
3.2	NPOや企業などとの連携.....	170
3.3	公民館相互の連携.....	170
第 4	指定管理者制度の活用.....	171
第 5	コミュニティセンターへの移行.....	171

## 第1章 包括外部監査の概要

### 第1 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項、第2項及び長野市包括外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成11年長野市条例第4号）の規定に基づく監査

### 第2 選定した特定の事件

市立公民館の管理運営について

### 第3 事件を選定した理由

近年、超高齢化と言われるほど、人口に占める高齢者の割合が高くなってきている。しかし、高齢者との言葉から受ける印象は、以前とは違い、むしろ、社会との関わりを持ち続ける意欲のある生涯活躍の人になりつつある。また、ワーク・ライフ・バランスと言われるように、仕事だけでなく家庭や趣味などの時間を充実させようとする意識が高まってきている。

市立公民館は、生きがいつくりや新たな知識の習得などの場としてさまざまな講座や教室などを開催して、身近な生涯学習の場であるとともに、地域住民の交流の場にもなっており、地域の中で大きな役割を担っている。

しかし、市全体を見渡すと、市有施設の名称、すなわち建物は異なるが、市立公民館の講座や教室と類似するものが開催されており、また、場所によっては近傍に位置するものもある。

本格的な人口減少社会の到来によって、今後、市の厳しい財政状況が見込まれることから、講座や教室の開催方法、施設の運営方法やあり方について有効性や効率性などの観点から検討する必要がある。

これらのことから、市立公民館が適切に管理運営されているのかを検証することは、重要かつ必要であると考え、特定の事件（テーマ）として選定した。

なお、本監査では、市立公民館を中心に取り上げるが、そのほか講座を開催する市有施設をも対象にして検討する。

### 第4 外部監査の対象

市立公民館本館とその分館がある場合には分館を含め、監査の対象とした。また、講座の比較に当たり、公民館事業である講座と類似する講座を開設している生涯学習センター、老人福祉センター、勤労者女性会館しなのき等についても監査対象とした。

## 第5 外部監査対象期間

原則として平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）とし、必要に応じて他の年度も監査の対象とした。

## 第6 外部監査実施期間

平成29年7月3日から平成30年2月9日まで

## 第7 外部監査の着眼点

地方自治法第2条第15項において、「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。」と定められており、包括外部監査は本趣旨に則って監査を実行するべきと考えられる。従って、公益性はもとより、経済性、効率性、有効性、公平性の各観点から検討した。

市立公民館全体としては、1. 公共施設等総合管理計画に沿った検討及びその準備が押し進められているか、2. 講座内容とその受講料の有料化についての在り方の検討は着実に押し進められているか、3. 他施設で開設されている講座との類型化作業は進められているかについて着眼し監査を実施した。また、個別の公民館については、1. 設置目的に従った運営がなされているか、2. 利用実績等の視点から施設は効率的かつ有効に運営されているか、3. 会計処理や委託契約が規則等に則り適正に処理されているか、4. 指定管理者制度を導入した公民館については、基本協定書に則り施設運営がなされているか、また、同制度が有効かつ適切に活用されているか等に着眼し監査を実施した。

## 第8 外部監査対象の選定と主な監査手続

### 8.1 監査対象公民館等の選定

市立公民館本館29館のうち、地域別、人口別、建物経過年数、運営主体等を総合的に勘案して21館を抽出し選定した。また、講座内容を比較するために、生涯学習センター、勤労者女性会館しなのき等を対象として選定した。

### 8.2 主な監査手続

関係法令、条例、諸規則の確認

関係部署からの説明聴取及び関係者に対する質問

内部関係資料、財務帳票等の閲覧

施設の現地確認

## 第9 外部監査人及び補助者

外部監査人	税理士	新木	淳彦
補助者	税理士	金子	孝
補助者	税理士	平	洋輔
補助者	税理士	徳武	慶彦

## 第10 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29（特定の事件についての監査の制限）の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第11 その他

本報告書における金額の表示方法については、原則「千円未満切捨て」による表示方法を採用している。従って、合計欄の値が端数処理の関係上一致していない場合がある。

また、監査人が実施した公民館の利用に関するアンケートについては、本文中では「利用者アンケート」と表記している。



## 第2章 長野市立公民館を取り巻く状況

### 第1 社会教育法による公民館の目的と事業等の定義

長野市では、社会教育法の規定に基づいた教育施設として、公民館29館を設置している。

#### 1.1 社会教育法第20条による公民館の目的

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### 1.2 社会教育法第22条による公民館の事業

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- 1 定期講座を開設すること。
- 2 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 3 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 4 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 5 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 6 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

現在の公民館で行っている実際の事業については、後に記載する（第3章個別施設における現状と課題の各公民館の概要を参照）。

#### 1.3 社会教育法第24条による公民館の設置

第24条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

長野市では、長野市立公民館条例を昭和59年3月30日に制定し、以後条例の改正を行いながら対応している。ここでは、平成29年6月1日から適用される条例を引用している。

#### 1.4 社会教育法第29条・第30条による公民館運営審議会

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

- 2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

- 2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館

運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

長野市では、条例に基づき、指定管理者制度を導入した公民館を除いて、公民館運営審議会を設置し、運用している。

長野市立公民館運営審議会設置公民館とその委員数については、以下のとおり。

区分	名称	委員の定数
長野市立城山公民館	長野市立城山公民館運営審議会	9 人
長野市立中部公民館	長野市立中部公民館運営審議会	9
長野市立芹田公民館	長野市立芹田公民館運営審議会	10
長野市立古牧公民館	長野市立古牧公民館運営審議会	10
長野市立三輪公民館	長野市立三輪公民館運営審議会	9
長野市立古里公民館	長野市立古里公民館運営審議会	9
長野市立柳原公民館	長野市立柳原公民館運営審議会	8
長野市立浅川公民館	長野市立浅川公民館運営審議会	8
長野市立大豆島公民館	長野市立大豆島公民館運営審議会	9
長野市立朝陽公民館	長野市立朝陽公民館運営審議会	9
長野市立小田切公民館	長野市立小田切公民館運営審議会	7
長野市立松代公民館	長野市立松代公民館運営審議会	9
長野市立若穂公民館	長野市立若穂公民館運営審議会	9
長野市立七二会公民館	長野市立七二会公民館運営審議会	7
長野市立豊野公民館	長野市立豊野公民館運営審議会	8
長野市立戸隠公民館	長野市立戸隠公民館運営審議会	7
長野市立鬼無里公民館	長野市立鬼無里公民館運営審議会	7
長野市立大岡公民館	長野市立大岡公民館運営審議会	7
長野市立信州新町公民館	長野市立信州新町公民館運営審議会	8
長野市立中条公民館	長野市立中条公民館運営審議会	7

## 1.5 長野市立公民館条例に基づく目的と事業

### 1.5.1 長野市立公民館条例第1条による趣旨

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）の規定に基づき、長野市立公民館（以下「公民館」という。）の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

1.5.2 長野市立公民館条例第2条による設置

第2条 法第20条に規定する目的を達成するため、公民館を別表第1のとおり設置する。

2 公民館に、分館を別表第2のとおり設置する。

第2条により、市立公民館を29館と分館30館を設置している。なお、名称、所在、対象区域については、以下のとおり。

別表第1（第2条関係）

名称	位置	対象区域
長野市立城山公民館	長野市大字長野東之門町 2462番地	大字茂菅 大字西長野 新諏訪一丁目 新諏訪二丁目 大字長野の一部 大字上松 大字三輪の一部 上松一丁目の一部 上松二丁目 上松三丁目 上松四丁目の一部 上松五丁目の一部 箱清水一丁目の一部 箱清水二丁目 箱清水三丁目 三輪五丁目の一部 三輪六丁目の一部 三輪七丁目の一部 三輪八丁目の一部 大字小鍋の一部
長野市立中部公民館	長野市大字鶴賀緑町 1596番地 13	大字長野の一部 大字鶴賀の一部 南千歳一丁目 南千歳二丁目 居町 東鶴賀町 柳町 早苗町 大字南長野の一部 大字中御所 中御所町四丁目 中御所一丁目から中御所五丁目まで
長野市立芹田公民館	長野市若里二丁目 8番 18号	長野市支所設置条例（昭和41年長野市条例第9号。以下「条例」という。）別表に掲げる芹田支所の所管区域
長野市立古牧公民館	長野市西和田一丁目 12番 1号	条例別表に掲げる古牧支所の所管区域
長野市立三輪公民館	長野市三輪四丁目 15番 1号	条例別表に掲げる三輪支所の所管区域
長野市立吉田公民館	長野市吉田三丁目 22番 41号	条例別表に掲げる吉田支所の所管区域

長野市立古里公民館	長野市大字金箱 635 番地 16	条例別表に掲げる古里支所の所 管区域
長野市立柳原公民館	長野市大字小島 804 番地 5	条例別表に掲げる柳原支所の所 管区域
長野市立浅川公民館	長野市浅川東条 328 番地 1	条例別表に掲げる浅川支所の所 管区域
長野市立大豆島公民館	長野市大字大豆島 1054 番 地 1	条例別表に掲げる大豆島支所の 所管区域
長野市立朝陽公民館	長野市大字北長池 1640 番 地 2	条例別表に掲げる朝陽支所の所 管区域
長野市立若槻公民館	長野市大字若槻東条 505 番地 1	条例別表に掲げる若槻支所の所 管区域
長野市立長沼公民館	長野市大字穂保 941 番地	条例別表に掲げる長沼支所の所 管区域
長野市立安茂里公民館	長野市大字安茂里 1777 番 地 1	条例別表に掲げる安茂里支所の 所管区域
長野市立小田切公民館	長野市大字山田中 2545 番 地	条例別表に掲げる小田切支所の 所管区域
長野市立芋井公民館	長野市大字桜 600 番地 49	条例別表に掲げる芋井支所の所 管区域
長野市立篠ノ井公民館	長野市篠ノ井御幣川 281 番地 1	条例別表に掲げる篠ノ井支所の 所管区域
長野市立松代公民館	長野市松代町松代 4 番地 3	条例別表に掲げる松代支所の所 管区域
長野市立若穂公民館	長野市若穂綿内 7597 番地	条例別表に掲げる若穂支所の所 管区域
長野市立川中島町公民館	長野市川中島町今井 1762 番地 1	条例別表に掲げる川中島支所の 所管区域
長野市立更北公民館	長野市青木島町大塚 880 番地 5	条例別表に掲げる更北支所の所 管区域
長野市立七二会公民館	長野市七二会丁 151 番地	条例別表に掲げる七二会支所の 所管区域
長野市立信更公民館	長野市信更町氷ノ田 3183	条例別表に掲げる信更支所の所 管区域

	番地 2	管区域
長野市立豊野公民館	長野市豊野町豊野 612 番地 8	条例別表に掲げる豊野支所の所管区域
長野市立戸隠公民館	長野市戸隠栃原 4789 番地	条例別表に掲げる戸隠支所の所管区域
長野市立鬼無里公民館	長野市鬼無里 207 番地 4	条例別表に掲げる鬼無里支所の所管区域
長野市立大岡公民館	長野市大岡乙 252 番地 1	条例別表に掲げる大岡支所の所管区域
長野市立信州新町公民館	長野市信州新町新町 1000 番地 1	条例別表に掲げる信州新町支所の所管区域
長野市立中条公民館	長野市中条 2383 番地 1	条例別表に掲げる中条支所の所管区域

別表第 2（第 2 条関係）

名称	位置
長野市立城山公民館 第一地区分館	長野市大字長野桜枝町 1245 番地 1
長野市立城山公民館 第二地区分館	長野市大字長野東之門町 2462 番地 4
長野市立中部公民館 第四地区分館	長野市大字南長野県町 459 番地 1
長野市立中部公民館 第五地区分館	長野市大字南長野北石堂町 1180 番地 12
長野市立篠ノ井公民館 中央分館	長野市篠ノ井布施高田 863 番地 13
長野市立篠ノ井公民館 東福寺分館	長野市篠ノ井東福寺 1823 番地 1
長野市立篠ノ井公民館 川柳分館	長野市篠ノ井石川 1555 番地
長野市立篠ノ井公民館 共和分館	長野市篠ノ井小松原 2245 番地
長野市立篠ノ井公民館 信里分館	長野市篠ノ井有旅 3695 番地
長野市立篠ノ井公民館 西寺尾分館	長野市篠ノ井杵淵 212 番地 7
長野市立篠ノ井公民館 塩崎分館	長野市篠ノ井塩崎 3377 番地
長野市立松代公民館 松代分館	長野市松代町松代 1360 番地
長野市立松代公民館 清野分館	長野市松代町清野 209 番地
長野市立松代公民館 西条分館	長野市松代町西条 3650 番地
長野市立松代公民館 豊栄分館	長野市松代町豊栄 5755 番地 2
長野市立松代公民館 東条分館	長野市松代町東条 2550 番地 1

長野市立松代公民館 寺尾分館	長野市松代町柴 342 番地 7
長野市立松代公民館 西寺尾分館	長野市松代町西寺尾 992 番地 7
長野市立若穂公民館 綿内分館	長野市若穂綿内 8557 番地 1
長野市立若穂公民館 川田分館	長野市若穂川田 3286 番地 1
長野市立若穂公民館 保科分館	長野市若穂保科 2696 番地
長野市立川中島町公民館 川中島分館	長野市川中島町上氷鉋 1384 番地 14
長野市立川中島町公民館 中津分館	長野市川中島町今井 7 番地 2
長野市立川中島町公民館 御厨分館	長野市川中島町御厨 629 番地 1
長野市立更北公民館 稲里分館	長野市稲里町中央四丁目 4 番 7 号
長野市立更北公民館 小島田分館	長野市小島田町 527 番地 6
長野市立更北公民館 真島分館	長野市真島町真島 1498 番地 6
長野市立鬼無里公民館 上里分館	長野市鬼無里 7420 番地 1
長野市立鬼無里公民館 中央分館	長野市鬼無里 207 番地 4
長野市立鬼無里公民館 両京分館	長野市鬼無里 13994 番地 1

### 1.5.3 長野市立公民館条例第3条による指定管理者による管理

第3条 次に掲げる公民館（以下「指定管理者が管理する公民館」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

- (1) 長野市立吉田公民館
- (2) 長野市立若槻公民館
- (3) 長野市立長沼公民館
- (4) 長野市立安茂里公民館
- (5) 長野市立芋井公民館
- (6) 長野市立篠ノ井公民館及びその分館
- (7) 長野市立川中島町公民館及びその分館
- (8) 長野市立更北公民館及びその分館
- (9) 長野市立信更公民館

指定管理者制度に移行した年月日は以下のとおり。

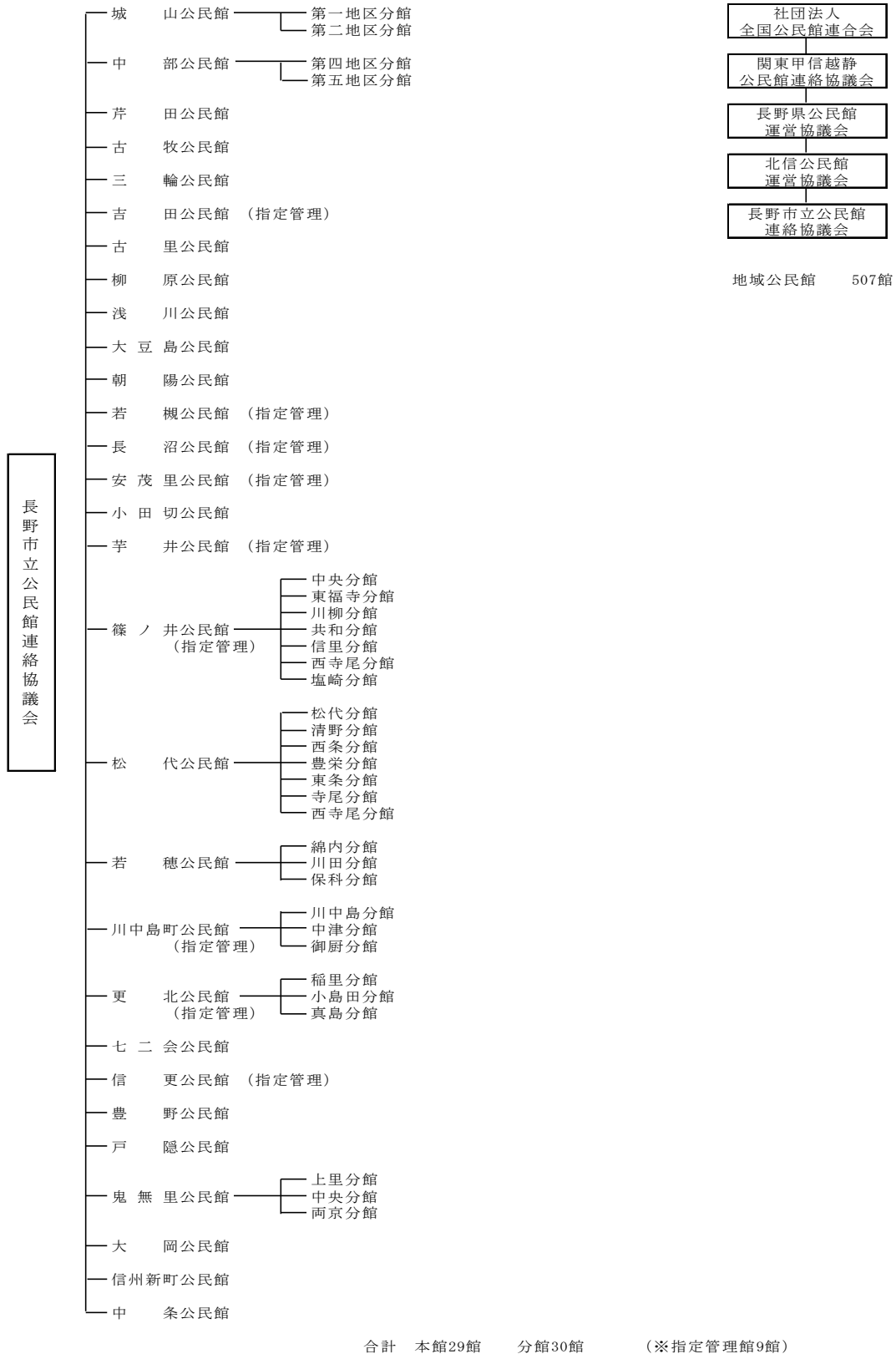
- (1)長野市立吉田公民館・・・・・・・・・・平成 29 年 4 月 1 日
- (2)長野市立若槻公民館・・・・・・・・・・平成 28 年 4 月 1 日
- (3)長野市立長沼公民館・・・・・・・・・・平成 26 年 4 月 1 日
- (4)長野市立安茂里公民館・・・・・・・・・・平成 29 年 4 月 1 日
- (5)長野市立芋井公民館・・・・・・・・・・平成 27 年 4 月 1 日
- (6)長野市立篠ノ井公民館及びその分館・・・・・・・・平成 27 年 4 月 1 日
- (7)長野市立川中島町公民館及びその分館・・・・平成 29 年 4 月 1 日
- (8)長野市立更北公民館及びその分館・・・・平成 28 年 4 月 1 日
- (9)長野市立信更公民館・・・・・・・・・・平成 27 年 4 月 1 日





## 2.2 長野市立公民館組織図

### 組 織 図



## 2.3 地区別市立公民館及び地域公民館設置数

地区別市立公民館及び地域公民館設置数

地区名	市立公民館		地域公民館	行政連絡区数
	本館	分館		
第一地区	1	1	8	17
第二地区		1	10	16
第三地区	1		9	11
第四地区		1	5	6
第五地区		1	4	5
芹田地区	1		16	17
古牧地区	1		13	13
三輪地区	1		10	10
吉田地区	1		15	15
古里地区	1		9	8
柳原地区	1		5	5
浅川地区	1		19	19
大豆島地区	1		7	7
朝陽地区	1		8	8
若槻地区	1		11	13
長沼地区	1		4	4
安茂里地区	1		18	18
小田切地区	1		10	11
芋井地区	1		5	15
篠ノ井地区	1	7	83	75
松代地区	1	7	40	35
若穂地区	1	3	18	12
川中島地区	1	3	26	12
更北地区	1	3	48	23
七二会地区	1		10	10
信更地区	1		14	14
豊野地区	1		10	7
戸隠地区	1		15	15
鬼無里地区	1	3	20	20
大岡地区	1		11	10
信州新町地区	1		15	15
中条地区	1		11	11
計	29	30	507	477

※市立公民館の本館については、昭和29年合併時は、長野市公民館の1館のみであったが、住民要望や人口の増加などに伴い、現在の設置数となった。

## 2.4 長野市立公民館と地域公民館の比較

### 市立公民館と地域公民館の比較

	市立公民館	地域公民館
設置者	長野市	自治会（町内会）
社会教育法	第20条（設置目的） 第21条（公民館の設置者） 第24条（公民館の設置）	第42条（公民館類似施設）
設置数	本館29館・分館30館	507館
経費	市の予算（一般会計）	各世帯からの負担金 区からの補助（地域による）
主な活動内容	成人学校、学級・講座の開催 文化芸能祭等の文化活動 運動会・球技大会などの体育事業 館報の発行等	文化講座・体育事業の開催 地域の学習、自治活動等
備考		社会教育法により市町村が設置する公民館と区別するため、一般的には、自治公民館と呼ばれていて、県下の他市町村では、町内公民館・集落公民館・地域公民館などと呼称している。

#### ◆市立公民館

市立公民館は、社会教育法に基づき、一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会教育の増進に寄与することを目的として設置されている。

公民館は、市町村又は、公民館設置の目的をもって民法（第34条）の規定により設置する法人でなければ設置することができない。（社会教育法第21条）

市立公民館の主な事業は、成人学校、学級・講座の開催、文化芸能祭などの文化活動運動会・球技大会などの体育事業等がある。

#### ◆地域公民館

地域公民館とは、社会教育法に規定する公民館類似施設で、住民自らが設け、地域住民によって自主的に運営されている。主に行政連絡区（区）単位に置かれているが、区の中に複数の地域公民館が設置されている所や複数の区で1つの地域公民館が置かれている所もある。

地域公民館の施設数は、507館となっている。

地域公民館は、住民自治のもと、その地域の学習、自治活動を行っている。また、市立公民館と連携して事業を開催するなどの協力関係にある。市立公民館に分館が設置されている地域では、分館とも密接に連携し合い事業を行っている。

## 2.5 長野市立公民館本館・分館・分室・別館等の利用状況

施設名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	前年度比 (人数)	前年度比 (割合%)
城山公民館 (総括)	63,893	65,945	76,213	72,519	75,421	2,902	4.0
" (本館)	35,522	33,083	36,250	36,076	33,963	△ 2,113	△ 5.9
" 別館	7,470	6,107	7,495	9,270	8,664	△ 606	△ 6.5
" 第一地区分館	7,668	9,603	7,954	7,444	9,861	2,417	32.5
" 第二地区分館	13,233	17,152	24,514	19,729	22,933	3,204	16.2
中部公民館 (総括)	32,158	28,727	26,619	25,846	19,611	△ 6,235	△ 24.1
" (本館)	25,132	22,415	20,881	19,827	16,550	△ 3,277	△ 16.5
" 第四地区分館	2,347	1,795	1,422	1,330	1,652	322	24.2
" 第五地区分館	4,679	4,517	4,316	4,689	1,409	△ 3,280	△ 70.0
芹田公民館	50,339	44,955	54,304	56,103	52,088	△ 4,015	△ 7.2
古牧公民館	30,452	31,703	36,059	33,580	32,738	△ 842	△ 2.5
三輪公民館	32,224	31,068	31,279	31,107	30,743	△ 364	△ 1.2
吉田公民館	59,628	56,538	66,434	65,795	55,155	△ 10,640	△ 16.2
古里公民館	33,386	32,597	31,923	31,648	31,364	△ 284	△ 0.9
柳原公民館	29,164	27,387	30,066	23,296	23,214	△ 82	△ 0.4
浅川公民館	51,208	54,177	60,046	58,035	55,806	△ 2,229	△ 3.8
大豆島公民館	28,445	36,568	39,746	40,171	51,505	11,334	28.2
朝陽公民館	30,859	27,431	32,141	32,307	31,668	△ 639	△ 2.0
若槻公民館	66,830	66,544	51,200	56,935	53,053	△ 3,882	△ 6.8
長沼公民館	11,947	11,622	11,500	11,927	11,697	△ 230	△ 1.9
安茂里公民館	52,508	61,168	51,475	51,401	52,889	1,488	2.9
小田切公民館	5,844	5,222	6,128	4,311	4,163	△ 148	△ 3.4
芋井公民館	3,151	2,632	2,447	5,049	5,203	154	3.1
篠ノ井公民館 (総括)	92,447	89,242	87,725	88,261	88,984	723	0.8
" (本館)	46,104	44,931	43,227	44,813	45,264	451	1.0
" 中央分館	8,972	9,676	8,962	8,880	7,763	△ 1,117	△ 12.6
" 東福寺分館	2,859	2,795	2,972	2,935	3,575	640	21.8
" 川柳分館	9,891	9,344	8,423	8,045	7,998	△ 47	△ 0.6
" 共和分館	6,644	5,718	5,392	5,899	6,595	696	11.8
" 信里分館	3,272	3,042	2,874	3,187	2,543	△ 644	△ 20.2
" 西寺尾分館	9,755	8,031	8,702	6,302	6,509	207	3.3
" 塩崎分館	4,950	5,705	7,173	8,200	8,737	537	6.5
松代公民館 (総括)	64,065	59,102	61,479	59,440	62,227	2,787	4.7
" (本館)	36,743	35,021	34,578	31,867	33,040	1,173	3.7
" 松代分館	3,966	4,090	7,911	7,881	8,589	708	9.0
" 清野分館	979	1,025	973	1,194	1,567	373	31.2
" 西条分館	3,490	2,968	2,208	1,985	2,058	73	3.7
" 豊栄分館	3,463	3,551	2,564	3,363	2,734	△ 629	△ 18.7
" 東条分館	10,194	8,051	8,791	8,498	9,341	843	9.9
" 寺尾分館	2,533	2,092	1,979	2,044	2,245	201	9.8
" 西寺尾分館	2,697	2,304	2,475	2,608	2,653	45	1.7
若穂公民館 (総括)	38,458	39,541	44,448	45,525	44,454	△ 1,071	△ 2.4
" (本館)	29,729	29,686	33,525	33,163	33,590	427	1.3
" 綿内分館	3,831	4,917	5,737	6,425	5,842	△ 583	△ 9.1
" 川田分館	2,058	2,136	2,379	3,202	2,994	△ 208	△ 6.5
" 保科分館	2,840	2,802	2,807	2,735	2,028	△ 707	△ 25.9
川中島町公民館 (総括)	42,376	52,021	62,016	66,968	66,102	△ 866	△ 1.3
" (本館)	0	7,053	28,044	32,702	36,930	4,228	12.9
" 川中島分館	11,084	10,448	9,025	9,133	8,662	△ 471	△ 5.2
" 中津分館	22,838	24,442	18,854	18,542	15,260	△ 3,282	△ 17.7
" 御厨分館	8,454	10,078	6,093	6,591	5,250	△ 1,341	△ 20.3
更北公民館 (総括)	116,549	111,386	105,444	96,278	88,223	△ 8,055	△ 8.4
" (本館)	64,133	60,979	59,406	58,030	54,393	△ 3,637	△ 6.3
" 青木島分館	6,237	6,742	6,472	5,939	1,108		
" 稲里分館	20,083	19,070	17,869	18,623	21,016	2,393	12.8
" 小島田分館	8,291	7,900	7,203	7,166	7,249	83	1.2
" 真島分館	5,250	5,376	4,578	4,555	4,457	△ 98	△ 2.2
" 体育館	12,555	11,319	9,916	1,965	0		
七二会公民館	5,181	5,335	5,115	4,201	4,916	715	17.0
信更公民館	4,769	4,754	5,596	5,394	5,839	445	8.2
豊野公民館	16,373	15,194	14,977	11,073	15,004	3,931	35.5
戸隠公民館	5,778	5,250	5,582	5,149	4,910	△ 239	△ 4.6
鬼無里公民館 (総括)	4,181	4,039	4,007	3,803	3,004	△ 799	△ 21.0
" (本館)	2,771	2,585	2,622	2,576	2,295	△ 281	△ 10.9
" 上里分館	1,030	1,212	1,033	938	592	△ 346	△ 36.9
" 両京分館	380	242	352	289	117	△ 172	△ 59.5
大岡公民館	11,163	10,430	8,902	11,601	12,570	969	8.4
信州新町公民館	5,800	5,516	6,620	8,253	8,101	△ 152	△ 1.8
中条公民館	10,294	9,515	8,299	7,962	6,629	△ 1,333	△ 16.7
公民館合計	999,470	995,609	1,027,790	1,013,938	997,281	△ 16,657	△ 1.6

公民館利用率の推移（H24～H28）

施設名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	過去5年平均利用率	直近3年平均利用率
城山公民館 本館	27.4	26.9	28.2	28.5	27.5	27.7	28.1
〃 別館	35.7	35.4	43.2	47.8	49.8	42.4	46.9
〃 第一地区分館	8.4	8.2	7.4	7.0	8.2	7.8	7.5
〃 第二地区分館	14.1	15.4	21.3	21.4	20.9	18.6	21.2
中部公民館 本館	26.4	24.2	23.1	22.8	20.8	23.5	22.2
〃 第四地区分館	8.8	9.2	5.0	4.6	4.1	6.3	4.6
〃 第五地区分館	9.6	8.7	7.9	10.2	※3 4.9	8.3	7.7
芹田公民館	43.3	41.3	40.1	39.4	39.4	40.7	39.6
古牧公民館	46.3	37.8	39.0	37.8	39.4	40.1	38.7
三輪公民館	36.4	35.8	39.4	32.2	30.2	34.8	33.9
吉田公民館	37.4	38.0	40.3	39.4	36.5	38.3	38.7
古里公民館	35.6	35.9	31.3	33.9	36.3	34.6	33.8
柳原公民館	41.4	35.2	33.5	34.6	34.8	35.9	34.3
浅川公民館	30.0	30.7	31.0	31.7	30.4	30.8	31.0
〃 分室	21.5	19.9	22.0	20.4	19.6	20.7	20.7
大豆島公民館	44.0	34.6	41.2	40.4	43.1	40.7	41.6
朝陽公民館	36.3	30.5	32.1	30.6	36.7	33.2	33.1
〃 分室	39.5	43.9	42.7	39.3	46.0	42.3	42.7
若槻公民館	50.7	49.7	42.1	46.8	45.0	46.9	44.6
長沼公民館	13.8	13.0	13.0	13.1	12.0	13.0	12.7
安茂里公民館	57.6	53.3	53.9	54.3	56.4	55.1	54.9
〃 分室	44.8	52.2	50.3	54.9	44.2	49.3	49.8
小田切公民館	6.8	6.2	6.2	5.5	6.6	6.3	6.1
茅井公民館	8.4	7.7	5.7	6.6	6.3	6.9	6.2
篠ノ井公民館 本館	33.4	33.9	32.6	32.1	33.5	33.1	32.7
〃 中央分館	30.7	29.3	28.1	26.9	24.5	27.9	26.5
〃 東福寺分館	11.0	10.4	10.5	9.1	8.1	9.8	9.2
〃 川柳分館	19.9	20.9	19.2	24.8	25.0	22.0	23.0
〃 共和分館	10.9	9.9	10.2	11.5	13.2	11.1	11.6
〃 信里分館	6.7	6.1	7.1	8.7	18.0	9.3	11.3
〃 西寺尾分館	23.4	25.5	25.4	28.4	25.8	25.7	26.5
〃 塩崎分館	4.4	6.2	7.9	9.4	11.8	7.9	9.7
松代公民館 本館	43.2	38.6	35.3	41.6	39.5	39.6	38.8
〃 松代分館	36.7	25.5	30.1	38.0	38.9	33.8	35.7
〃 清野分館	2.0	2.0	1.5	2.3	2.4	2.0	2.1
〃 西条分館	9.4	8.2	5.2	4.3	4.6	6.3	4.7
〃 豊栄分館	4.9	6.2	4.4	6.9	4.7	5.4	5.3
〃 東条分館	16.7	17.0	20.5	21.1	18.5	18.8	20.0
〃 寺尾分館	3.5	2.8	2.3	3.1	2.5	2.8	2.6
〃 西寺尾分館	4.7	4.0	5.7	5.4	5.4	5.0	5.5
若穂公民館 本館	24.2	28.9	29.8	30.8	28.5	28.4	29.7
〃 綿内分館	11.7	10.2	11.7	9.3	12.9	11.2	11.3
〃 川田分館	4.7	7.0	5.1	4.9	4.4	5.2	4.8
〃 保科分館	4.2	4.0	4.2	3.8	3.6	4.0	3.9
川中島町公民館 本館	※1 0.0	※2 20.4	24.0	30.6	33.3	21.7	29.3
〃 川中島分館	26.9	24.0	19.1	19.2	19.0	21.6	19.1
〃 中津分館	43.1	43.9	33.3	32.3	33.1	37.1	32.9
〃 御厨分館	16.7	19.9	13.9	15.9	11.0	15.5	13.6
更北公民館 本館	32.6	30.2	28.7	24.2	29.5	29.0	27.5
〃 青木島分館	26.2	28.5	27.0	25.8	※4 9.4	23.4	20.7
〃 稲里分館	19.5	21.8	21.2	23.9	25.8	22.4	23.6
〃 小島田分館	20.6	18.9	17.6	16.9	17.8	18.4	17.4
〃 真島分館	8.1	9.5	6.9	7.2	7.4	7.8	7.2
七二会公民館	7.9	8.0	8.7	7.6	7.7	8.0	8.0
信更公民館	7.5	9.4	9.6	10.0	13.2	9.9	10.9
〃 分室	1.2	1.5	1.5	2.0	2.2	1.7	1.9
豊野公民館	22.2	23.7	20.4	17.7	17.9	20.4	18.7
戸隠公民館	5.6	7.0	7.5	7.4	6.2	6.7	7.0
鬼無里公民館 本館	3.2	3.1	3.8	3.6	3.6	3.5	3.7
〃 上里分館	6.8	7.8	7.7	5.8	4.7	6.6	6.1
〃 両京分館	1.9	1.3	2.0	1.4	1.0	1.5	1.5
大岡公民館	16.3	15.9	16.0	15.8	15.9	16.0	15.9
信州新町公民館	7.9	7.7	8.1	9.3	8.9	8.4	8.8
中条公民館	7.9	6.7	6.4	6.6	5.7	6.7	6.2
総合計	21.4	20.7	20.5	20.8	21.1	20.9	20.8

※1 川中島町公民館は建て替え工事中。H25.12新築完成。

※2 川中島町公民館はH25年12月9日より開館。総合計に川中島町公民館は含まない。

※3 第五地区分館はH28年11月より工事のため、利用不可。総合計に第五地区分館は含まない。

※4 青木島分館は廃館のため、H28年8月までの利用。総合計に青木島分館は含まない。

施設の概要

番号	公民館名	単独・複合	建設年月	建物の構造	地上	地下	建物の面積		
							総面積	部分別（共用部含む）	
								公民館部分	他団体部分
1	城山	単独	S45 3	鉄筋	3		1,495.48	1,495.48	
2	別館	単独	S42 4	鉄筋	4		1,722.57	1,722.57	
3	第一地区分館	地域公民館	S56 3	鉄骨	3	1	478.84	478.84	
4	第二地区分館	単独	H 3 3	鉄骨	2		805.51	805.51	
5	中部	単独	S50 3	鉄骨	4		956.19	956.19	
6	第四地区分館	単独	S54 3	鉄骨	4		483.92	483.92	
7	第五地区分館	単独	S52 10	木造	2		395.69	395.69	
8	芹田	単独	S36 9	鉄筋	2		860.60	860.60	
9	古牧	古牧支所	S62 12	鉄骨	2		884.02	766.65	117.37
10	三輪	三輪支所	S61 3	鉄骨	2		572.19	435.19	137.00
11	新館	単独	H11 2	鉄骨	3		999.23	999.23	
12	吉田	吉田支所ほか	H 9 11	鉄筋鉄骨	13	1	25,578.00	3,957.17	21,620.83
13	古里	古里支所ほか	H14 3	鉄骨	1		1,598.47	1,365.81	232.66
14	柳原	柳原支所ほか	H22 3	鉄骨	1		2,244.93	801.77	1,443.16
15	浅川	浅川支所	H13 8	鉄骨	2		1,097.94	647.94	450.00
16	分室	単独	S52 9	一部鉄骨	2		868.43	868.43	
17	大豆島	大豆島支所	H25 3	鉄骨	1		1,508.32	1,044.90	463.42
18	朝陽	単独	S47 3	鉄筋	2		866.61	866.61	
19	分室	朝陽支所	S62 9	鉄骨	2		515.80	391.33	124.47
20	若槻	若槻支所	S47 11	鉄筋	2		1,252.81	1,094.14	158.67
21	長沼	長沼支所	S58 2	鉄骨	1		840.28	715.42	124.86
22	安茂里	安茂里支所ほか	H 3 2	鉄筋鉄骨	2		2,413.84	1,065.41	1,348.43
23	小市分室	単独	S53 3	鉄筋	2		288.25	288.25	
24	小田切	小田切支所ほか	H 8 10	鉄骨他	2		1,373.40	1,074.43	298.97
25	芋井	単独	H 2 3	鉄骨	2		635.65	635.65	
26	篠ノ井	篠ノ井支所	S56 1	鉄骨	3		2,121.41	1,431.30	690.11
27	中央分館	セントラルビル2F賃借	H12 5	鉄筋一部鉄骨	6		2,648.91	357.21	2,291.70
28	東福寺分館	農協	S52 12	鉄骨	2		1,029.29	538.67	490.62
29	川柳分館	単独	H15 3	鉄骨	1		450.09	450.09	
30	共和分館	単独	S57 3	鉄骨他	1		414.72	414.72	
31	信里分館	農協ほか	S47 5	鉄筋	2		685.67	41.29	644.38
32	西寺尾分館	単独	S55 3	木造	1		645.48	645.48	
33	塩崎分館	単独	H23 3	鉄骨造	1		483.00	483.00	
34	松代	単独	S46 2	鉄筋	2		1,132.39	1,132.39	
35	松代分館	松代支所	S63 9	鉄骨	2		1,214.16	297.00	917.16
36	清野分館	単独	H 1 4	鉄骨	2		269.00	269.00	
37	西条分館	農協	S53 6	鉄骨	2		625.39	267.40	357.99
38	〃分室	財産区所有	S31 9	木造	2		388.22	82.21	306.01
39	豊栄分館	農協	S53 10	鉄骨	2		684.46	252.34	432.12
40	東条分館	単独	H12 3	木造	1		471.00	471.00	
41	寺尾分館	単独	H 1 3	鉄骨	2		335.85	335.85	
42	西寺尾分館	単独	H13 3	鉄骨	2		340.00	340.00	
43	若穂	単独	S46 3	鉄筋	2		927.94	927.94	
44	綿内分館	農協	S56 6	鉄骨	2		826.70	524.17	302.53
45	川田分館	農協	S56 9	鉄骨	2		654.44	362.27	292.17
46	保科分館	農協	S44 3	鉄筋	3		749.02	458.64	290.38
47	川中島町	単独	H25 10	鉄筋	2		1,244.34	1,244.34	
48	川中島分館	農協	S55 12	鉄筋	2		542.48	348.08	194.40
49	中津分館	農協	S62 12	鉄骨	2		1,062.71	456.22	606.49
50	御厨分館	農協	S48 5	鉄骨	2		885.58	385.50	500.08
51	更北	単独	H 5 8	鉄筋	3		2,290.40	2,290.40	
52	稲里分館	単独	H 9 10	鉄骨	2		599.90	599.90	
53	小島田分館	単独	H17 3	鉄筋	1		366.18	366.18	
54	真島分館	単独	S57 3	鉄骨	2		703.14	703.14	
55	七二会	コミュニティセンター	H 2 3	鉄骨	2		606.60	606.60	
56	信更	単独	H20 10	鉄骨	2		680.09	680.09	
57	高野分室	ふれあい交流ひろば	S54 1	鉄骨	2		1,632.41	964.10	668.31
58	豊野	単独	S47 3	鉄筋	2		1,047.66	1,047.66	
59	戸隠	柵連絡所	H11 10	鉄筋	2	1	1,858.50	1,735.29	123.21
60	鬼無里	中央分館併設	S49 4	鉄筋	3		1,155.17	1,155.17	
61	上里分館	単独	S53 9	鉄骨一部木造	1		214.84	214.84	
62	中央分館	本館に併設							鬼無里公民館に併設
63	西京分館	単独	S53 9	鉄骨一部木造	1		213.84	213.84	
64	大岡	単独	H11 3	鉄筋	2		998.87	998.87	
65	信州新町	信州新町支所	H 5 3	鉄筋	3	1	4,975.07	850.81	4,124.26
66	中条	単独	S54 12	鉄筋鉄骨	2	1	1,805.30	1,805.30	

(合計) 本館 29 館  
分館 30 館

### 第3 長野市立公民館の歳入

#### 3.1 成人学校受講料収入

第9条 公民館（指定管理者が管理する公民館を除く。）が開設する成人学校の受講者は、受講料として1講座につき1学期8,000円を納付しなければならない。

2 前項の受講料は、前納しなければならない。

3 既に納付された受講料は、還付しない。ただし、市長は、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

#### 【成人学校歳入歳出内訳】

単位：千円

節	歳出額	節	歳入額
成人学校運営費	24,641	成人学校受講料	34,719
歳入歳出差額	10,078		
計	34,719	計	34,719

注 上記表は平成28年度の歳入と歳出による。

指定管理者制度を導入した公民館は反映していない。ただし吉田公民館、安茂里公民館、川中島町公民館は指定管理者制度に移行前であるため、算入されている。

成人学校については、各公民館（実施していない公民館を除く）において講座内容の検討や受講者確保などで工夫しているところである。成人学校は、多くは年3学期制で、一学期につき8,000円の受講料を事前に納付することになっている。

この受講料は、平成23年に改定され現在に至っている。成人学校の講師謝礼の額は、学級・講座にかかわる講師等の謝金の基準に基づいている。

平成28年度の成人学校講座の歳入額とそれに係る歳出額との差額は、約1,007万円余剰となる。しかし、この金額は、成人学校にかかる直接的な経費と受講料収入を比較したものであり、間接的な経費、つまり施設維持運営費を考慮していない。

成人学校の受講料収入から、役務の提供にかかる経費の支出に充当された金額は、1,007万円で、受講料全体の約3分の1となっている。公民館管理運営費の支出は、5,356万円であるから、この3分の1に相当する1,785万円は、成人学校の間接的経費と見なすとすれば、見かけでは約1,007万円の余剰であるものの、実態としては、約778万円の歳入不足と言える。

また、成人学校の講師謝礼の額は、平均で1回当たり約5,364円となるが（講師謝礼金2,902万円（平成28年度当初予算）÷全講座回数5,411回）、利用者アンケートの結果を考慮すると、より人気のある講師を希望する等の意見もあり、今後講師謝礼金が上昇する可能性も否定できない状況にあると思われる。

### 3.2 長野市立公民館条例第 11 条による目的外使用料

第 11 条 公民館を地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けて使用する者は、別表第 3 に定めるところにより使用料を納付しなければならない。ただし、市長は、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、申請により、使用料を減免することができる。

2 第 9 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の使用料について準用する。

市立公民館の貸館は、社会教育法第 20 条を目的とする活動（地域の生活文化の振興、社会福祉の増進に役立つ活動）の使用であれば、無料となっており、多くの貸館利用は無料でされている。一方、社会教育法第 20 条の目的外の利用として、労働組合や同窓会等任意団体での使用などについては、有料となっている。

なお、社会教育法で禁止されている特定の政党の利益になる活動や選挙のための総決起大会や出陣式、当選祝賀会、特定の宗教の布教や支援活動、営利目的の使用などや、個人の使用、未成年者のみでの使用、飲食目的の使用を目的とする貸館の利用はできない。

貸館に関わる歳入は、目的外使用料と施設の冷暖房費の実費相当にあたる冷暖房費徴収金である。平成 28 年度の目的外使用料は 671 千円、冷暖房費徴収金は 159 千円ほどである。徴収した歳入額は全て市立公民館の管理運営費に充てられている。目的外使用料は、以下のとおりで、施設の種類及び時間帯、施設の面積により区分されている。

市立公民館に関わるその他の歳入として、自動販売機設置料やコピー料金がある。

#### ◆目的外使用の場合の使用料（第 11 条別表第 3）

区分		午前	午後	夜間	全日
		8 時 30 分～正午	1 時～5 時	5 時 30 分～9 時 30 分	午前 8 時 30 分～午後 9 時 30 分
会議室(講義室)		円	円	円	円
	30 平方メートル未満	510	710	920	2,050
	30 平方メートル以上	710	920	1,130	2,770
	80 平方メートル未満				
	80 平方メートル以上	920	1,130	1,330	3,490
和室	30 平方メートル未満	510	820	1,130	2,460
	30 平方メートル以上	820	1,130	1,430	3,490
	80 平方メートル未満				



	80 平方メートル以上	1,130	1,430	1,950	4,730
実習室（料理教室、工作室等）	30 平方メートル未満	920	1,330	1,950	4,320
	30 平方メートル以上	1,230	1,740	2,360	5,450
	80 平方メートル未満				
	80 平方メートル以上	1,640	2,160	2,670	6,580
集会室（体育館・講堂）	200 平方メートル未満	820	1,230	1,950	4,110
	200 平方メートル以上	1,130	1,640	2,360	5,140
	400 平方メートル未満				
	400 平方メートル以上	1,430	2,050	2,670	6,370
吉田公民館ホール		4,320	6,480	8,640	13,880
設備	ピアノ 1 台	午前、午後又は夜間の区分ごとに、それぞれ 4,730 円			
	拡声装置一式	午前、午後又は夜間の区分ごとに、それぞれ 1,950 円			

備考

- 1 会議室（講義室）、和室、実習室（料理教室、工作室等）及び集会室（体育館・講堂）のそれぞれの区分は、当該室の床面積による。
- 2 ピアノ調律料及び冷暖房費は、実費を勘案して市長が定める額とする。  
なお、上記表は松代公民館松代分館を除くものである。

## 第4 長野市の概要

### 4.1 人口の状況

わが国の人口は、平成20年をピークに減少局面に入っており、今後、減少スピードは加速度的に高まると推計されている。

長野市も、平成12年にピークとなり、今後は減少基調の推計となっており、人口構成は、より一層少子・高齢化の進行が見込まれている。

将来の人口推移から想定される公共施設の課題としては、生産年齢人口の減少に伴い、施設更新費用等に係る将来世代の負担増が懸念されること、社会保障関係経費の増大による、公共施設を維持管理する財源が枯渇すること、老年人口の増加に伴う高齢者のニーズへの対応が求められること、などが挙げられる。

#### 4.1.1 長野市人口及び世帯数の推移

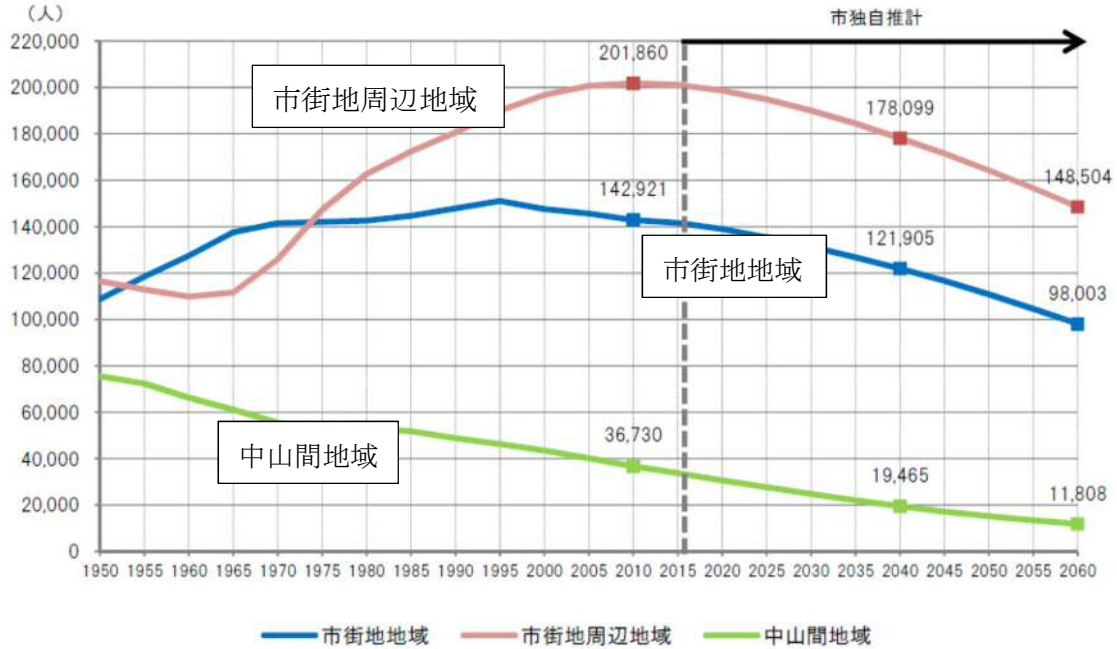
	平成 28 年	平成 27 年	平成 26 年	平成 25 年	平成 24 年
世帯数	158,549	157,095	156,130	155,004	154,127
人口総数	382,141	382,738	384,202	385,150	386,026
（男性）	185,077	185,151	185,895	186,393	186,861
（女性）	197,064	197,587	198,307	198,757	199,165
人口密度*	458	458	460	461	462
世帯人口*	2.4	2.4	2.5	2.5	2.5

\*人口密度は1k㎡当たり、世帯人口は1世帯当たり。

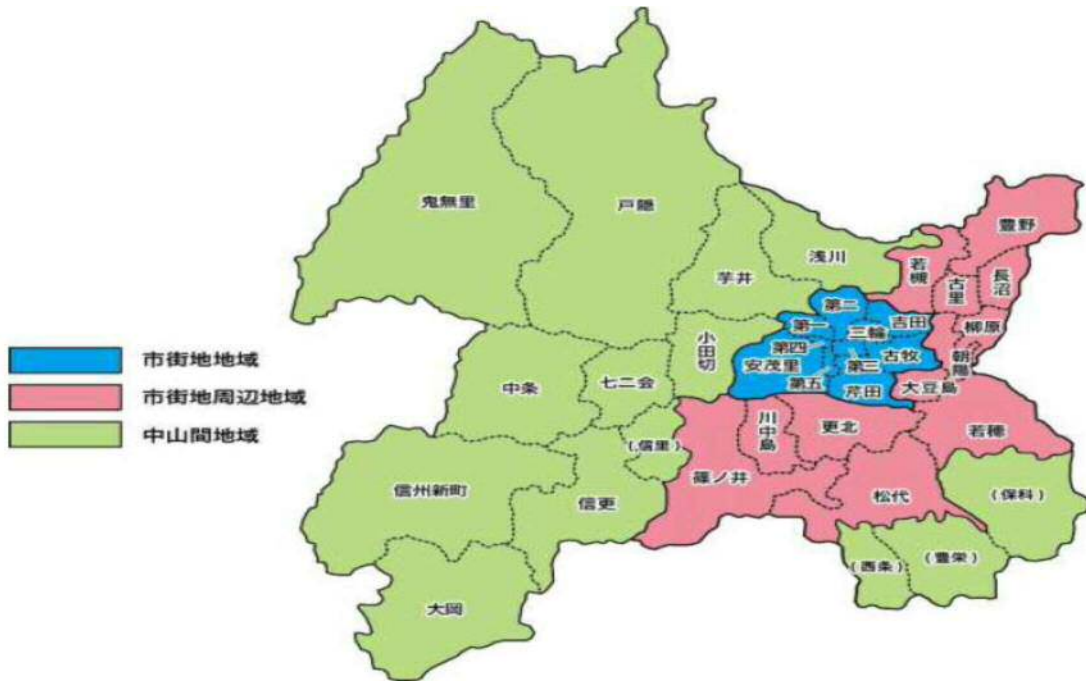
地区別世帯人口の過去5年間推移は次のとおり。

		地区別世帯人口									
		H29/4		H28/4		H27/4		H26/4		H25/4	
管内	町名	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口
長野	第一	2,749	5,702	2,798	5,796	2,810	5,830	2,822	5,904	2,866	6,017
	第二	5,342	11,837	5,305	11,863	5,297	11,872	5,277	11,982	5,246	11,999
	第三	3,556	6,643	3,500	6,559	3,458	6,576	3,406	6,541	3,409	6,561
	第四	1,343	2,629	1,344	2,618	1,350	2,644	1,333	2,660	1,325	2,660
	第五	2,423	4,683	2,401	4,673	2,378	4,592	2,352	4,610	2,348	4,662
	芹田	12,632	26,832	12,443	26,721	12,275	26,670	12,175	26,735	11,929	26,386
	古牧	11,220	26,607	11,140	26,700	10,954	26,468	10,796	26,322	10,646	26,103
	三輪	7,752	16,479	7,728	16,668	7,737	16,849	7,783	17,054	7,772	17,284
	吉田	7,162	17,007	7,122	17,115	7,047	17,124	6,945	17,038	6,886	17,054
	古里	5,567	13,683	5,550	13,733	5,513	13,727	5,467	13,754	5,452	13,855
	柳原	2,782	6,938	2,772	6,988	2,796	7,114	2,818	7,219	2,799	7,247
	浅川	2,827	6,837	2,826	6,893	2,824	6,949	2,817	7,007	2,820	7,095
	大豆島	4,983	12,580	4,904	12,533	4,830	12,509	4,770	12,477	4,722	12,516
	朝陽	6,170	15,192	6,140	15,187	6,051	15,092	5,962	15,064	5,913	15,093
	若槻	8,213	20,254	8,127	20,184	7,983	20,071	7,954	20,188	7,857	20,171
	長沼	912	2,410	921	2,458	915	2,483	924	2,526	917	2,555
	安茂里	9,108	21,424	9,174	21,788	9,108	21,933	9,063	22,048	9,101	22,325
	小田切	445	944	445	962	448	1,004	451	1,042	459	1,063
	芋井	969	2,247	966	2,275	968	2,315	987	2,400	991	2,448
	計	96,155	220,928	95,606	221,714	94,742	221,822	94,102	222,571	93,458	223,094
篠ノ井	篠ノ井	8,199	20,644	8,140	20,633	8,019	20,437	7,958	20,383	7,836	20,199
	塩崎	2,127	5,591	2,124	5,633	2,125	5,728	2,133	5,816	2,126	5,863
	共和	1,473	3,766	1,454	3,770	1,442	3,805	1,433	3,799	1,433	3,820
	川柳	1,712	4,185	1,721	4,245	1,709	4,261	1,717	4,352	1,704	4,386
	東福寺	1,424	3,493	1,423	3,514	1,430	3,574	1,425	3,607	1,417	3,628
	西寺尾	1,181	3,328	1,149	3,238	1,111	3,153	1,031	2,921	913	2,586
	信里	499	1,234	511	1,263	510	1,282	502	1,291	494	1,302
	計	16,615	42,241	16,522	42,296	16,346	42,240	16,199	42,169	15,923	41,784
松代	松代	2,040	5,154	2,020	5,162	2,021	5,192	2,023	5,234	2,015	5,259
	清野	526	1,353	542	1,397	545	1,433	551	1,487	552	1,523
	西条	696	1,666	719	1,717	722	1,724	725	1,764	723	1,794
	豊栄	595	1,581	593	1,607	592	1,631	588	1,654	589	1,688
	東条	1,677	4,164	1,696	4,270	1,707	4,344	1,694	4,369	1,686	4,400
	寺尾	1,180	3,080	1,162	3,052	1,148	3,055	1,148	3,116	1,141	3,134
	西寺尾	238	538	235	544	233	548	239	581	235	590
	計	6,952	17,536	6,967	17,749	6,968	17,927	6,968	18,205	6,941	18,388
若穂	綿内	2,274	6,343	2,252	6,370	2,221	6,377	2,182	6,371	2,158	6,363
	川田	1,073	3,020	1,064	3,036	1,062	3,067	1,061	3,072	1,053	3,081
	保科	1,179	3,129	1,178	3,199	1,180	3,253	1,173	3,296	1,182	3,346
計	4,526	12,492	4,494	12,605	4,463	12,697	4,416	12,739	4,393	12,790	
川中島	中津	4,291	10,829	4,216	10,793	4,134	10,741	4,108	10,767	4,046	10,835
	御厨	1,847	4,893	1,845	4,930	1,829	4,920	1,832	4,953	1,790	4,910
	川中島	4,605	11,998	4,594	11,987	4,515	11,892	4,463	11,843	4,412	11,781
	計	10,743	27,720	10,655	27,710	10,478	27,553	10,403	27,563	10,248	27,526
更北	青木島	6,827	16,517	6,691	16,387	6,454	16,171	6,323	15,997	6,312	16,100
	真島	951	2,492	928	2,511	906	2,533	916	2,583	918	2,617
	小島田	791	2,309	784	2,318	775	2,304	773	2,302	761	2,306
	稲里	4,965	12,629	4,925	12,633	4,844	12,595	4,779	12,514	4,731	12,482
	計	13,534	33,947	13,328	33,849	12,979	33,603	12,791	33,396	12,722	33,505
七二会	七二会	744	1,592	766	1,650	789	1,725	812	1,803	825	1,863
	計	744	1,592	766	1,650	789	1,725	812	1,803	825	1,863
信更	信田	505	1,133	511	1,182	521	1,235	542	1,287	542	1,318
	更府	415	946	423	967	425	989	432	1,012	442	1,066
豊野	計	920	2,079	934	2,149	946	2,224	974	2,299	984	2,384
	豊野	3,683	9,803	3,669	9,903	3,701	10,053	3,671	10,080	3,655	10,104
	計	3,683	9,803	3,669	9,903	3,701	10,053	3,671	10,080	3,655	10,104
戸隠	戸隠	1,504	3,606	1,526	3,708	1,556	3,827	1,575	3,950	1,583	4,018
	計	1,504	3,606	1,526	3,708	1,556	3,827	1,575	3,950	1,583	4,018
鬼無里	鬼無里	671	1,417	685	1,474	708	1,549	727	1,624	739	1,685
	計	671	1,417	685	1,474	708	1,549	727	1,624	739	1,685
大岡	大岡	518	973	541	1,009	545	1,042	557	1,090	564	1,109
	計	518	973	541	1,009	545	1,042	557	1,090	564	1,109
信州新町	信州新町	1,940	4,258	1,972	4,399	1,994	4,491	2,034	4,668	2,056	4,798
	計	1,940	4,258	1,972	4,399	1,994	4,491	2,034	4,668	2,056	4,798
中条	中条	866	1,881	884	1,926	880	1,985	901	2,045	913	2,102
	計	866	1,881	884	1,926	880	1,985	901	2,045	913	2,102
合計		159,371	380,473	158,549	382,141	157,095	382,738	156,130	384,202	155,004	385,150

4.1.2 長野市人口の将来推計  
 長野市の人口推計等



資料：2010年までは国勢調査。2015年以降は市独自推計による。



長野市人口ビジョンでは、市街地地域、市街地周辺地域及び中山間地域の3地域別に、地域別の推移と将来推計をみると、市街地地域は、平成7（1995）年から減少傾向にあり、平成72（2060）年には10万人を割り込むと推計されている。

これまで順調に人口が増加してきた市街地周辺地域も、平成 22（2010）年をピークに、徐々に減少すると推計され、中山間地域は、他の地域よりも人口減少の速度が速く、平成 52（2040）年には 2 万人を割り込むと推計される。

#### 4.2 財政の状況

平成 28 年度歳入に占める市税の割合は 38.7% ともっとも多い。市税全体のこれまでの推移を見ると、平成 24 年度までの減少傾向から、景気回復の影響により、平成 25 年度、26 年度は増加に転じ、平成 27 年度は税制改正による、法人市民税の減少や評価替えによる固定資産税及び都市計画税の減少により、再び減少となった。平成 28 年度は、就業者数や個人所得の増加などにより、個人市民税は 202 億 7,800 万円を計上したが、金融保険業のマイナス金利の影響による法人業績の落ち込みなどにより、法人市民税は 64 億 4,700 万円となった。固定資産税及び都市計画税は地価の下落が続いているものの、新築増築家屋が増えていること、また、償却資産では未申告となっていた太陽光発電設備の課税により、262 億 2,000 万円となった。

歳出の面では、扶助費が少子・超高齢化の進展に伴い年々増加した。

性質別歳出のうち義務的経費は、668 億 800 万円となり、平成 28 年度歳出全体に占める割合は 45.3% となった。そのうち、扶助費が年金生活者等支援臨時福祉給付金の給付、障害者（児）介護給付費・訓練等給付費及び生活保護法定扶助費の増などにより、299 億 700 万円となった。

4.2.1 一般会計財源別歳入の推移

長野市財政状況

財源別歳入

(単位：千円、%)

款別	平成28年度			平成27年度			平成26年度			平成25年度			平成24年度		
	決算額	構成比	対前年度比	決算額	構成比	対前年度比	決算額	構成比	対前年度比	決算額	構成比	対前年度比	決算額	構成比	対前年度比
<b>自主財源</b>	<b>79,298,538</b>	<b>52.5</b>	<b>100.6</b>	<b>78,791,334</b>	<b>48.5</b>	<b>94.6</b>	<b>83,260,271</b>	<b>48.8</b>	<b>107.5</b>	<b>77,449,071</b>	<b>48.7</b>	<b>97.7</b>	<b>79,231,964</b>	<b>52.5</b>	<b>99.6</b>
市税	58,359,740	38.7	100.3	58,159,274	35.8	99.1	58,693,312	34.4	102.1	57,513,402	36.1	100.9	57,018,010	37.7	99.1
分担金及び負担金	641,284	0.4	95.0	674,759	0.4	24.9	2,706,787	1.6	101.8	2,658,017	1.7	99.7	2,667,165	1.8	101.1
使用料及び手数料	4,711,716	3.1	104.6	4,506,060	2.8	167.4	2,691,357	1.6	96.6	2,786,057	1.7	100.7	2,767,566	1.8	97.3
財産収入	666,512	0.4	94.9	702,020	0.4	82.1	855,406	0.4	96.0	890,663	0.6	102.3	870,322	0.6	101.6
寄附金	151,016	0.1	267.7	56,406	0.0	37.6	149,884	0.1	208.4	71,926	0.0	86.8	82,908	0.1	202.5
入金	2,590,968	1.7	101.9	2,542,932	1.6	149.6	1,700,222	1.0	140.2	1,212,533	0.8	101.5	1,194,939	0.8	78.1
繰入金	4,325,520	2.9	106.5	4,062,928	2.5	66.7	6,092,003	3.6	148.7	4,097,361	2.6	81.9	5,002,709	3.3	93.4
繰越金	7,851,782	5.2	97.1	8,086,955	5.0	78.0	10,371,300	6.1	126.2	8,219,112	5.2	85.4	9,628,345	6.4	109.9
諸収入															
<b>依存財源</b>	<b>71,697,840</b>	<b>47.5</b>	<b>85.9</b>	<b>83,473,587</b>	<b>51.5</b>	<b>95.6</b>	<b>87,324,001</b>	<b>51.2</b>	<b>106.7</b>	<b>81,861,018</b>	<b>51.3</b>	<b>113.9</b>	<b>71,883,971</b>	<b>47.5</b>	<b>98.5</b>
地方譲与税	1,283,269	0.9	99.0	1,296,592	0.8	104.5	1,241,004	0.7	95.6	1,297,813	0.8	95.3	1,361,227	0.9	93.6
利子割交付金	54,162	0.0	64.8	83,564	0.1	82.0	101,908	0.1	97.7	104,353	0.1	82.7	126,233	0.1	78.1
配当割交付金	166,499	0.1	71.4	233,259	0.1	80.6	289,390	0.2	188.7	153,341	0.1	183.4	83,623	0.1	92.2
株式等譲渡所得割交付金	96,811	0.1	40.4	239,550	0.1	108.9	219,873	0.1	85.0	258,823	0.2	1350.1	19,170	0.0	66.7
地方消費税交付金	7,058,076	4.7	89.8	7,859,504	4.8	160.5	4,896,344	2.9	120.1	4,077,179	2.6	99.1	4,112,229	2.7	100.4
ゴルフ場利用税交付金	54,811	0.0	101.1	54,192	0.0	108.8	49,827	0.0	84.7	58,794	0.0	97.7	60,178	0.0	96.9
自動車取得税交付金	229,590	0.2	95.0	241,620	0.2	183.0	132,064	0.1	36.2	364,675	0.2	100.9	361,363	0.2	130.4
地方特例交付金	188,488	0.1	104.9	179,625	0.1	100.5	178,771	0.1	96.3	185,630	0.1	99.9	185,892	0.1	35.0
地方交付税	20,074,357	13.2	90.3	22,297,886	13.7	86.8	25,623,574	15.0	100.3	25,552,018	16.0	99.8	25,609,989	16.9	99.9
交通安全対策特別交付金	73,886	0.1	96.0	76,971	0.1	106.3	72,428	0.0	88.5	81,802	0.1	97.0	84,324	0.1	99.1
国庫支出金	19,653,069	13.0	98.0	20,060,081	12.4	83.9	23,911,259	14.0	103.4	23,114,722	14.5	129.9	17,800,109	11.8	97.0
県支出金	7,783,922	5.2	95.9	8,114,243	5.0	99.4	8,166,459	4.8	102.1	7,996,968	4.9	106.9	7,480,934	4.9	90.6
市債	14,980,900	9.9	65.7	22,796,500	14.1	101.6	22,441,100	13.2	120.6	18,614,900	11.7	127.5	14,598,700	9.7	104.8
歳入合計	150,996,378	100.0	93.1	162,264,921	100.0	95.1	170,584,272	100.0	107.1	159,310,089	100.0	105.4	151,115,935	100.0	99.1

(注) 25年度の市債は、借換債2,941,300千円を除いた額

4.2.2 一般会計性質別歳出の推移

(単位：千円、%)

区分	平成28年度			平成27年度			平成26年度			平成25年度			平成24年度		
	決算額	構成比	対前年度比	決算額	構成比	対前年度比	決算額	構成比	対前年度比	決算額	構成比	対前年度比	決算額	構成比	対前年度比
義務的経費	23,020,332	15.6	100.2	22,971,202	14.6	100.6	22,836,571	13.8	102.2	22,352,738	14.7	99.9	22,373,917	15.3	99.6
人件費	29,907,327	20.3	105.6	28,325,848	18.1	99.6	28,444,063	17.2	105.8	26,881,653	17.6	101.5	26,480,940	18.1	102.3
扶助費	13,879,890	9.4	96.6	14,371,789	9.2	87.7	16,386,758	9.9	90.3	18,152,840	11.9	92.9	19,540,853	13.3	95.4
公債費	66,807,549	45.3	101.7	65,668,839	41.9	97.0	67,667,392	40.9	100.4	67,387,231	44.2	98.5	68,395,710	46.7	99.3
計	23,913,515	16.2	68.8	34,735,632	22.1	78.1	44,453,181	26.8	133.5	33,294,764	21.9	140.6	23,686,661	16.0	100.7
普通建設事業費	7,051,542	4.8	72.2	9,773,007	6.2	48.8	20,044,347	11.9	129.7	15,451,279	10.1	155.5	9,937,428	6.8	138.8
補助事業費	16,861,973	11.4	67.5	24,962,625	15.9	102.3	24,408,834	14.9	136.8	17,843,485	11.8	129.8	13,749,233	9.4	84.0
単独事業費	345,748	0.2	42.4	815,655	0.5	153.2	532,556	0.3	161.2	330,385	0.2	62.7	526,593	0.4	36.1
災害復旧事業費	72,313	0.0	28.8	251,182	0.2	181.9	138,117	0.1	106.2	129,997	0.1	65.2	199,409	0.1	34.4
補助事業費	273,435	0.2	48.4	564,473	0.3	143.1	394,439	0.2	196.8	200,388	0.1	61.2	327,184	0.2	37.3
単独事業費	24,259,263	16.4	68.2	35,551,287	22.6	79.0	44,985,737	27.1	133.8	33,625,149	22.1	138.9	24,213,254	16.4	96.9
計	19,286,859	13.1	103.1	18,699,232	11.9	109.7	17,044,611	10.3	102.4	16,645,975	10.9	99.1	16,801,513	11.5	97.0
物件維持費	2,819,980	1.9	118.7	2,376,349	1.5	77.6	3,061,475	1.8	110.7	2,764,581	1.8	120.9	2,286,177	1.6	94.0
修繕費	14,672,960	9.9	99.0	14,826,137	9.5	112.9	13,137,065	8.0	105.5	12,451,928	8.2	93.9	13,255,131	9.0	97.2
補助費等	583,374	0.4	124.9	467,099	0.3	91.5	510,548	0.3	89.2	572,441	0.4	32.3	1,769,967	1.2	99.9
積立金	441,627	0.3	56.4	782,497	0.5	105.6	740,730	0.4	103.8	713,366	0.5	42.6	1,674,809	1.1	197.9
投資及び出資金	6,039,749	4.1	98.7	6,120,195	3.9	92.6	6,606,966	4.0	100.4	6,583,578	4.3	98.5	6,684,838	4.6	97.4
貸付金	12,755,321	8.6	103.2	12,357,483	7.9	104.4	11,841,186	7.2	102.8	11,514,750	7.6	100.5	11,452,079	7.8	106.1
繰入金	56,599,870	38.3	101.7	55,628,992	35.5	105.1	52,942,581	32.0	103.3	51,246,619	33.7	95.0	53,924,514	36.3	100.5
計	147,666,682	100.0	94.1	156,849,118	100.0	94.7	165,595,710	100.0	108.8	152,258,999	100.0	103.9	146,533,478	100.0	99.3
歳出合計															

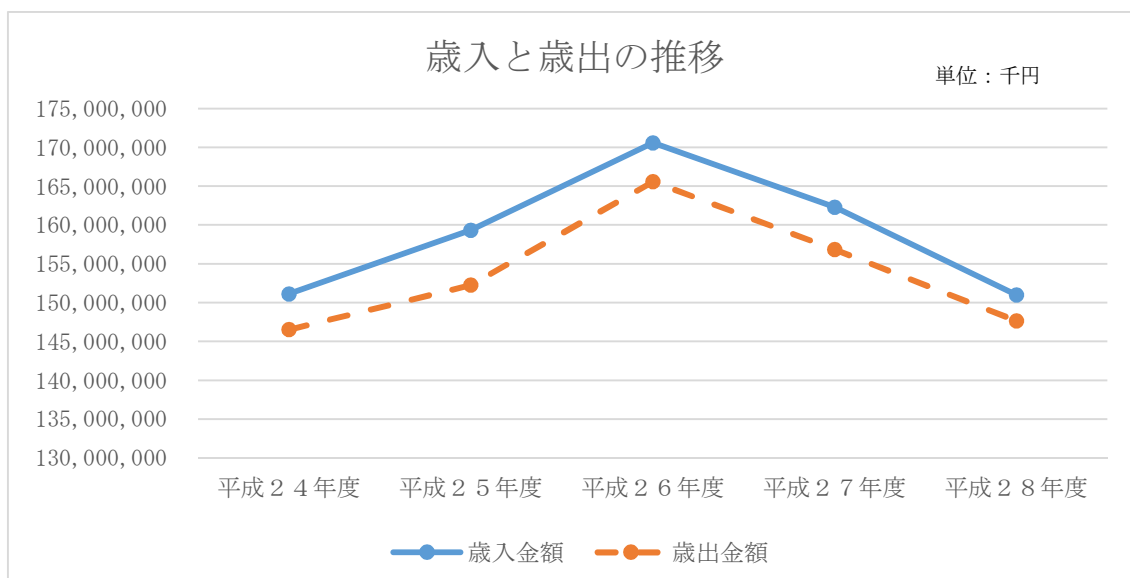
(注) 25年度の市債は、借換債2,941,300千円を除いた額

#### 4.2.3 一般会計決算推移総括

長野市一般会計決算総括表

(単位：千円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
歳入金額	151,115,935	159,310,089	170,584,272	162,264,921	150,996,378
歳出金額	146,533,478	152,258,999	165,595,710	156,849,118	147,666,682
歳入歳出差引	4,582,457	7,051,090	4,988,562	5,415,803	3,329,696
翌年度に繰り越すべき財源	3,612,266	5,132,917	3,137,294	3,235,238	1,351,359
実質収支額	970,191	1,918,173	1,851,268	2,180,565	1,978,337





#### 4.2.4 教育費予算等

(1) 教育費予算（教育委員会関係分）

（単位：千円）

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
一般会計総額	151,860,000	155,600,000	171,080,000	151,340,000	155,320,000
教育費	17,791,202	16,706,836	16,236,062	17,232,722	20,382,015
同左比率（％）	11.7	10.7	9.5	11.4	13.1

(2) 項別予算

（単位：千円）

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
教育総務費	1,733,916	1,659,280	1,663,626	1,838,229	1,815,387
小学校費	6,591,755	4,028,079	4,094,119	5,032,813	3,175,199
中学校費	2,822,274	2,754,879	3,394,749	3,262,457	2,917,981
高等学校費	531,805	525,886	540,484	543,723	575,777
社会教育費	2,704,640	2,506,835	2,344,084	2,433,077	3,330,601
保健体育費	3,406,812	5,231,877	4,199,000	4,122,423	8,567,070
計	17,791,202	16,706,836	16,236,062	17,232,722	20,382,015

(3) 社会教育費・目別予算内訳

（単位：千円）

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
社会教育総務費	99,683	99,221	96,241	92,037	123,798
社会教育振興費	1,338,200	1,072,799	794,872	809,521	885,896
文化費	341,118	418,311	542,256	553,729	1,345,312
図書館費	323,066	322,846	333,972	333,469	335,608
博物館費	249,256	231,712	213,408	208,943	217,587
松代藩文化施設費	142,704	145,622	142,607	148,076	174,239
青少年対策費	91,939	91,050	88,750	90,900	89,580
少年育成センター費	13,148	12,731	10,647	13,030	10,371
埋蔵文化財センター費	105,526	112,543	121,331	183,372	148,210
計	2,704,640	2,506,835	2,344,084	2,433,077	3,330,601

### 第5 第六次長野市行政改革大綱

人口の減少、高齢化の進行、そして核家族化の進行など、これまでに経験をしたことのない社会の変化に直面している中、従来と同じ方法で同様の行政サービスを維持、継続していくことは困難な状況となってきた。この変化に対応し持続、発展する地域社会を実現するために、行政運営の効率化は勿論の事、「自分たちの地域は自分たちでつくる」という都市内分権の理念の下で、行政のあり方・役割の見直しをも含めた、行政サービスの単なる削減・縮小ではなく、将来を見据えた改革に早急に取り組むとしている。

#### 5.1 長野市立公民館への指定管理者制度の導入

急速に変化・多様化する現代社会において、多岐にわたる住民ニーズを把握し、誰もが集まり、学び、地域の絆をつくる公民館へと変化していく必要がある。同時に管理運営の効率化を目指す必要がある。

### 5.1.1 指定管理者制度の概要

平成 15 年 9 月に地方自治法が改正され、それまで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる（行政処分であり委託ではない）指定管理者制度が創設された。

この制度は、地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」（株式会社等の民間営利事業者を含めた者に対し指定を行うことが可能。指定を受ける者に制限はなし。）が、管理の代行を行い、一般的には利用時間の延長など施設運営面でのサービスの向上による利用者の利便性の向上・管理運営経費の削減による、施設を所有する地方公共団体の負担の軽減などの意義があるとされている。

### 5.1.2 公民館事業による指定管理者制度の対象者

長野市では、市立公民館を指定管理者とする方針を次のとおり決定している。

#### ◆施設の特殊事情

公民館は、貸館、学級講座の開催、団体育成など幅広い事業を行っており、職員が使命感を持ち、地域と連携し、信頼関係を築いた上で実施ができています。地域と関連のない団体が指定管理者になっても、地域の理解が得られなければ、サービスの向上、地域に根ざした公民館につながらない。

#### ◆指定管理者制度の相手方

市立公民館の活動は、地域の課題解決に向けて住民自治協議会との共催事業も多く、地域住民の自発的な参加が欠かせないものとなっている。そのため、地域に密着した運営を行うことができる受任者として、住民自治協議会を指定管理者の相手方とする。この場合において、一律・一斉ではなく、住民自治協議会の運営体制が整い、活動が熟成し、受任を希望する地区へ順次導入していく。

### 5.1.3 指定管理者制度移行の進捗状況

第六次長野市行政改革大綱実施計画では、民間活力の活用として、公民館への指定管理者制度の導入を改革項目に掲げている。この改革の背景には、住民の自治活動の拠点として公民館を位置づけ、住民の手による地域に根ざした生涯学習・社会教育活動の促進と地域振興を目指すことがある。

地域振興を図るため、地域に密着した運営を行える受託者として、住民自治協議会を想定しており、受託に前向きな地域との具体的協議を重ね、成功事例を実現させ、これにより広めていく取り組みを実施している。

成果の指標としては、平成 29 年度にすべての公民館（29 館）での導入を目指すとしており、平成 29 年 4 月 1 日現在で、9 館が指定管理者制度へ移行している。

進捗率は約 31%となり、当初計画された平成 29 年度中にすべてを指定管理者制度に

移行することは難しいと思われる。これは、各地域の住民自治協議会の理解が無ければ進まないため、指定管理者制度導入のメリットとデメリットを整理したうえで、担当課による一層の支援体制が求められる。

#### 5.1.4 指定管理者制度に関する税務

市立公民館の管理運営が、指定管理者制度に移行した場合、課税関係についての課題が新たに生じる。収益事業に該当するの否かの判定の結果により申告納税義務が生じることになる。

地方公共団体と指定管理者とを関係づける「指定」と「協定」の法的性質において収益事業判定を行えば、指定という行政処分によって公の施設の管理権限が地方公共団体から指定管理者に移り、指定管理者が行うべき事務の詳細について、地方公共団体と指定管理者との合意による契約の一種と解することが出来る協定を締結するという一連の流れは、「公の施設の管理」という本来地方公共団体が行うべき事務を指定管理者に行わせる旨の契約という事になり、民法上の委任の性質と変わらず、「事務処理の委託を受ける業」として法人税法上の「請負業」に該当する。

よって、指定管理者に法人税法の規定に則り法人税の申告義務が生じる。同時に指定管理者の消費税法に定める基準期間の課税売上高が1,000万円を超えた場合は、消費税の申告も必要となる。

一般的に、公益法人等が事務処理の受託をした場合、請負業としての性質を有するとして、法人税の申告義務が発生するが、反面、受託業務を行う場合は、その業務に必要な経費を賄う程度の対価で契約されていることが少なくない。

これは実費弁償方式と呼ばれている方式である。公益法人等が、法令の規定、行政官庁の指導又はその業務に関する規則・規約、若しくは契約に基づき、実費弁償方式によって行う事務処理の受託の性質を有する業務については、一定期間を区切って所轄税務署長の確認を受けることで、その確認を受けた期間の業務は収益事業としては取り扱わないこととされている。

つまり、所得が発生しないような仕組みのものにまで請負業として課税対象とする必要はないことを明らかにしたものとして、いわば救済措置と言える。しかしながら、この判断を無条件で公益法人等に任せた場合、実費弁償方式を建前にしながら、結果として相当の収益を計上するという事態が起り得るため、所轄税務署長の確認が要求されている。

公民館の指定管理の場合、協定書では成人学校の授業料を指定管理者の収益事業としている。収益の認識は容易にできるが、これに伴う経費は簡単に算出できるものではない。成人学校の講師代は把握できるが、それ以外の経費については、合理的判断が要求され、慎重に対応がなされるべきである。

なお、税務署長の確認により、実費弁償方式が認定された場合は、概ね5年以内の期

間については収益事業としては取り扱わないが、消費税法上は、課税取引として取り扱われ、基準期間の課税取引額（指定管理委託料）が1,000万円を超えた場合には、申告納税義務が生ずることとなる。

また、指定管理者制度を受け入れた各地区の住民自治協議会では、正規の簿記の原則に基づき会計処理、決算報告、税務申告等一連の流れがなされるべきであることから、財務会計に関する知識の習得に配慮がなされた対応を講ずる必要がある。

## 5.2 講座受講料及び施設使用料の有料化

第六次長野市行政改革大綱実施計画の改革項目の一つとして、公民館講座受講料の有料化及び施設使用料の在り方についての検討を挙げている。

### 5.2.1 「行政サービスの利用者の負担に関する基準」による視点

平成20年度に長野市が策定した「行政サービスの利用者の負担に関する基準」による基本的考え方は次のとおり。

#### ◆利用者負担の原則

市が提供する様々なサービスに要する費用は、市民からの税金によって市民全体で負担している。しかし、特定の人だけが利用するようなサービスは、そのサービスを利用しない市民の税金も投入されており、利用する人と利用しない人との間に税負担の不公平が生ずることになる。

そこで、サービスを利用する人としらない人の公平性が確保され、市民全体が納得できるものとするために、サービスを利用した人に、利用することによって受ける利益に応じて負担を求めていくとしている。

#### ◆コスト算出方法の統一

市のサービスに対し応分の負担を求めるためには、前提となるサービス提供に要するコスト（原価）を明らかにするとともに、サービスを利用する人に不公平が生じないように、コストを統一的な方法により算出する。

#### ◆負担額算定方法の明確化

利用者負担額の算定では、できるだけ市民や利用者にわかりやすいルールが必要であるが、市が提供するサービスは多岐にわたっており、それぞれの内容・性質によって利用する人が受ける内容も異なる事から、利用者の負担と税による負担を一律の割合とすることは適切ではないため、市のサービスをその性質によって類型に分類することで、その類型ごとに一定の利用者の負担割合を定め、サービスのコスト（原価）に対し乗じた額を利用する人の負担とする方式を基本に考える。

基本的算定式

利用者負担額＝ サービスのコスト総額※（原価）×サービスの類型による利用者負担割合
--

※サービス提供に要するコスト（原価）の種類と性質

区 分	費 目	性 質
役務提供費 施設の維持・運営・ 建設以外の経費	役務提供のために直接要する講座開 催等に伴う講師派遣料・謝礼金、消 耗品などの物件費・職員人件費など	サービスを利用すること により直接発生する経費で、 ほとんどが利用の増減と連 動するもの
施 設 提 供 費	施設維持・運営 費	施設の維持・運営に要する光熱水費、 複写機等の賃借料、施設・設備の保 守点検料、日常的な施設の補修・維 持修繕費、職員人件費など
	施設建設費	施設建設費・大規模改修費 (減価償却費に相当)
間接的経費	本庁等の事業企画管理部門で間接的 に従事する職員人件費など	役務や施設の提供とは直接 関連しない経費で、利用の 有無によって増減しないも の

このうち市がサービスを提供するために要するコスト（原価）のうち、利用者に負担を求める対象とする範囲は下表のとおり。

区 分	対象	対象又は非対象とする理由
役務提供費 施設の維持・運営・ 建設以外の経費	○	利用者がサービスを利用することで発生する経費や、サー ビスを提供するために直接必要となる経費であるため、対 象とするコストの範囲に含める。
施 設 提 供 費	○	
施設建設費	○	世代間での負担の適正な配分の観点から、施設建設費をコ ストの範囲に含める。なお、施設に付随する土地について は使用によって償却するものではないことから、市民全体 の資産として捉え、土地取得費（土地造成費を含む。）は コストに含めない。
間接的経費	—	長野市は、活動するための費用を税金としてあらかじめ得 ており、役務や施設の利用とは直接関連しない経費まで利 用者に負担を求める事は適切でないことから、水道事業な

		ど法令や国の基準等制度によって、対象に含めるよう定められているものを除き、対象に含めない。
--	--	---

◆利用者負担額の見直しサイクルの明確化

税による負担と利用者の負担、市民相互の負担のバランスを確保するためには、社会経済情勢の変化や施設の利用状況、サービスの提供に要するコストの推移を適時に反映し、実態に見合った負担額とする必要がある事から、原則として3年ごとに利用者負担額の見直しを実施する。

5.2.2 公平性の確保を目的とした視点

長野市には様々な公の施設があり、それら施設の利用者から利用の対価として使用料を徴収している施設がある。これらの施設の中には、市立公民館において行われる講座等と非常に類似している講座を開設している施設もある。

受益者負担の原則によれば、地方公共団体が提供する行政サービスは、住民から預かる税金を基本的財源とするが、特定のサービスを受ける人に受益の範囲内で応分の負担をしてもらう事を基本的な考え方としており、公の施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保することも重要である。

施設によって受講料等の徴収・不徴収が生じるとすれば、公平性の確保を目的とした視点からは不公平である。

5.2.3 公民館講座受講料の有料化及び施設使用料の在り方の進捗状況

他の中核市、県内市や、長野市の類似施設との比較等、により調査検討を行ったが、コスト計算の基準が見直されていないことや、市の類似サービスが基準どおりになっていないことから、計算上の利用者負担額に対し理解が得られない。また、市の類似サービスと同等の負担額に設定した場合、29館全体の収入見込額が年間26,732千円（1館あたり年間921千円）で職員の事務量が増えるわりに収入が見込めないとして、公民館を取り巻く環境の変化を踏まえながら、有料化の時期と適正な負担額を引き続き検討することとしている。これは、全体的な公民館利用者が減少傾向であることや、指定管理者制度導入を優先しているためである。

第6 公共施設等総合管理計画と取組状況

長野市では、平成29年3月に「長野市公共施設等総合管理計画」を策定した。昭和40年代から50年代にかけての急激な人口の増加により、多くの公共施設が整備された。しかし、今後、これらの多くの施設が老朽化し、改修や更新の時期を一斉に迎えることとなり、その費用は膨大な額になると見込まれている。平成25年10月に公表された「長野市公共施設白書」及び平成27年7月に策定された「長野市公共施設マネジメント指

針」において、人口減少や少子高齢化など社会情勢の変化に伴い、今後も社会保障関連経費の増加や税収の減少が見込まれる中、これまでと同様に財源を確保し、将来にわたりすべての施設を維持していくことは困難としている。

市は、これまでも、将来にわたり持続可能な行財政運営を行っていくため、公共施設を最適に維持管理していく取組である公共施設マネジメントを進めてきたが、今後は、さらなる公共施設マネジメントの推進が求められている。

## 6.1 公共施設等総合管理計画

長野市公共施設等総合管理計画は、長野市が所有する公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進のための中長期的な方向性を定める計画として、公共施設白書で明らかになった現状と課題を踏まえ、公共施設マネジメント指針で示した基本的な考え方や取組の進め方に加え、公共施設等の長寿命化の基本方針及び公共施設の再配置の方針を取りまとめている。

### 6.1.1 公共施設等総合管理計画の目的

今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う事により、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することを目的とする。

### 6.1.2 公共施設等総合管理計画による公共施設等の全体像

長野市の所有する公共施設の数、815施設、延床面積の合計は、約154万㎡となっている。

また、施設の分類別の延床面積を見ると、学校教育施設が全体の約35%を占め、次いで市営住宅等が約15%を占めており、支所・消防署などの行政施設を合わせると、全体の約6割を占めている。

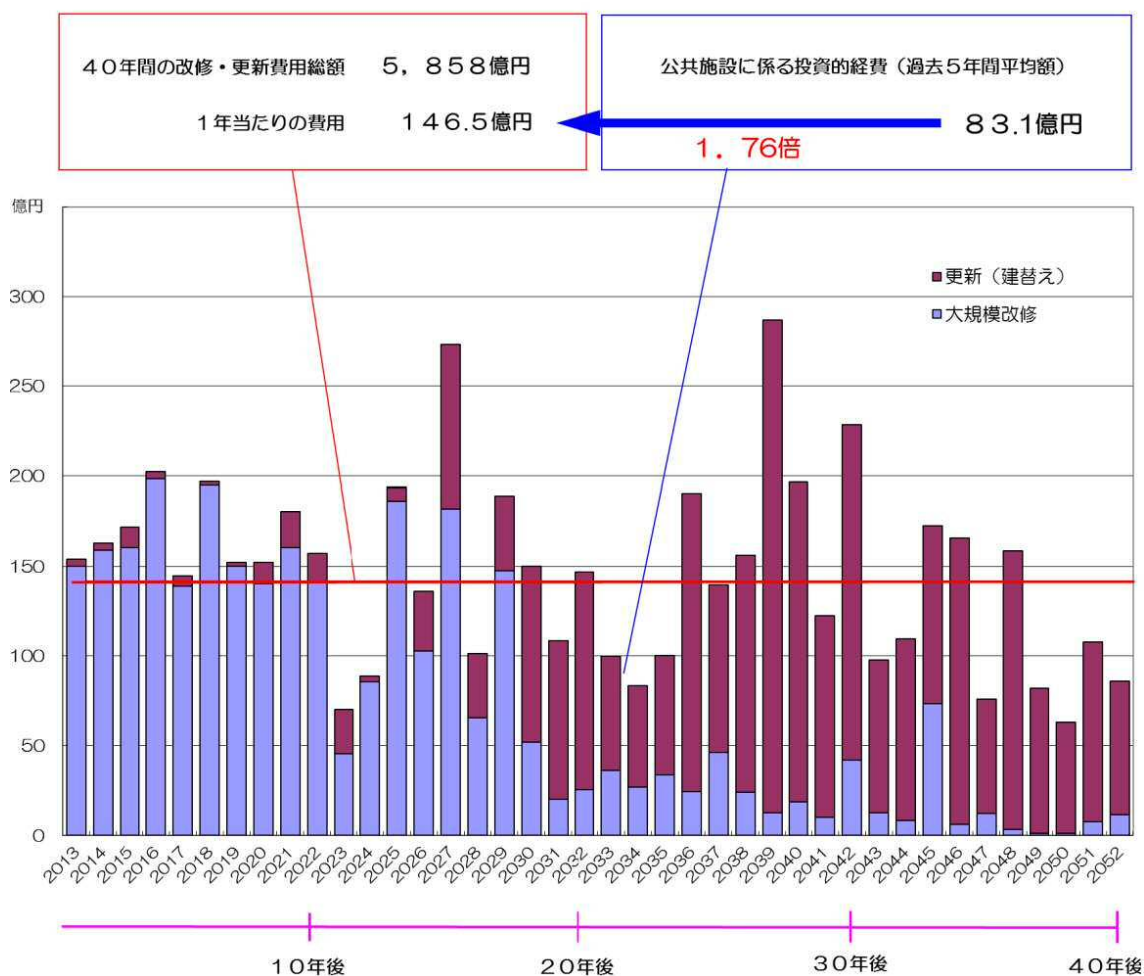
### 6.1.3 公共施設等総合管理計画による今後40年間の改修費用等

長野市公共施設等総合管理計画では、将来の改修・更新費用の推計を平成25(2013)年から平成64(2052)年までの40年間について試算をしている。

その試算による総額は約5,858億円で、40年間の平均では1年当たり約146.5億円となり、過去5年間の公共施設に係る投資的経費の平均83.1億円(充当可能な財源の見込)の約1.8倍の予算が必要と推計している。

今後、人口の減少や少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少するとともに、扶助費など社会保障関連経費の増加が想定される中、現存するすべての公共施設を将来にわたり維持していくための財源を確保し続けていくことは、極めて難しいとしている。

## 公共施設（建物）の将来の改修・更新費用の推計



なお、将来の改修・更新費用を分類別にみると、小・中学校をはじめとする学校教育施設に係る費用が全体の約4割を占めている。

### 6.1.4 公共施設に対する市民意識と基本的方針

#### ◆公共施設に対する市民意識

公共施設マネジメントを推進するに当たり、平成26年10月に20歳以上の市民5,000人に市民アンケートを実施。調査結果より、長野市の公共施設の老朽化については、75.1%が「知っていた」と回答し、年代が上がるにつれて割合が高まる一方、とりわけ20代は42.9%が「知らなかった」と回答し若者世代ほど公共施設に対する関心が薄いと思われる。

過去1年間の市の公共施設の利用頻度については、行政窓口施設は、回答者の約7割が利用している。「月1回から数回利用した」は、コミュニティ施設（公民館、集会所等）が16.7%、生涯学習・文化施設（図書館、博物館、学習センター等）が11.6%となっている。また、利用しなかった理由は、いずれの施設も「利用の必要がない」の割



合が最も高くなっている。

公共施設の適正な配置と規模の見直しについては、95%以上が賛成意見となっている。優先的に見直しを実施すべき施設は、「利用者が少ない施設や社会的役割が終わった施設」が 61.2%、次いで「建物や設備が老朽化し、維持管理や建替えなどのコストがかかる施設」が 42.5%となっている。

施設の複合化・多機能化については、移動手段が確保できれば賛成、多少距離が遠くなくても賛成と 9 割弱が賛成意見となっている。日頃利用する交通手段は 60 代の約 77%、70 代以上の 64%が自家用車を利用していることから、距離が遠くなることへの抵抗はそれほど強くないと思われる。

民間活力の導入については、「サービスの水準が維持できれば、基本的に賛成」が 50.1%である。これについて世代別にみると、20 代の最も高い割合は賛成であるが、70 代以上では、「行政が責任を持って取り組むべきことであり、反対である」が 8.1%と高くなっている。

#### ◆公共施設に対する基本的方針

##### 基本方針 1 施設総量の縮減と適正配置の実現

- |                  |           |                  |
|------------------|-----------|------------------|
| ① 施設総量の縮減        | ② 新規整備の抑制 | ③ 施設の複合化・多機能化の推進 |
| ④ 地域特性等を踏まえた施設配置 | ⑤ 広域的な連携  |                  |

基本方針によると現在の公共施設総量（総延床面積）を今後 20 年間で 20%縮減するとしている。また、今後、単独目的の用に供する新規施設整備は原則として抑制し、施設の長寿命化や適正な維持管理を行い、既存施設の有効活用を図る。さらに今後、既存施設の更新の場合は、他の施設との複合化による集約を図り、施設総量の縮減を基本とする施設整備を進める。

また、効果的・効率的な複合化や多機能化を進めるに当たっては、施設の「機能」を重視し、「機能」は出来るだけ維持しつつ、「施設」を減らす発想へと転換を図るとともに、新たな効果を生み出すような施設構造と、柔軟性のある管理運営方法も検討していく。

なお、施設の再配置については、住民自治協議会などの地域コミュニティ活動の拠点としての機能を確保しつつ、「画一的な施設配置」基準から脱却し、効果的・効率的な配置を検討していく。

## 基本方針2 計画的な保全による長寿命化の推進

- |                         |               |
|-------------------------|---------------|
| ① ライフサイクルコストの縮減         | ② 長寿命化基本方針の策定 |
| ③ 施設点検マニュアルの策定          | ④ 耐震化の推進      |
| ⑤ 長野市公共施設等総合管理基金（仮称）の創設 |               |

これまでの対症療法的な維持管理から、計画的な維持管理へ転換し、建物のライフサイクルコストの縮減を目指す。また、施設の改修・更新に当たっては、工事費や維持管理費の縮減を図る。

## 基本方針3 効果的・効率的な管理運営と資産活用

- |                 |            |             |
|-----------------|------------|-------------|
| ① 施設利用の促進       | ② 管理運営の効率化 | ③ 受益者負担の適正化 |
| ④ 遊休施設等の積極的な利活用 |            |             |

利用者数や稼働率の低い施設は、より多くの市民が利用したくなるような利用者の視点に立った施設運営を行うなど改善を徹底し、それでもなお利用者数や稼働率が低い場合は、用途転用や統合・整理に向けた検討を行う。

それに対して、今後も引き続き活用していく公共施設については、指定管理者制度やPFI<sup>※1</sup>等のPPP<sup>※2</sup>手法の導入により、施設の整備、更新、維持管理、運営において、多様な選択肢から、より効果的・効率的なサービスの提供方法を検討していく。

また、公共施設サービスは、限られた財源の中で提供されており、施設を利用する機会が少ない市民の納得が得られるよう公平性の確保が必要である。今後、利用の実態等に照らして現状の利用料金等による利用者負担の在り方についても検証していく。

なお、稼働率の低い施設や公共施設の空きスペースなど、遊休施設の利活用を図るため、他用途への転換や複合化・統合等を推進し、未利用の土地や建物は有効活用又は売却を促進する。

※1 PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略語で、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金等ノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

※2 PPP：パブリック・プライベート・パートナーシップの略語で、公民が連携して公共サービスの提供を行うスキーム。

## 基本方針4 全庁的な公共施設マネジメントの推進

- |             |          |            |
|-------------|----------|------------|
| ① 庁内推進体制の強化 | ② 財政との連動 | ③ 施設情報の一元化 |
| ④ 職員意識改革の推進 |          |            |

公共施設マネジメントを着実に推進していくには、全庁的・総合的な視点で進めていく必要がある。公共施設マネジメントの取組を主導する統括部署の第一歩として、平成26年4月から「公共施設マネジメント推進室」を設置し、平成29年度から公共施設マネジメント推進課に改組した。

また、持続的な行財政運営を可能とするために、今後の施設改修、更新にかかるコスト試算と財政推計との連動により、施設の再配置計画や長寿命化計画を策定し、計画の実施に当たっては、国の財政支援を積極的に活用していく。

併せて、公共施設マネジメントに必要な施設情報を一元的に管理して共有化・データベース化を図るとともに、データの収集・更新をシステム化し、適正な管理体制を整備する。

さらに職員が、施設の現状や公共施設マネジメントの基本方針などを理解し、職員自らが創意工夫をしていくために、定期的な研修会等により職員の啓発、施設経営の在り方やコスト意識の向上に努めていく。

#### 6.1.5 市立公民館の再編

##### ◆再編における検討の方向性

長野市における公共施設のうち生涯学習・文化施設全体では、延床面積は約14万㎡と公共施設全体の9.1%になり、このうち築30年以上経過している建物は約4割を占めている。

公民館や集会所をはじめとする集会機能をもつ施設は、人口や面積が類似している他都市と比較して、その保有量は多い状況にあるため、集会機能の必要性を検討し、既存施設の相互利用や機能・役割分担などを考慮し、適正な配置や規模について検討する必要がある。

長野市公共施設等総合管理計画における検討の方向性としては、長野市公共施設マネジメント指針のとおり、「公民館については、社会教育施設の在り方や貸館を含めた地域活動の拠点としての在り方についての方向性を明確にし、施設の配置や規模を見直し、他の施設への機能移転などによる再編を検討していく」としている。なお、長野市公共施設マネジメント指針には、以下の説明がある。

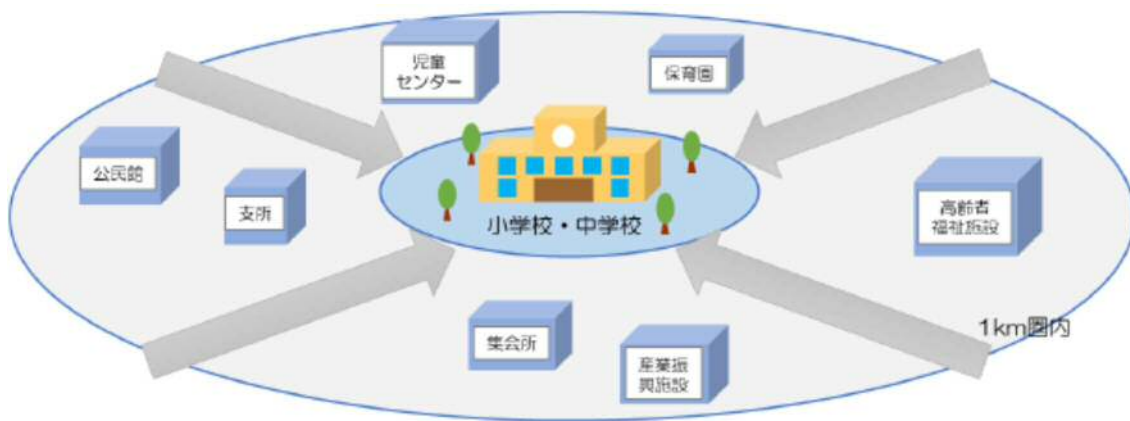
公民館の機能は、地域住民の生涯学習推進の拠点としての役割を果たすもので、社会教育事業を実施していますが、貸館業務については、他の公共施設や民間の施設で提供されている貸室サービスを利用して講座等を実施することも可能と考えられます。

公民館の再配置の検討を行う前提として、将来の社会教育施設の在り方や貸館業務を含めた地域活動の拠点としての方向性を明確にし、利用状況に併せて、施設の配置や規模を見直し、他の施設への機能移転などによる再編を検討します。特に、分館(31館<sup>\*1</sup>)は、統廃合や地元への譲渡について検討していきます。

また、集会施設が併せ持つ地域コミュニティ機能を維持していくために、地域コミュニティの核となる学校施設との複合化<sup>※2</sup>についても検討します。

※1 青木島分館が平成28年8月までの利用をもって廃館となったことにより、平成29年4月1日現在は30館となっている。

※2 学校施設への集約イメージ



◆再編方針

市立公民館の再編方針は、以下のとおりである。

本館
社会教育や生涯学習の拠点として、改築・改修により維持する。支所等との複合化も検討し、老朽化等緊急度の高いものから順次改修・改築する。
分館（分室、別館含む）
基本的に改築は行わず、必要最小限の改修・修繕を行いながら、近隣の分館との統合や地区への払い下げ（無償譲渡）、コミュニティ施設への転用などの可能性を検討していく。老朽化等建物の状況を踏まえ廃止を進める。

また、個別施設の計画は、以下のとおりであり、支所との一体整備が多い。

	計画の内容	計画の工程
城山・別館 (築50年)	城山公園再整備計画に合わせて、一体整備を検討	城山公園再整備計画の検討を踏まえて事業化
芹田 (築55年)	芹田支所と一体整備	H29年度 実施設計 H30～31年度 建設工事 H31年度 解体・外構工事
芋井 (築27年)	芋井地区モデル事業の中で活用策を検討	

篠ノ井 (築38年)	篠ノ井市民会館を廃止解体し、篠ノ井支所、篠ノ井老人福祉センターと一体整備	H29～30年度 H31年度	建設工事 解体・外構工事
中条 (築37年)	中条支所、中条診療所、中条会館と一体整備を検討	H29年度 H30年度 H31～32年度	実施設計 解体・機能移転 建設・外構工事

長野市は、施設の適正配置の実現にあたり、計画策定前段階から市民と行政と一緒に検討するため、平成28年度に、芋井地区住民自治協議会の協力を得ながら、市民参加によるワークショップを実施した。その中で、人口減少時代の中、地域の賑わいや、まちづくりにつながる集約化、多世代交流や地域間交流の促進を生み出す複合化・多機能化等を考慮した公共施設の見直しについて様々な意見を出し合い、議論の結果を整理し、芋井地区を公共施設再配置計画のモデル地区として位置付けた。

さらに、平成29年度に、朝陽地区、浅川地区、篠ノ井地区などの7地区においてワークショップを実施し、平成30年度以降も各地区においてワークショップを実施する予定である。長野市は、将来にわたり持続可能な行財政運営をおこなっていくため、公共施設を最適に維持管理していく取組である公共施設マネジメントを推進していくこととしている。

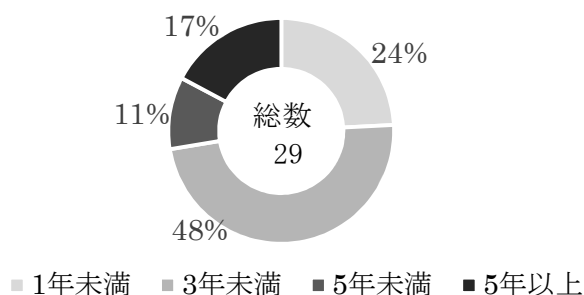
## 第7 アンケート結果

### 7.1 公民館館長アンケートの結果

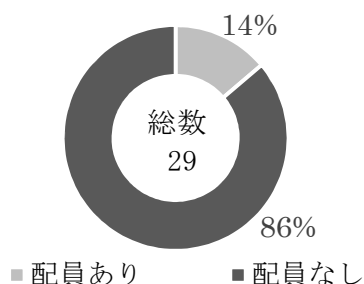
#### ◆アンケートの趣旨

市立公民館は、教育基本法や社会教育法など教育法体系の中に教育施設として位置づけられており、地域を繋ぐ社会教育、生涯教育（学習）の拠点としての期待を担っている。しかしながら、地域住民の利用状況の変化や、設備の老朽化等に直面し、様々な課題が発生していると思われる。そこで、館長がどのように運営しているのか、その現状を把握することを主としている。

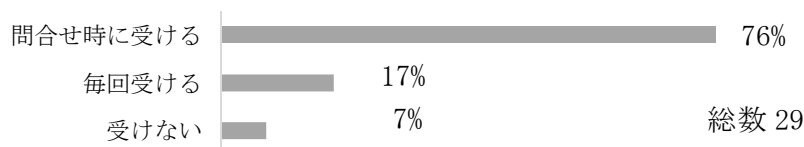
#### 7.1.1 館長の経験年数



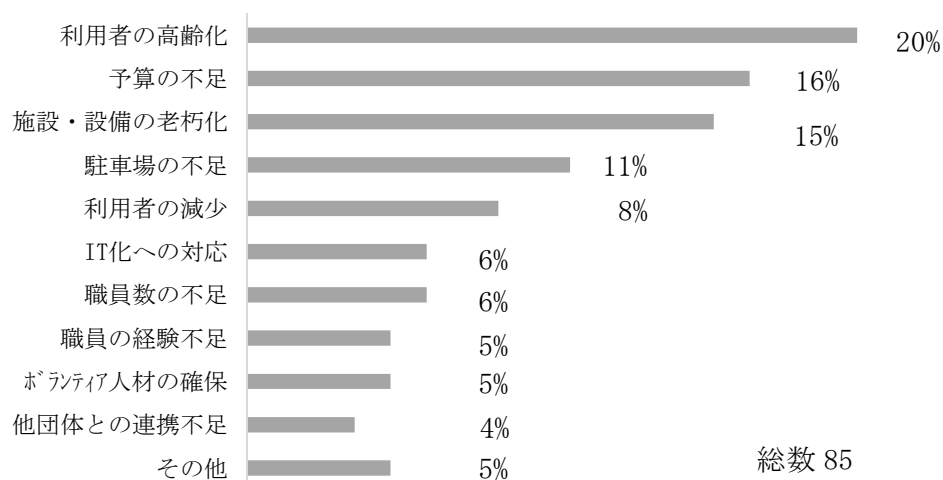
#### 7.1.2 社会教育主事の有無



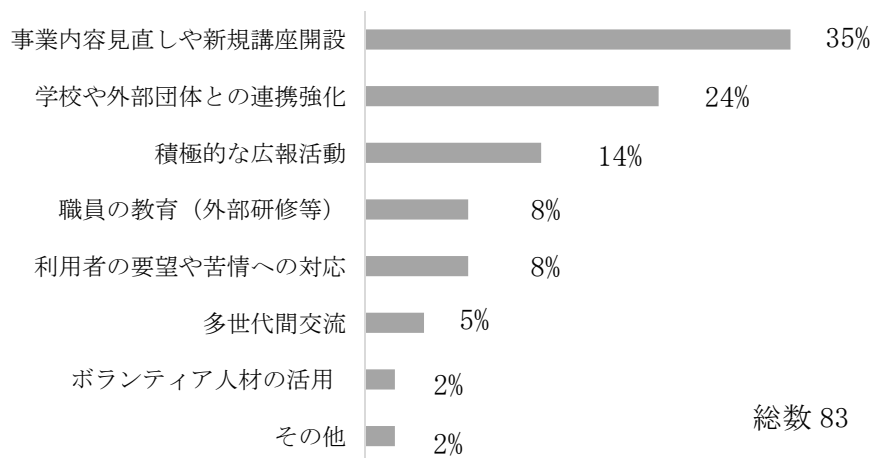
#### 7.1.3 主催事業に関し担当課に指導助言を求める頻度



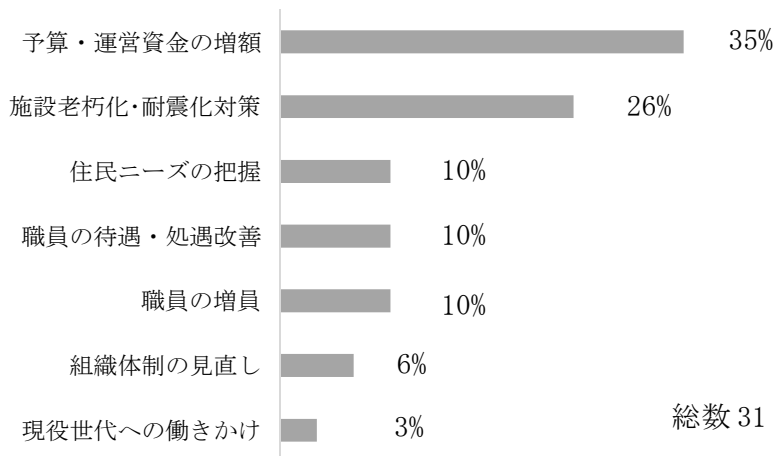
#### 7.1.4 課題と感じているもの（3つまで選択可）



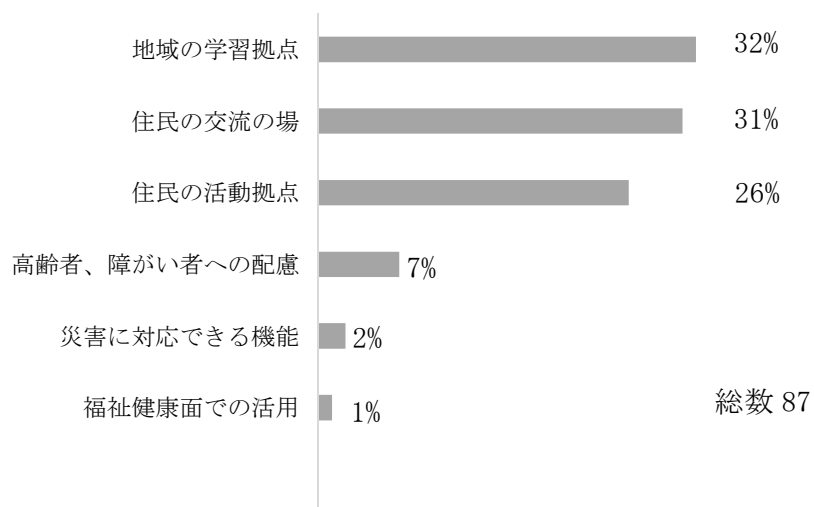
### 7.1.5 課題に対する重点的な取組み（3つまで選択可）



### 7.1.6 課題に対して市行政に期待すること



### 7.1.7 地域住民が市立公民館に期待する機能（3つまで選択可）

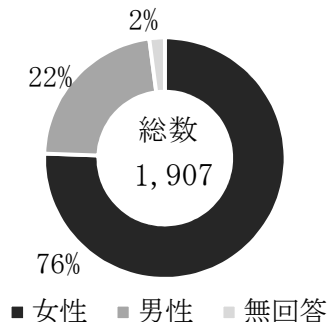


## 7.2 長野市立公民館利用者アンケートの結果

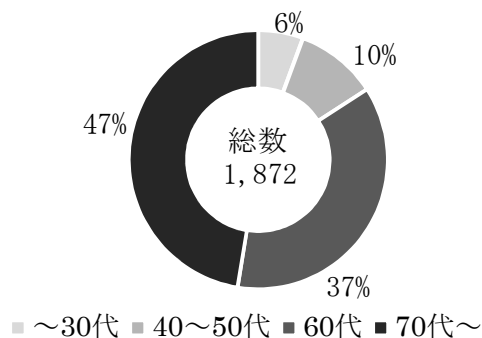
### ◆アンケートの趣旨

市立公民館の利用状況や利用者意識を把握し、より良い市立公民館の姿をつかむため、平成29年8月中旬から平成29年9月29日まで、全館で利用者アンケートに協力していただいた。なお、文字の不鮮明等によって一部編集・省略したものがある。

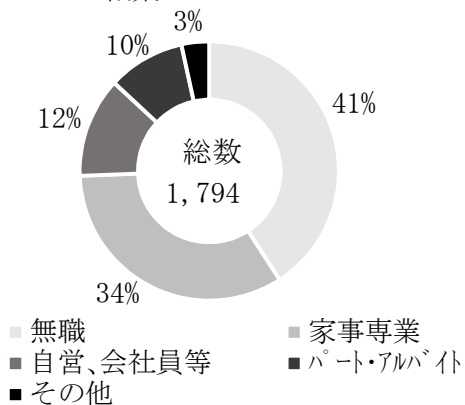
#### 7.2.1 性別



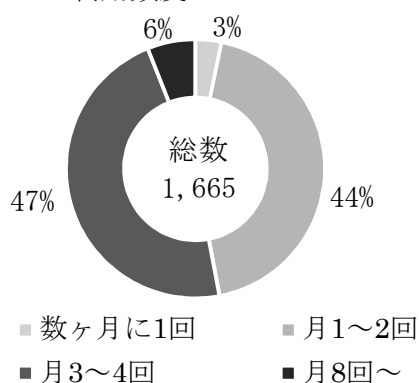
#### 7.2.2 年齢



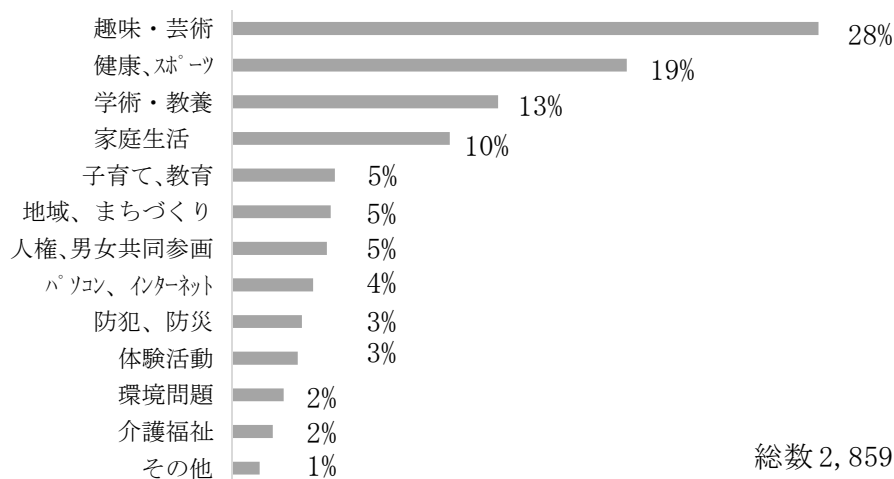
#### 7.2.3 職業



#### 7.2.4 利用頻度

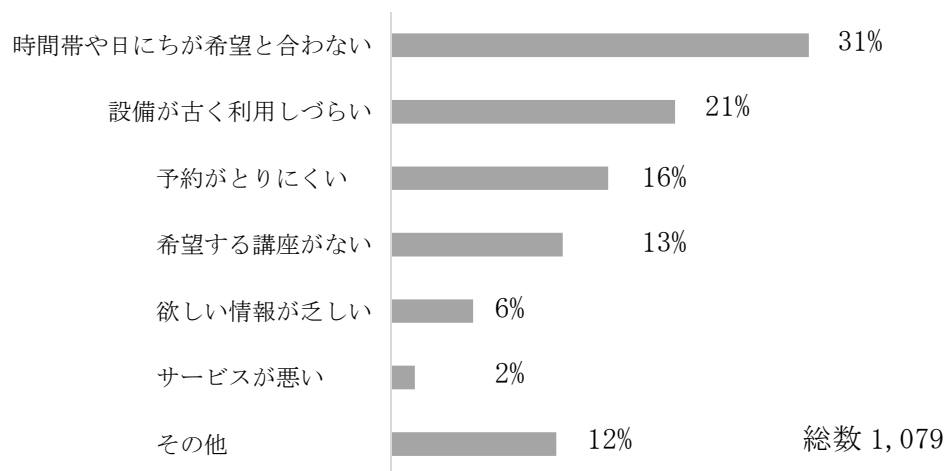


#### 7.2.5 受講した講座（複数選択可）

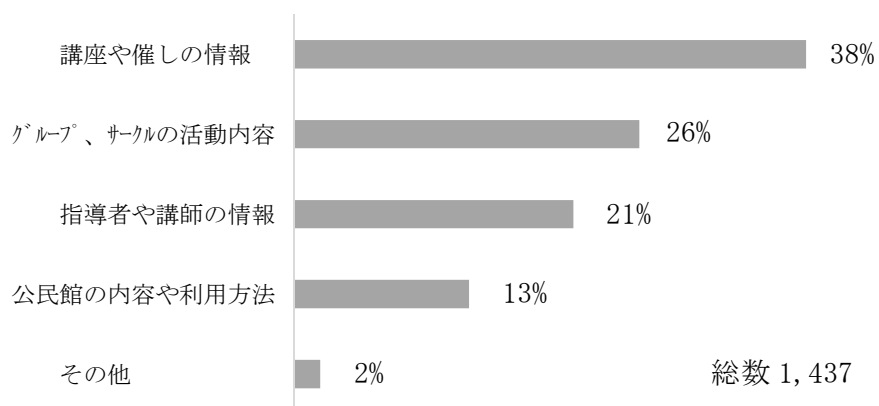




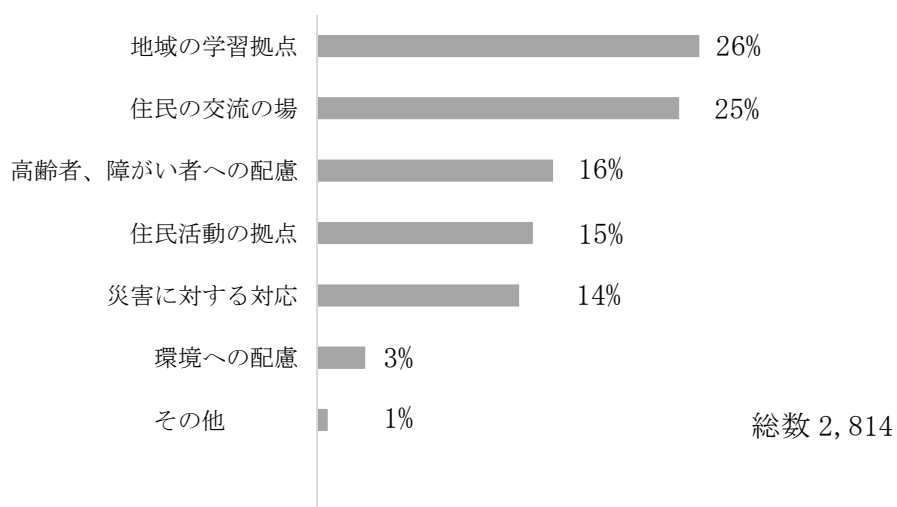
### 7.2.6 利用する上で感じる問題点（複数選択可）



### 7.2.7 充実してほしい情報（複数選択可）



### 7.2.8 市立公民館に求める機能（複数選択可）



### 7.2.9 市立公民館講座とカルチャーセンターの利点

主な回答を以下に記載する。

市立公民館	カルチャーセンター
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受講料が安い（または無料）</li> <li>・ 地域に密着していて気軽に受講できる</li> <li>・ 地域の人たちと触れ合える</li> <li>・ 初心者でも受講しやすい講座が多くあり、気軽に参加できる</li> <li>・ 管理者が近くにいるので安心して利用できる</li> <li>・ 教養的な講座が多く、人間力の形成に役立つ</li> <li>・ 公民館の方々の対応がよく感じがよい</li> <li>・ 講師との距離が近いことが魅力で、親しみがもてる</li> <li>・ 近いので時間がなくても受講できる</li> <li>・ 準備など自分たちで運営できる</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公民館に比べ、お金はかかるが、より専門的な知識を教えてもらえる</li> <li>・ 当番もなく、スタッフが受講会場の準備や片付けをしてくれるので気楽</li> <li>・ 様々な地域の方が受講するので、より広い範囲の方と知り合える</li> <li>・ 施設が、清潔で明るく、設備も充実していて利用しやすい</li> <li>・ 曜日、時間帯などの選択肢が多い</li> <li>・ 知らない人が多く、煩わしさが少ない</li> <li>・ 講座の種類が豊富で、選択肢が多い</li> <li>・ 買い物をする場所が施設内にあったり、昼食をその場で買って食べられたりと利便性がある</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

### 7.2.10 公民館事業の全般に関する意見

自由記載で得た回答を分類し、主なものを以下に記載する。

<p>◆施設に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設がかなり古いので、建て替えてほしい</li> <li>・ かなり老朽化していると思います。改修を望みます</li> <li>・ 駐車場が狭いので、充実していただきたい</li> <li>・ 駐車場が広く、設備も充実していて利用しやすい</li> <li>・ 有料駐車場を利用しなければならず、できれば無料駐車場を利用したい</li> <li>・ トイレを洋式化していただきたい。古くて使用をためらうこともある</li> <li>・ 子ども用のトイレをもっと増やしてほしい</li> <li>・ 年配の方、障がい者の方の利用しやすいトイレをもっと増やしてほしい</li> <li>・ 公民館をバリアフリー化してほしい</li> <li>・ 夏場は暑さ、冬場は寒さ対策として冷暖房を完備していただきたい</li> <li>・ 図書コーナーを充実させてほしい</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
<p>◆講座に関する意見</p> <p>○内容について</p>

- ・ 公民館＝お年寄りが通う場所といったイメージが強いため、子どもや若い世代が足を運びたくなるような講座や催しをもっとあってもいいのではないか
- ・ 子どもたちが参加できる講座を企画してほしい
- ・ 子育てに関する講座はこれからも継続してもらいたい
- ・ 世代間交流のできる講座をもっとあったらいい
- ・ 地域の発展に貢献できるような講座や催しを希望する
- ・ 英会話以外の外国語講座をもっと多くしてほしい
- ・ 幅広い講座運営がされているため、講座参加によりその地域への理解が深まる気がする
- ・ 人口減少という課題に直面する中ではあるが、一人でも多くの人が顔を合わせ、ひざを交えて交流できるような講座や催しを実施してほしい
- ・ 今年初めて講座に参加させていただいたが、内容がとてもよく毎回楽しみにしている。また、講座に他の地域の方が参加できることもありがたい
- ・ パソコンを持参して、わからないところをいつも教えて頂いており、大変助かっている

#### ○周知について

- ・ 様々な分野において幅広く努力して運営がされていると思うが、しいて言うならば、活動内容（講座、催し）のPRにより力を入れればよいと思う
- ・ 公民館のホームページを充実させ、若い世代にもっと足を運んでもらえるような努力はされているか
- ・ 公民館を利用している人は情報を得られるが、利用していないとどのようなことをしているのかが全く分からない。もっと講座などについて地域住民に知ってもらうようにすれば公民館へ足が向きやすくなると思う
- ・ 様々な活動をされているようだが、公民館に来てみて初めて催しや講座の開催を知ることがある
- ・ 大きな催しがあるときは分かりやすく周知してほしい
- ・ 随時タイムリーな情報提供を希望します

#### ○有料化について

- ・ 施設を低価格又は無料で利用できてありがたい
- ・ 有料化すべきとの声もありますが、無料のままであってほしい。統合とかもせず、すぐ近くの施設として存続してほしい
- ・ 公民館使用の際、ガスや水道を使っても無料というのはとても有難いです。但し運営困難となればガス代の一部位とってくれても仕方ないとは思いますが
- ・ 利用者へ受益者負担させるべきである
- ・ 利用者の受益者負担で諸経費等の補てんを図るべき。夏の冷房費、冬の暖房費は利用者へ負担させるべき

- ・ 土日、休日、夜間の利用者に相応の負担を求めるべき

○その他

- ・ 講座の定員をもう少し増やしてほしい
- ・ 受講者が少ないからといって講座を廃止しないでほしい
- ・ 素晴らしい内容の講座があるにもかかわらず受講者が少ないのが残念
- ・ 他のカルチャーとあまり変わりなく、市の講座としてはどうかと思います
- ・ 昼間のみの講座が多く、参加しづらい。土日講座の開講はできないのか
- ・ 夜間の講座を開催してほしい

など

◆運営に関する意見

- ・ 各公民館によって、使用の仕方が違いすぎて（掃除の仕方など）戸惑うことがある。
- ・ 先着順の予約方法を変更してほしい。朝早く並ばなければならず、冬などは寒い中待たなければならず、大変です。
- ・ 民間ならこんなふうにはしないだろうなと思う所が多くあります
- ・ 利用者が使用しやすいようにしてほしいです。希望を言ってもなかなか変更していただけない
- ・ 真夏の講演会に参加したとき、長時間の講演であるにも関わらず中間の休憩などがなく、高齢者の方の体調が心配だった。水分補給の配慮が欲しかった
- ・ 職員の方の対応がよく、誠意を感じる
- ・ 常時、職員の方がいて対応していただけるので、安心して利用しています
- ・ 今後も公民館に求められているものは大きいと思います。無料で地域住民が使い、学んだり、体験したり絆を深めたりする場となり続けられるよう公的支援をお願いします
- ・ 住民の活用用途が多様なので各地に分散されていても良い。管理費を節減して現状を維持して欲しい。今後高齢化が進んでいくと益々交流の場として活用できるようにしていただきたい
- ・ 地域住民の社会教育に大きく貢献しているので、この状況の現状維持をお願いしたい
- ・ いつも気持ちよく利用させていただいています。情報も多く、利用者との連絡等のコミュニケーションも十分に図られていていつも大変お世話になっています
- ・ 今後とも地域住民の様々な能力向上、相互理解、親睦のためにご尽力いただければ嬉しいです。特に世代間交流ができるといいと思います。いつも楽しい企画や運営ありがとうございます
- ・ 幅広い年代が利用できる体制があり、今後も継続していただきたい
- ・ 利用者が利用しやすい方法への公民館の努力をととても感じます。多くの方が利用し、交流できる場所づくりへの公民館担当者の姿勢がととてもよく伝わってきます。

今後もそうした姿勢でよろしくお願いします

など

◆その他の意見

- ・ 公民館の運営者が市から指定管理者（住民自治協議会）に移管されたことで公民館がどのように変わったのか利用者にとっては分かりづらい面があるため、館長が説明すべきであると思う
- ・ 地域の全ての世代の集うことのできる地域の中心となれる施設となるようにしてもらいたい
- ・ 利用している年代が高い。子どもを持つ親としては中高生が学習できて幅広い年代が交流し、意見交換できるような本来のコミュニティセンターの役割を持つことが大切だと思う
- ・ 館長さんは出来るだけ長く在任してほしい
- ・ 公民館事業を縮小しないでほしい
- ・ 公民館を利用する人としらない人がはっきり分かれている
- ・ 公民館はシニア世代の居場所
- ・ グループやサークルなどの仲間で集える大切な場です
- ・ 身近にあり、気軽に使えるのでありがたい
- ・ 子ども用の本を増やしてほしい
- ・ 公民館事業と住民自治協議会との関係が分かりにくい。公民館事業に対してどのような協力体制をとっているのか分かりにくい

など

## 第8 市立公民館を取り巻く課題

### 8.1 現状において見える課題

市立公民館を取り巻く状況から大別して4つの課題が見えてくる。「施設の老朽化への対応」、「講座等の有料化の検討」、「地域住民の要望」、「指定管理者制度の導入促進」である。

#### 8.1.1 施設の老朽化に対する課題

市立公民館の内訳は、本館29館、分館30館の59館である。長野市公共施設等総合管理計画によると、市立公民館は、人口や面積が類似している他都市と比較して、その保有量が多い状況にある。

昭和期に建てられた本館と分館は39館にのぼり、半数以上が老朽化の問題に直面している。本館の最も古い建物は、芹田公民館（昭和36年9月建設）、分館は、若穂公民館の保科分館（昭和44年3月建設）である。

#### 8.1.2 講座等に対する有料化の検討の課題

市立公民館では、社会教育法に基づき講座を開設している。他の市有施設でも設置目的に従った講座が開設されているが、市立公民館の講座と類似するものもある。施設によって、一方は有料、もう一方は無料となっている。貸館料や冷暖房費の徴収についても、施設によって違いがある。

近年は自然や地域社会と深く関わる機会が減少し、核家族化や共働き世帯の増加により、地域コミュニティの衰退や、家庭の教育力低下が指摘されている。そのような中、直接触れる体験活動や、世代間交流の機会を充実するなど、地域による教育支援の推進が求められる。また、高齢化に伴い、高齢者の生きがいつくり、健康づくりなどが重要になっており、公民館が担う役割も益々大きくなると予想される。

こうした中で、公民館の事業を継続して提供していくために、サービスを続けていく財源を確保することが必要であり、かつ、サービスを利用する人としらない人との間に不公平が生じないようにすることも必要となる。

現在の少子高齢化、経済低迷等を含む社会的課題に対応するため、市が各分野で対策を講じているところであり、講座等の有料化についても検討がなされている。

平成20年に決定された、「行政サービスの利用者の負担に関する基準」では、利用者の負担額算定について、市民や利用者に分かり易いルールが必要とした上で、市が提供するサービスは多岐にわたっており、それぞれの内容・性質を考慮分類し、その類型ごとに一定の利用者の負担割合を定める方式が示されている。それを基本的考えとして検討がなされている。

市立公民館や、類似した施設を利用する際の利用者負担について、統一的なルールを適用し、利用者負担の適否については定期的に見直すなど、サービスを受ける市民と受

けない市民との負担の公平性を確保する観点も考慮し、地域住民の意識低下や利用者数の減少に配慮しつつも講座等の有料化を検討することが必要になると思われる。

#### 8.1.3 地域住民の要望に対する課題

公民館施設が地域住民に講座・学級・集会等各種サービスを企画・提供し、住民が自主的に仲間と学べる環境づくりから、地域住民の交流の場として機能してきた。しかし、地域住民の生活環境の変化は、地域課題自体を複雑にし、しかも多岐にわたることから、それを地域で解決するために、市立公民館が中核となる必要が出てきた。

住民から「市立公民館は自分たちと同じ立場で、常に住民目線だ」と感じてもらえるよう、相互の関係性をどのように作っていくのか、どのように地域とともに育っていくのかとする課題が新たに生じることとなったと思われる。

この様な課題を解決していくには、市立公民館を所管する教育委員会だけでなく、積極的に市長部局、関係団体等と連携を強化しつつ、公民館相互の連携を図ることで対応していく事が望まれる。市立公民館が、市の出先機関で終わったり、講座や学級を行っていれば十分だと思っていたら、地域住民を引っ張ることはできない。

地域における人のつながりや連帯感の低下に加え、若い世代の参加、利用率の低下といった、地域コミュニティが低下の傾向にある以上、市立公民館は何らかの対策をしていく必要がある。誰でも気軽に参加できる居場所の原型が市立公民館であり、「高齢・育児・障がい」といった実情に対応していくのも市立公民館であると思われる。これは地域コミュニティの原点である「地域のつながり・意思疎通」に通じるとと思われる。

地域の安心・安全の実現において、地域のコミュニティが重要だと考えている人は多いと思う。住民のニーズは多様化しており、市立公民館はこれに適切に対応していく必要があると思われる。

#### 8.1.4 指定管理者制度導入の課題

地方自治法の一部改正によって、公の施設の管理について指定管理者制度が導入できることになった。指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とするものである。

長野市では、住民の自治活動の拠点として改めて市立公民館を位置づけ、住民の手による地域に根ざした生涯学習・社会教育活動の促進と地域振興を目指すために全市立公民館を指定管理者制度に移行することを目指している。そのため、指定管理者を各地域の住民自治協議会に限定している。

住民自治協議会は、住民同士のコミュニケーションが図れる地域範囲内において、生活の向上につながる親睦や学習といった活動をはじめ、地域が抱える課題について共に考え、対応していきける自立性のある総合的組織として成り立っている。各地域が有する

課題はそれぞれ異なり、住民のニーズも多様化、複雑化する中で、市行政が全体を一律に対応していくことは極めて困難であり、地域がそれぞれの実情による課題に対応し、市がこれらの活動を支えていくことにより住みよい地域の形成につながる。

第六次長野市行政改革大綱実施計画では、平成 29 年度までに市立公民館 29 館すべてで、指定管理者制度に移行する計画であったが、これまでに移行したのは 9 館に留まる。

本計画が予定したとおりに進んでいない理由として以下が考えられる。

ひとつは、予定する指定管理料である。指定管理者は、長野市の指定管理料によって管理運営費を賄わなければならない。指定管理者が自主的に収入を得ることができないため、受託者である住民自治協議会のメリットが少ないと感じるものとする。

もうひとつは、老朽化している施設が多いことである。長野市では、公共施設等総合管理計画を策定し、施設の統廃合について方針を出しているが、老朽化の改善に時間がかかるような館も多い。また、公民館を訪問調査した際に、「老朽化した施設を押し付けられていると感じているようである」といった意見があった。

しかしながら、指定管理者制度に移行した場合のメリットを考えると、利用時間の延長など施設運営面でのサービスの向上による利用者の利便性の向上や、管理運営費の削減による施設所有者である市の負担軽減、地域住民の意識の改革などが挙げられる。実際に、指定管理者制度に移行した館を見ると、市直営の公民館より、講座開設や集客などに積極的で賑わいがある印象を受ける。今後ますます厳しくなる財政状況の中で、多様化する市民の要望や、地域コミュニティの課題に対応していくためにも、指定管理者制度への移行の推進が望まれる。



### 第3章 個別施設における現状と課題

現状を把握するために、平成29年度に指定管理者制度に移行した公民館を含めて、訪問調査を行った。

#### 第1 城山公民館

##### 1.1 概要

名称	城山公民館	
所在地	長野市大字長野東之門町 2462	
対象区域の人口	17,539人	平成29年4月時点
対象区域の世帯	8,091世帯	平成29年4月時点
分館分室の有無	分館：有2館 分室：無	
運営審議会開催月	6月 年1回開催	
指定管理者の有無	無	
指定管理者の名称	無	
指定管理料	無	
公民館予算額	平成28年度	19,165千円
公民館活動の重点目標	<p>(1) 市民のニーズに応じた、成人学校講座や市民講座を開設し、人と人との絆、人と地域の絆づくりに努める。</p> <p>(2) 家庭・地域の教育力向上に向け、住民自治協議会・学校等と協力や連携を図り、主催事業を企画・開催する。</p> <p>(3) 利用者が気持ちよく使用できるよう、公民館の環境整備を図る。</p> <p>(4) 館報やホームページによる公民館活動の広報に努める。</p>	
一般事業の種類	次世代育成	8事業
	世代間交流	1事業
	文化芸術	11事業
	体育・レクリエーション	5事業
	食育	4事業
	環境学習	6事業
	地域力向上	6事業
	読書推進	1事業
	成人祝賀	1事業
	広報・調査	1事業
	展示	2事業
	その他	2事業
	合計	48事業
成人学校の講座	英語・英会話基礎	盆栽と盆景

	英語・英会話応用 実用英会話入門 実用英会話初級 洋裁初級 着物をリフォーム パッチワーク・キルト 善光寺平の歴史散歩 郷土史「善光寺」 太極拳（月） 太極拳（木） 謡曲初級 たのしいハーモニカ教室 ハワイアンフラ入門 古典文学	楽しい日本画とスケッチ 洋画 洋画「人物画」 木版画 水彩画初級 水彩画上級 書道「写経入門」 書道初級 書道 茶道（火） 茶道（水） 華道初級 囲碁入門
公民館の特徴	立地条件がいいことで専門性の高い講師を招いて数多くの講座を実施している。特に成人学校講座の開講数が市立公民館の中で最も多い。また、小さい頃から公民館に親しんでもらえるよう、親子で参加できる講座を数多く企画している。	

## 1.2 監査着眼点及び実施した手続

	監査実施内容
1.2.1 監査の手続	3つの視点（設置目的、施設の効率かつ有効な運営、会計や委託契約の適切性）により、監査を実施した。主な監査手続は、公民館に出向き館内施設等の確認と、公民館長及び職員への質問による。
1.2.2 設置目的に従った運営がなされているか	<p>◆設置目的</p> 開催している定期講座、講演会、体育集会の内容や、設置している図書は、住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進等に寄与するものと認められる。 <p>◆公民館運営審議会</p> 9名で構成されており、年1回、毎年6月下旬に開催されている。議事録については、平成28年度から、これまでよりも丁寧に作成され、「公民館活動の重点目標」に対する前年度の振り返りや、新年度への具体案の検討が示されており、公民館の運営方針や透明性が伝わる。
1.2.3 施設は効率的かつ	<p>◆利用者</p> 対象区域の方を中心に、他地区の方にも数多く利用されている。

<p>有効に運営されているか</p>	<p>◆講座の周知          小学校・中学校・高校にチラシの配布及びホームページ、新聞に掲載し周知している。</p> <p>◆利用状況          対象区域の人口 17,539 人に対して、利用総数 75,421 人（4.3 倍）と、利用者の多い館の一つである。本館各部屋の平均稼働率は 52%で、一週間 7 日のうち半分利用されている稼働である。70 から 80%と稼働率が高い部屋も多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分館            本館の隣に別館があり 1 階のみ貸館として利用されている。第一地区分館が本館から車で 10 分程度に、第二地区分館が本館から徒歩 1 分程度にあり、サークルの活動や住民自治協議会の会議など貸館として利用されている。第一地区分館の平均稼働率は 15%。本館近隣の第二地区分館は稼働率が高く、本館と同じような傾向である。</li> <li>・1 回の利用時間と利用回数制限            原則一週間に 1 回、利用時間に制限はない。</li> <li>・駐車場            本館と第二地区分館に駐車場があるものの、車で来館する利用者が多いため、徒歩で数分の場所に駐車場を確保している。</li> </ul> <p>◆建物の状況          本館は昭和 45 年 3 月建設、別館は昭和 42 年 4 月建設で雨漏り、壁のひび等で古さを感じる。設備、物品等は古い物も多く、蛍光灯、調理器具の中には作動しないものもあった。第一地区分館は昭和 56 年 3 月建設で古さを感じるが、第二地区分館は平成 3 年 3 月建設で各部屋、トイレ、廊下等はきれいに維持されているように見受けられる。          長野市公共施設等総合管理計画に定める「公共建築物保全マニュアル」にある「点検チェックシート」等は作成していない。</p>
<p>1.2.4          会計処理や委託契約が規則等に則り適正に処理されているか</p>	<p>◆現金収納事務          日計表で管理し、成人学校・公民館収入は、その都度入金し、コピー代は月 1 回程度又は収納額が 10,000 円を超えない範囲で入金している。</p> <p>◆利用手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用許可申請書と許可書の交付            市指定の利用許可申請書による。</li> <li>・目的外使用料金の取扱い            納付書を発行し、利用者が金融機関等に入金する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料の減免申請は、該当なし。</li> <li>◆備品管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>備品管理台帳と実際にある備品のうちから数点を選定し突合調査したところ、所在の確認が取れた。</li> <li>備品の購入は、所管課でしており、消耗品は、館の予算範囲内で館が注文をし、所管課の会計処理の決裁をして、支出帳票を館で保管している。</li> </ul> </li> </ul>
--	---

#### 監査の結果

監査した結果、おおむね適正な運営、処理がされていたが、一部については是正改善を要する事項が見受けられたため、以下に記載する。

#### (意見) 建物・設備の管理について

第二地区分館を除いて建築から相当の年数が経過している。予防的な修繕をしていかなければ、場合によっては、講座の開催に支障をきたす恐れがある。こういった状況を踏まえると、長野市公共施設等総合管理計画にそった「公共建築物保全マニュアル」に基づき、点検チェックシートによる定期的な点検と報告が望まれる。

## 第2 中部公民館

### 2.1 概要

名称	中部公民館	
所在地	長野市大字鶴賀緑町 1596-13	
対象区域の人口	13,955 人	平成 29 年 4 月時点
対象区域の世帯	7,322 世帯	平成 29 年 4 月時点
分館分室の有無	分館：有 2 館 分室：無	
運営審議会開催月	7 月 年 1 回開催	
指定管理者の有無	無	
指定管理者の名称	無	
指定管理料	無	
公民館予算額	平成 28 年度 9,342 千円	
公民館活動の重点目標	<p>(1) 利用者のニーズに応じた学級・講座の開設。</p> <p>(2) 家庭・地域の教育力の向上を目指した学級・講座の開設。</p> <p>(3) 自主的に活動するグループやサークル活動を支援し、教育や文化活動の拠点としての役割の充実を図る。</p> <p>(4) 住民自治協議会との共催による長野市 7 公民館合同成人式の企画と実施。</p> <p>(5) 公民館報やホームページ等による公民館活動等の広報。</p> <p>(6) 本館及び分館の環境整備。</p>	
一般事業の種類	次世代育成 文化芸術 体育・レクリエーション 食育 環境学習 読書推進 成人祝賀 広報・調査 その他 合計	2 事業 14 事業 1 事業 4 事業 3 事業 3 事業 1 事業 1 事業 3 事業 32 事業
成人学校の講座	書道入門 実用書道 書道 書道（夜間）	手あみもの 中国語（初級） 和裁 古書・古文書で読み解く長野の歴史

<p>公民館の特徴</p>	<p>地域公民館連絡協議会の解散、近隣駐車場の有料化、地域住民の減少等により利用者が激減し、利用者の9割が地域外であり、60代から80代の方が多い。</p> <p>指導力のある講師の講座は人気があり、現在は近隣の地域で実施していない魅力ある講座の企画に力を入れている。</p>
---------------	--

## 2.2 監査着眼点及び実施した手続

	監査実施内容
<p>2.2.1 監査の手続</p>	<p>3つの視点（設置目的、施設の効率かつ有効な運営、会計や委託契約の適切性）により、監査を実施した。主な監査手続は、公民館に出向き館内施設等の確認と、公民館長及び職員への質問による。</p>
<p>2.2.2 設置目的に従った運営がなされているか</p>	<p>◆設置目的 開催している定期講座、講演会、体育集会の内容や、設置している図書は、住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進等に寄与するものと認められる。</p> <p>◆公民館運営審議会 9名で構成されており、年1回、毎年7月に開催されている。過去5年間の議事録を閲覧すると、平成25年度の運営審議会を除き、1名から4名の欠席がある。</p>
<p>2.2.3 施設は効率的かつ有効に運営されているか</p>	<p>◆利用者 住民自治協議会の設立とともに地域公民館連絡協議会が解散し、地域との関わりが少なくなっている。利用者の9割が対象区域外からである。</p> <p>◆講座の周知 しなのき、権堂イーストプラザ、生涯学習センター、市立図書館へのチラシの配布及びホームページ、新聞等に掲載し周知している。</p> <p>◆利用状況 対象区域の人口13,955人に対して、利用総数19,611人（1.4倍）と人口に対する利用率は低い。本館各部屋の平均稼働率は40%であるが、ホールは80%と高い。</p> <p>・分館 本館から車で5分前後の所に、第四地区、第五地区分館があり、地域の会議で使用している。第五地区分館は、平成28年11月から平成29年10月にかけて耐震補強工事を行っている。平成28年度の稼働率はどちらも10%前後。第五地区分館の工事前の年度の稼働率は18%であ</p>

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 回の利用時間と利用回数制限 特になし</li> <li>・ 駐車場 本館の北側にある 3 台の駐車場は、成人学校講師、体の不自由な方、講座の申込みや荷物の運搬等での短時間利用者向けであり、その他の公民館利用者は、近隣の長野市役所庁舎駐車場等を利用している。長野市役所庁舎駐車場は、長野市役所庁舎駐車場条例により、平成 28 年 1 月から有料化（1 時間まで無料）され、利用者減少に影響したとのこと。分館は、軽乗用車 3 台程度の駐車場がある。</li> </ul> <p>◆建物の状況</p> <p>本館、分館共に昭和 50 年代の建設で、建物や備品は老朽化し、将来的に修繕・取替えが必要と思われる部分が多く見受けられる。4 階建ての建物であるが、エレベーターがなく、利用者の多くを占める高齢者の負担になっている。</p> <p>長野市公共施設等総合管理計画に定める「公共建築物保全マニュアル」にある「点検チェックシート」等は作成していない。</p>
<p>2.2.4 会計処理や委託契約が規則等に則り適正に処理されているか</p>	<p>◆現金収納事務</p> <p>収納金日計簿で管理し、月初に入金している。入金は、コピー代が主。</p> <p>◆利用手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用許可申請書と許可書の交付 市指定の利用許可申請書による。</li> <li>・ 使用料の減免申請 該当なし</li> <li>・ 目的外使用料金の取扱い 納付書を発行し、利用者が金融機関等に入金する。</li> </ul> <p>◆備品管理</p> <p>備品管理台帳と実際にある備品のうちから数点を選定し突合調査したところ、所在の確認が取れた。</p> <p>備品の購入は、所管課でしており、消耗品は、館の予算範囲内で館が注文をし、所管課の会計処理の決裁をして、支出帳票を館で保管している。</p>

## 監査の結果

監査した結果、おおむね適正な運営、処理がされていたが、一部については是正改善を要する事項が見受けられたため、以下に記載する。

### (意見) 公民館運営審議会について

運営審議委員の多くの参加が望まれる。公民館運営審議会は、年1回毎年7月に開催されている。過去5年間の議事録を見る限り、平成25年度を除き、1名から4名の欠席者がある。長野市立公民館条例によると、委員の過半数があれば会議を開くことができるため、1名から4名の欠席があっても条例に違反するわけではないが、開催するのであれば効果的な審議ができるよう多くの委員の参加が望まれる。

### (意見) 建物・設備の管理について

本館・分館共に昭和50年代に建設された建物で、今後は建物・設備などの修繕が必要になってくると思われる。こういった状況を踏まえると、点検チェックシートによる定期点検を行っていないのは好ましくないため、長野市公共施設等総合管理計画にそった「公共建築物保全マニュアル」に基づく点検・報告が望まれる。



### 第3 芹田公民館

#### 3.1 概要

名称	芹田公民館	
所在地	長野市若里二丁目 8-18	
対象区域の人口	26,832 人	平成 29 年 4 月時点
対象区域の世帯	12,632 世帯	平成 29 年 4 月時点
分館・分室の有無	分館：無	分室：無
運営審議会開催月	2 月下旬 6 月下旬 年 2 回開催	
指定管理者の有無	無	
指定管理者の名称	無	
指定管理料	無	
公民館予算額	平成 28 年度	8,851 千円
公民館活動の重点目標	<p>(1) 人権啓発、男女共同参画社会を推進する。 (人間の平等と幸福、男女が一緒になって地域課題に取り組む)</p> <p>(2) 生涯学習を推進し地域の教育力の向上と生きがい創りに努める。 (いつでも・どこでも・誰でも・何でも学ぶ精神)</p> <p>(3) 成人学校・講座・学級講座の推進に努める。 (出会い・ふれあい・学びあいの精神)</p> <p>(4) 青少年の健全育成と少子高齢化社会の福祉の増進、世代間交流に寄与できる活動を推進する。</p> <p>(5) 文化・芸術・スポーツの振興に努め、地域住民の仲間作りや心身の健康を増進し地域の活性化を図る。</p> <p>(6) 住民自治協議会との協力、連携を図る。</p> <p>(7) いつでも気持ちよく利用してもらえる公民館を目指して公民館整備の促進に努める。</p>	
一般事業の種類	次世代育成	1 事業
	文化芸術	4 事業
	体育・レクリエーション	4 事業
	人権学習	1 事業
	食育	6 事業
	環境学習	2 事業
	地域力向上	7 事業
	成人祝賀	1 事業
	広報・調査資料収集	1 事業
	その他	1 事業
	合計	28 事業

成人学校の講座	水墨画 太極拳 囲碁 陶芸（火） 陶芸（木） 陶芸（夜間）	かんたん着物リフォーム やさしい英会話 パッチワーク Let's Sing a Song 書道
公民館の特徴	特徴的な講座として、「森林体験学習」が挙げられる。これは、芹田地区の小学4、5、6年生を対象に「芹田みどりの少年育成会」の指導員の下、18年間飯綱高原で開催している。	

### 3.2 監査着眼点及び実施した手続

	監査実施内容
3.2.1 監査の手続	3つの視点（設置目的、施設の効率かつ有効な運営、会計や委託契約の適切性）により、監査を実施した。主な監査手続きは、公民館に出向き館内施設等の確認と、公民館長及び職員への質問による。
3.2.2 設置目的に従った運営がなされているか	<p>◆設置目的</p> <p>開催している定期講座、講演会、体育集会の内容や、設置している図書は、住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進等に寄与するものと認められる。</p> <p>◆公民館運営審議会</p> <p>年に2回、前年度の事業報告と今年度の事業計画・運営基本方針・活動重点目標についての報告し、その内容について議論がされている。過去5年間の欠席者総数は1名である。</p>
3.2.3 施設は効率的かつ有効に運営されているか	<p>◆利用者</p> <p>講座受講者の高齢化が課題となっている。高齢者と子どもの世代間交流を目的とした「しめ縄づくりの体験」や「餅つき大会」を開催することで、子どもたちに公民館を身近に感じてもらう機会を作っている。これによって、ゆくゆくは子どもやその親世代である現役世代の公民館自体の利用者範囲が広がることを期待している。</p> <p>図書コーナーの利用者は高齢者、育児中の保護者が多い。貸出数は月に240冊程度。</p> <p>◆講座の周知</p> <p>ホームページ、窓口へのチラシ設置及び回覧板により周知している。平成29年度から芹田地区の地域公民館の掲示板に講座案内を掲示してもらい利用促進に努めている。講座の要望は、講座受講後のアンケ</p>

	<p>ートや利用者との会話を通して把握している。</p> <p>◆利用状況</p> <p>陶芸窯があり、成人学校では、陶芸講座を週3回開設しており、非常に人気のある講座となっている。講座のほか陶芸のクラブやサークルもあり、陶芸窯使用計画書を見ても使用頻度が高く、平成29年4月から9月までの間で延べ41回、月平均6.8回の利用があり、10月から翌年3月までの後期も前期と同程度の使用計画がある。各部屋の平均稼働率は、63%である。料理教室を除くと70%と高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・蛍の観察会、森林体験学習</li> </ul> <p>芹田みどりの少年育成会指導員に協力をしてもらい、18年間継続して行っている。6月に蛍の観察会、10月に森林体験学習を開催している。蛍の観察会が100名前後、森林体験学習が60名前後と芹田地区の小学校高学年の児童を中心に多くの参加があり好評である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア人材の確保</li> </ul> <p>芹田小学校のコミュニティスクール活動に際して、ボランティアで講師となる者を公民館講座の受講者の中から小学校に紹介した。ボランティアの人数が少なく対応しきれなかった。</p> <p>◆建物の状況</p> <p>昭和36年に建築されており、施設・設備がかなり老朽化している。利用者アンケートからも、同様の声が多い。冷房が完備されておらず、夏場、特に高齢者を心配する声も多く見受けられたが、館の建て替えが決まっている。</p> <p>職員は時間を見つけて館内の見回りをしており、不具合があった場合、担当課に連絡・報告を行っている。長野市公共施設等総合管理計画に定める「公共建築物保全マニュアル」にある「点検チェックシート」等は作成していない。ただし、講座受講者には「芹田公民館使用簿兼点検表」を記入してもらい、講座で使用した後に建物・設備・備品に不具合がないか確認してもらうようにしている。</p>
<p>3.2.4 会計処理・委託契約等適正に処理されているか</p>	<p>◆現金収納事務</p> <p>収入・支出の会計帳簿の管理は現金収支受払帳で管理し、現金を金融機関に預け入れるときは預入票の控で管理している。</p> <p>現金はアルミ製のお菓子箱で保管している。開館中はコピー機利用等で使用頻度が高いため、机の上に置いている。夜間は金庫にしまい、鍵は職員が分担して一本ずつ所有しており、どちらかが施錠をしている。</p> <p>◆利用手続き</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用料の減免申請 該当なし</li> <li>◆ 備品管理 備品管理台帳と実際にある備品のうちから数点を選定し突合調査したところ、所在の確認が取れた。金額の大きい陶芸窯、アップライトピアノとも利用頻度は高く、陶芸窯は利用者が自主的に管理を行っている。</li> </ul>
--	---

## 監査の結果

監査した結果、おおむね適正な運営、処理がされていたが、一部については是正改善を要する事項が見受けられたため、以下に記載する。

### (意見) 現金の管理について

コピー機等の利用頻度が高いといった理由から、現金の入った箱を施錠せず、机の上に置いて保管しており、保管位置も事務局のカウンターから近い位置の机の上に置いている。施錠していないことに対する対応としては、事務局が不在にならないようにしているとのことだが、現金は少額でもしっかりと管理が求められる。施錠できる机の引き出しに入れての保管又は金庫内で保管することが望ましい。

### (意見) 建物・設備の管理について

建て替えが決まっているものの、昭和 36 年に建設された建物で、市立公民館本館の中ではもっとも古い建物であるにもかかわらず、点検チェックシートによる定期点検を行っていないのはもとより、「公共建築物保全マニュアル」の存在自体を知らないという状況は、好ましくないため、長野市公共施設等総合管理計画にそった「公共建築物保全マニュアル」に基づく点検・報告が望まれる。

### (意見) ボランティア講座の活用について

公民館の設置及び運営に関する基準によると、公民館は、ボランティアの養成のための研修会を開催する等の方法により、奉仕活動・体験活動に関する学習機会及び学習情報の提供の充実に努めるものとされている。芹田小学校のコミュニティスクール活動に際して、ボランティア講師を公民館講座の受講者の中から小学校に紹介したが、人数が少なく対応しきれなかった。地域と一体となって子どもたちを育む取組は、活力ある地域づくりにもつながる。地域の人々が職業等で得た知識・技術を学習支援者として活かすことができる講座を積極的に開講し、地域貢献という有用感を得る機会を数多く作ってほしい。それがより強い地域コミュニティの形成につながると思われる。近隣にある信州大学の学生を中心とした学生ボランティアの養成も力を注がりたい。

## 第4 三輪公民館

### 4.1 概要

名称	三輪公民館	
所在地	長野市三輪四丁目 15-1	
対象区域の人口	16,479 人	平成 29 年 4 月時点
対象区域の世帯	7,752 世帯	平成 29 年 4 月時点
分館・分室の有無	分館：無	分室：無
運営委員会開催月	6 月 年 1 回開催	
指定管理者の有無	無	
指定管理者の名称	無	
指定管理料	無	
公民館予算額	平成 28 年度	9,727 千円
公民館活動の重点目標	<p>(1) 生涯学習の拠点施設として、住民自治協議会と連携した事業施設に努める。</p> <p>(2) 地域の要望や課題を的確に捉えた各種講座を実施する。</p> <p>(3) 家庭・地域・学校と協働し、学びの場を通じて地域づくり・人づくりを進める。</p> <p>(4) おもてなしの心を基本に、明るくあいさつと心の通う接遇を高める。</p> <p>(5) 安全・安心な公民館施設の貸館等、住民の一層の利用促進に努める。</p>	
一般事業の種類	次世代育成 女性学習 文化芸術 食育 地域力向上 グループ・サークル育成 成人祝賀 広報・調査資料収集 展示 合計	7 事業 1 事業 8 事業 3 事業 3 事業 4 事業 1 事業 1 事業 1 事業 29 事業
成人学校の講座	書道 木彫り入門	絵画を楽しむ おもてなしの英会話
公民館の特徴	高齢化率が長野市の平均を上回る地区ではあるが、反面、三輪地区には長野県短期大学や長野女子短期大学等があり、20 歳を迎える頃の年齢の方たちが、市外、県外から多く転入して住んでいる。平成 30 年	

	<p>度には長野県立大学が開学し、今後は若者の割合も上昇することが予測される。三輪地区からの通学校として小学校3校と中学校2校があり、それらの校区が入り組んでいる。(例えば、東部中は吉田地区、城東小は第二地区) 三輪地区特有の事情があり、若者対象の利用促進を目指せる地域であると思われる。</p>
--	--

#### 4.2 監査着眼点及び実施した手続

	監査実施内容
4.2.1 監査の手続	<p>3つの視点（設置目的、施設の効率かつ有効な運営、会計や委託契約の適切性）により、監査を実施した。主な監査手続きは、公民館に出向き館内施設等の確認と、公民館長及び職員への質問による。</p>
4.2.2 設置目的に従った運営がなされているか	<p>◆設置目的 公民館利用者に対して、公民館設置の目的・趣旨等について理解を深めるため、館内に掲示、周知に努めているか館内を廻り確認したところ、このような掲示はなされていない。</p> <p>◆公民館運営審議会 9名で構成されており、開催は年1回、毎年6月中旬から後半が常態化しているように見受けられる。過去5年間の開催議事録を閲覧すると、委員全員が出席した年は無いため、全員の参加が望まれる。</p>
4.2.3 施設は効率的かつ有効に運営されているか	<p>◆利用者 子育てサークルの活動回数が増えてきたことで、子育て世代の利用が伸びてきている。当公民館は比較的幅広い年齢層に利用されている。長野県短期大学や、長野女子短期大学とのかかわりにおいて、子どもの体験授業、伝統芸能の継承にも参加していただいている。当地域の特性から、今後においては工夫次第で、一層若年層の利用拡大が期待できる。</p> <p>◆講座の周知 チラシを回覧板の手法で地区内に情報提供を実施している。他に、ホームページの掲載及びツイッターによる講座募集の情報発信を実施している。新聞紙上でも講座の情報提供と募集を行っており、新聞による掲載の効果が大きいと思われる。</p> <p>◆利用状況 対象区域の人口 16,479 人に対して、利用総数 30,743 人（1.8 倍）と人口に対する利用率は低い。各部屋の平均稼働率は 55%である。極端に低い料理教室を除くと 62%である。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公民館主導による利用者アンケートの実施 地域住民の希望を把握することは重要であると認識している。複数回に渡る講座はアンケートを実施している。一回限りの講座は、平成29年から実施に至っている。アンケート集計の途中であるものの、講座に満足かやや満足との回答が多くを占めるとのこと。</li> <li>・ 図書コーナー 今後の新たな働きかけとして、公民館に図書館があることを広めるため、子ども向けに力を入れてイベントを開催する予定。</li> <li>・ 展示物、展示スペース 展示物については、展示物を借りるための書式として定めたものはない。当公民館の展示スペースは非常に小さいため、イベントの時は教室を展示スペースにすることもある。</li> <li>・ 駐車場 支所との複合施設であるが、十分な駐車場の確保に至っていない。利用者からも駐車場の確保を望む声がある。混み合うと職員が駐車場整理に追われ、業務に支障をきたす可能性がある。60名収容の教室もあるが、駐車台数は18台と少なく、教室の利用調整を余儀なくされており、施設の有効利用が課題となっている。</li> </ul> <p>◆建物の状況</p> <p>当公民館は、新館と旧館に分かれており、旧館の1階部分には、三輪支所と住民自治協議会が入っている。現在は、旧館の2階部分を当公民館事業に使用している。和室と講義室がある。新館は、平成11年2月に3階建て建物として新築されている。</p>
<p>4.2.4 会計処理・委託契約等適正に処理されているか</p>	<p>◆現金収納事務</p> <p>現在の現金管理方法は、パソコン利用による管理方式となっている。A4用紙1枚で5日分の現金管理できる様式だが、用紙節約のため、5日分の入金状況を入力し、用紙の出力を5日分まとめて行っている。よって、現金実査による付け合せは毎日行っていない。また、現金確認印の押印も用紙の出力後にまとめて押印している。</p> <p>利用者との間において、現金のやり取りをするのは、コピー代等の収受であるが、利用者との間の手続においては、書類上の問題点は見つからず、適正に処理されている（ただし、収受後の現金管理については検討し改善を必要とする）。</p> <p>◆利用手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図書コーナー 南部図書館の定める手順どおり</li> </ul>

	<p>◆備品管理</p> <p>備品管理台帳と実際にある備品の内から数点を無作為に選定し、突合調査を実施したところ、旧館2階に備品台帳にないエレクトーンが置いてあった。</p>
--	--

#### 監査の結果

監査した結果、おおむね適正な運営、処理がされていたが、一部については是正改善を要する事項が見受けられたため、以下に記載する。

##### (指摘) 現金の管理について

現在の現金管理状況は、A4用紙1枚につき5日分の現金の動きを記入することが出来るようになっているが、実態は、5日分の記入が終了した時点で用紙を打出し、確認印を押印している状況にある。現在のA4用紙を変更することなく使用するのであれば、5日分の日にちだけを記入したものを印刷出力し、現金の動きについては手計算で日にちごとに記入し、現金実査の結果と共に第三者に確認をとり、確認印を押印するよう変更されたい。

##### (意見) 地域のリーダーを育てるボランティア講座の積極的活用について

公民館の設置及び運営に関する基準によると、公民館は、ボランティアの養成のための研修会を開催する等の方法により、奉仕活動・体験活動に関する学習機会及び学習情報の提供の充実に努めるものとされている。当公民館の地域は、高齢化率が高い地域で、今後も高齢化が加速化していくことは容易に想像できる。今のうちに、地域のリーダーを育てる事は重要であり、そのためにも、三輪地区住民自治協議会とさらなる連携を図られたい。地域の人々が職業等で得た知識・技術を学習支援者として活かすことができる講座を積極的に開講し、地域貢献という有用感を得る機会を数多く作ってほしい。それがより強い地域コミュニティの形成につながると思われる。近隣にある長野県短期大学の学生を中心とした学生ボランティアの養成も力を注がれたい。



## 第5 吉田公民館

### 5.1 概要

名称	吉田公民館		
所在地	長野市吉田三丁目 22-41 ノルテながの		
対象区域の人口	17,007 人	平成 29 年 4 月時点	
対象区域の世帯	7162 世帯	平成 29 年 4 月時点	
分館・分室の有無	分館：無	分室：無	
運営委員会開催月	6 月	3 月	年 2 回開催
指定管理者の有無	有		
指定管理者の名称	吉田地区住民自治協議会		
指定管理料	平成 29 年度から指定管理者となったため、平成 28 年度の指定管理料はない。平成 28 年度市直営時の公民館予算は、16,378 千円。		
公民館活動の重点目標	(1) 多くの住民が参加できる、特色ある講座等を開設する (2) 学校、家庭、地域社会の連携を支援し、学校教育・家庭教育・社会教育を進める (3) 文化、芸術活動を進める (4) 体育、レクリエーション活動を進める (5) 地域公民館を支援し、地域活性化に努める (6) 公民館報の発行に努める (7) 社会教育団体(グループ・サークルを含む)の活動を支援する		
一般事業の種類	次世代育成	10 事業	
	女性学習	1 事業	
	世代間交流	1 事業	
	文化芸術	4 事業	
	体育・レクリエーション	2 事業	
	人権学習	2 事業	
	食育	3 事業	
	環境学習	1 事業	
	地域力向上	1 事業	
	グループ・サークル育成	1 事業	
	読書推進	1 事業	
	成人祝賀	1 事業	
	広報・調査資料収集	1 事業	
	合計	29 事業	
成人学校の講座	書道	着付とマナー	たのしいパン作り
	ヨガ	たのしい料理	

公民館の特徴	当公民館は、老人福祉センター・児童センター・支所等との複合施設となっており、人が集まりやすく、利用率が高い施設である。また、吉田びんずるや、何丸踊り、吉田町運動会など、地域住民の活動が盛んに行われている地域となっている。
--------	--

## 5.2 監査着眼点及び実施した手続

	監査実施内容
5.2.1 監査の手続	3つの視点（設置目的、施設の効率かつ有効な運営、会計や委託契約の適切性）により、監査を実施した。主な監査手続は、公民館に出向き館内施設等の確認と、公民館長及び職員への質問による。
5.2.2 設置目的に従った運営がなされているか	<p>◆設置目的</p> <p>公民館利用者に対して、公民館設置の目的・趣旨等について理解を深めるため、館内に掲示、周知に努めているか館内を廻り確認したところ、このような掲示はされていない。</p> <p>◆公民館運営管理委員会</p> <p>9名で構成されており、開催は毎年6月と3月の年2回である。委員会議事録は公表されていない。</p>
5.2.3 施設は効率的かつ有効に運営されているか	<p>◆利用者</p> <p>当公民館は、老人福祉センター・児童センター・支所等との複合施設となっている為、幅広い年齢層に利用されている。</p> <p>◆講座の周知</p> <p>まだ当公民館独自のホームページを開設していないため、広報誌やチラシの回覧による。特に、チラシの地区内回覧が主力となっている。</p> <p>◆利用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部屋の利用状況</li> <p>多目的ホールの平成28年度の年間使用日数は313日で利用率は87.2%と高いが、床材が傷つきやすく利用内容によっては、断わらざるを得ない場合もある。茶道講習を目的とした水屋があるが、流派の違いによる配置の不具合からか、現状では有効活用されていない。</p> <li>・ 利用者に対するアンケートの実施</li> <p>講座参加者に対して講座終了後にアンケートをとっているが、あまり効果的な回答は得られていない。</p> <li>・ 講座の利用促進を図る方法として検討中の項目</li> <p>地域の方が講師となった講座を積極的に実施していくことを検討中である。</p> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展示コーナー 当公民館は、複合施設のため、夜間は建物入口に施錠することが出来ない。また、過去に盗難もあったため、展示物を展示することが出来ない。館内を廻ってみたところ、資料室の中には歴史的に価値のある資料が多々あり、それを展示する事が出来れば、より多くの来場が望めると思う。</li> <li>・開館時間と休館日 条例に定められた時間どおり。夜間又は土曜・日曜・休日に利用する場合の鍵の引き渡しは、シルバー人材センターに委託し鍵の管理をしてもらっている。シルバー人材センターへの委託内容は、鍵の貸し借りと戸締りのみで、貸館の申し込みは含めていない。</li> <li>・駐車場 施設の駐車場と、建物の住民の駐車場とが一体となっている。駐車場から出庫するには駐車券への器械による認証が必要となるため、目的外で使用をする者の公民館フロアへの出入りが度々見受けられる。なお、駐車場について住民からの苦情があった場合には職員が対応をしている。</li> <li>・部屋の使用についてのトラブル 過去にダブルブッキングをしたことがある。本来、公民館の職員が解決に向けた対応をしなければならないが、利用者間の協議に委ねたことから、利用者から苦情が寄せられた。</li> <li>・喫煙について 当公民館及び複合施設はすべて禁煙となっている。</li> <li>◆建物の状況 当公民館は、老人福祉センター・児童センター・支所、金融機関があるほか、上層階は居住区域になっている複合施設である。当公民館の施設は主に3階にあり、多目的ホールは2階にある。 複合施設であるために、入り口は施錠されていない。夜間は、貸館業務も含めてシルバー人材センターに管理を委託している。</li> </ul>
<p>5.2.4 会計処理・委託契約等適正に処理されているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆現金収納事務 現金出納簿と収納金日計簿を使用しているが、現金の管理を調べたところ付け合せは毎日行っていない。現金の収受があった時にしか付け合わせていないため、現金の不合があった場合は、追跡しづらい管理体制になっている。 会計事務は、平成29年度から、当公民館は指定管理者制度を導入したことから今後、複式簿記による試算表等作成が義務付けられ、会計</li> </ul>

	<p>報告はこれらの資料に基づきなされることになる。会計担当責任者を含めて現在勉強中である。</p> <p>◆利用手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図書コーナー</li> </ul> <p>南部図書館の定める手順どおり</p> <p>◆備品管理</p> <p>備品管理台帳と実際にある備品の内から数点を無作為に選定し、突合調査を実施したところ、特に問題点は見つからなかった。ただし、定期的に点検をしているわけではなかった。</p> <p>歴史的資料は、地域住民の方からの寄付による歴史的な生活様式に関わる史物を保管し、郷土資料室に鍵をかけて管理している。利用者から要請があるときだけ、見学できるように開放している。</p>
5.2.5 その他	<p>◆指定管理者制度</p> <p>平成29年度から指定管理に移行した館であり、先行して指定管理に移行した館の事例を参考にして運営している。</p>

#### 監査の結果

監査した結果、おおむね適正な運営、処理がされていたが、一部については是正改善を要する事項が見受けられたため、以下に記載する。

##### (意見) 史物の管理について

地域住民からの寄付による歴史的な生活様式に関わる史物を多数保管している。これに対して管理リストの提示を求めたが、収蔵品の確認作業が出来ていないとの理由から、提示はなされなかった。

歴史的に貴重な史物であり、子どもたちにとっては驚きの世界であろうし、大人にとっては懐かしい世界であると思われる。貸し出しや展示に使うこともあると思われることから、速やかに現物と管理リストの付け合せを行い整備されることが望まれる。

##### (意見) 史物の展示方法について

保管されている史物は普段は鍵のかかった郷土資料室にあり、通常は一般の人たちには目のふれない場所にある。また、特段の宣伝もなされていないことから、見学希望はそれほど多くないと思われる。

予算の制約があると思うが、多くの利用者に見学してもらうためにも、現在とは別の展示方法を検討されたい。

## 第6 柳原公民館

### 6.1 概要

名称	柳原公民館	
所在地	長野市大字小島 804 番地 5	
対象区域の人口	6,938 人	平成 29 年 4 月時点
対象区域の世帯	2,782 世帯	平成 29 年 4 月時点
分館・分室の有無	分館：無	分室：無
運営審議会開催月	3 月上旬 6 月上旬 年 2 回開催	
指定管理者の有無	無	
指定管理者の名称	無	
指定管理料	無	
公民館予算額	平成 28 年度	7,272 千円
公民館活動の重点目標	<p>(1) 地域住民の願いを受け止め、「出会い・ふれあい・学び合い」の場となり、地域づくり・親子の学び等につながる成人学校・各種講座等の充実を図り、生涯学習の推進に努める。 (生活・暮らしと学習の結びつき＝絆づくり)</p> <p>(2) 住民自治協議会の教育・環境部会（地域公民館連絡協議会等）や各部会、各種委員会、関係団体の自主的な活動に対し、必要に応じた連携・支援をする。</p> <p>(3) 自主的なグループ・サークル活動を尊重し、その活動を支援すると共に、連携の輪をつなげ広げる方向を探る。</p> <p>(4) 人権が尊重され、差別のない明るい社会を築くため、すべての方の人権を大切にしたい館運営に努めると共に、人権教育の一層の推進に努める。</p>	
一般事業の種類	次世代育成 文化芸術 体育・レクリエーション 食育 環境学習 地域力向上 成人祝賀 合計	5 事業 6 事業 1 事業 3 事業 1 事業 1 事業 1 事業 18 事業
成人学校の講座	キラキラ健康体操 太極拳 ビーズアクセサリー	パッチワークキルト 書道

公民館の特徴	駅に近く駐車場も広いので、広い範囲から様々な方たちに活用されている。文化ホールが併設されていて、料金は発生するが多様な利用ができる。新規講座の開設や、学校との連携を深めようとしている。
--------	--

## 6.2 監査着眼点及び実施した手続

	監査実施内容
6.2.1 監査の手続	3つの視点（設置目的、施設の効率かつ有効な運営、会計や委託契約の適切性）により、監査を実施した。主な監査手続きは、公民館に出向き館内施設等の確認と、公民館長及び職員への質問による。
6.2.2 設置目的に従った運営がなされているか	<p>◆設置目的</p> <p>開催している定期講座、講演会、体育集会の内容や、設置している図書は、住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進等に寄与するものと認められる。</p> <p>◆公民館運営審議会</p> <p>年に2回、3月上旬と6月中旬に開催され、講座の運営や新規講座、事業の推進について議論されている。欠席は過去3年間で2名程である。</p>
6.2.3 施設は効率的かつ有効に運営されているか	<p>◆利用者</p> <p>講座利用者は、利用者アンケートによると講座受講者の3割が30代、40代となっており、他の市立公民館に比べ、利用者層が広い。現在は主婦、高齢者の方が多いが、土曜日に「水生生物観察会」、「うどん作り体験」など、内容を変えて、子どもと一緒に親世代が参加できる催しを開催することによって公民館の利用者層の範囲を広げるといったことを試みている。</p> <p>図書コーナーは主に高齢者の方や、親子に利用されている。月に500冊程度の貸出がある。</p> <p>◆講座の周知</p> <p>広報ながの掲載、ホームページやQRコードを利用した周知をしている。講座終了時のアンケートや、運営審議会や窓口に来た来館者との会話から講座周知方法や学習ニーズの把握に努めている。事務局の一角にアイデアを書いた付箋を貼る場所を設けて企画の話し合いをしている。</p> <p>◆利用状況</p> <p>対象区域の人口6,938人に対し、利用総数23,214人（3.3倍）である。各部屋の平均稼働率は61%で、80%を超える部屋もある。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸館予約方法 利用者アンケートによると予約方法に関する要望が多く寄せられていた。現在の予約方法は、先着順を採用している。申し込み開始日は利用希望日の前月の1日からで、電話予約は受けておらず、窓口のみとなっており、8時半に窓口に来た方から先着順に、午前、午後、夜間の3通りから一週間に1コマのみ選択できる。</li> <li>・喫煙 館内は、喫煙室を除き、禁煙であるが、駐車場も含め敷地内全面禁煙の注意書きの掲示はしていない。非常に広い駐車場があるため、隣接する柳原体育館周辺などでタバコの吸い殻が散見されることがある。</li> <li>◆建物の状況 平成22年3月に建設され、施設はきれいに維持されている。長野市公共施設等総合管理計画に定める「公共建築物保全マニュアル」にある「点検チェックシート」は作成していない。</li> </ul>
<p>6.2.4 会計処理・委託契約等適正に処理されているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆現金収納事務 会計帳簿は市の収納金日計簿を使用し、所定の記入方法に従って、毎日記帳を行っている。隣接する東部文化ホールに関する利用料も公民館事務局が収受するため、収受する金額も記帳の事務量も多くなるが、適正に処理がなされていた。現金は、開館時間中は鍵付きの手提げ金庫で保管している。</li> <li>◆利用手続き ・使用料の減免申請 該当なし</li> <li>◆備品管理状況 備品台帳と現物との突合は年に一回行っており、備品等に不具合がある場合には、適宜、担当課へ報告をしている。 館外には、柳原支所、柳原体育館、東部文化ホールと合わせて200台近い収容台数のある広い駐車場を有している。管理責任者は、家庭・地域学びの課であるため、公民館職員が駐車場の除草や、敷地内の樹木等の維持、冬季の除雪も行っている。支所の職員や、住民自治協議会、地域住民の有志の方にも手伝って頂くことはあるが、公民館の職員は、広大な館外の整備に多くの労力を要している。</li> </ul>

## 監査の結果

監査した結果、おおむね適正な運営、処理がされていたが、一部については是正改善を要する事項が見受けられたため、以下に記載する。

### (意見) 建物・設備の管理について

平成 22 年に建設されており比較的新しいが、「公共建築物保全マニュアル」に基づく点検・報告が行われていない。公共施設を適切に維持保全していくためにも長野市公共施設等総合管理計画にそった「公共建築物保全マニュアル」に基づく点検・報告が望まれる。

### (意見) 貸館の予約方法について

利用者アンケートによると予約方法に関する要望が多く寄せられていた。貸館の予約方法を先着順方式から抽選方式に変更することを検討してほしい。すべての公民館が抽選制をとっているわけではないが、市立公民館である以上はできる限り利用者に対して公平性を担保したほうが良いのではないだろうか。

現在の先着順方式は、近隣に住んでいる方は予約をとりやすいが、その反面、遠方に住んでいる方は、電話予約もできないため、希望のコマをとるために早朝から公民館まで足を運ばなければならない。例えば、他の公民館で採用している「抽選方式（利用希望月の前月 1 日の 8 時半に、窓口に来た利用者が番号の記載された用紙を引き、その用紙の番号順に好きな時間帯を予約してもらう）」なども検討されたい。

### (意見) 館外の整備について

非常に広い駐車場を有しており、公民館職員は、館外の維持に多くの労力を要している。公民館の駐車場でもあるため、公民館業務の一環ではあるが、力を入れない利用者へのより良い講座提供に、影響がでないとも言えない。公民館運営審議会の議事録を見る限り、特に館外の整備について議論がなされた記録もないため、運営審議会で地域の方の意見を伺い協力を求めていくことも考えられる。更北公民館では、2 ヶ月に 1 回、各利用者団体から 2 名参加してもらい、清掃活動を行っている。利用者の協力も得ながら対応されることも検討されたい。



## 第7 朝陽公民館

### 7.1 概要

名称	朝陽公民館	
所在地	長野市大字北長池 1640-2	
対象区域の人口	15,192 人	平成 29 年 4 月時点
対象区域の世帯	6,170 世帯	平成 29 年 4 月時点
分館・分室の有無	分館：無	分室：有（1 室）
運営委員会開催月	過去 2 年は 6 月 年 1 回開催	
指定管理者の有無	無	
指定管理者の名称	無	
指定管理料	無	
公民館予算額	平成 28 年度	7,994 千円
公民館活動の重点目標	(1) 来館者にきちんとあいさつを行い、多くの言葉を交わす (2) 多種多様な内容の学習情報・学習機会を多く提供する (3) 地域に眠る学習ニーズとそのニーズに応えうる人材のマッチングを図る (4) 住民自治協会や各種団体と連携し事業を行う (5) 公民館施設・設備を点検し、清掃も含めて気持ちよく利用できる環境を保つ	
一般事業の種類	次世代教育 女性学習 高齢者学習 世代間交流 文化芸術 体育・レクリエーション 人権学習 食育 環境学習 成人祝賀 展示 合計	6 事業 1 事業 1 事業 1 事業 5 事業 4 事業 1 事業 12 事業 3 事業 1 事業 1 事業 36 事業
成人学校の講座	らくらく体幹しっかり体操 リラックスヨガ 実用書道	リフレッシュピラティス
公民館の特徴	寺子屋あさひ・あさひ大学・かるかむ広場という当館独自の企画を開催し、小さなお子さんからご年配の方まで幅広い世代の方に参加し	

	<p>ていただいている。中には70人前後集まる講座や、地区外からの参加者がいる講座もあり、地域住民との交流も盛んに行われている地域である。</p>
--	---

## 7.2 監査着眼点及び実施した手続

	監査実施内容
7.2.1 監査の手続	<p>3つの視点（設置目的、施設の効率かつ有効な運営、会計や委託契約の適切性）により、監査を実施した。主な監査手続は、公民館に出向き館内施設等の確認と、公民館長及び職員への質問による。</p>
7.2.2 設置目的に従った運営がなされているか	<p>◆設置目的 公民館利用者に対して、公民館設置の目的・趣旨等について理解を深めるため、館内に掲示、周知に努めているか館内を廻り確認したところ、このような掲示はされていない。公民館を利用する団体等には、公民館団体使用届出書の提出時に公民館設置目的・趣旨等について説明をしている。</p> <p>◆公民館運営審議会 9名で構成され、毎年6月中旬頃で年1回の開催である。過去5年間に全員出席したのは平成27年6月の1回のみである。</p>
7.2.3 施設は効率的かつ有効に運営されているか	<p>◆利用者 小さなお子さんから年配の方まで幅広い年齢層に利用されている。当公民館では独自に開催している企画で月1回参加募集して70人前後集まる講座もある。</p> <p>◆講座の周知 長野市のホームページ、募集のチラシを全戸回覧や、新聞に募集記事を掲載している。ツイッターでの募集は行っていない。</p> <p>◆利用状況 対象区域の人口15,192人に対し、利用総数31,668人（2倍）である。本館各部屋の平均稼働率は62%であるが、料理教室と小会議室兼図書室を除くと77%。分室の平均稼働率も76%と高い。稼働が低い料理教室は、講師を招いた講座や、薬膳料理の講座を開催するなど利用率の改善に努め、広さ及び設備の充実している近隣の企業にある調理室と連携した講座も検討中である。</p> <p>・利用者に対するアンケートの実施 希望する講座がないとの声もある。休日開催の企画をしているが頻度は多くない。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展示コーナー オープンギャラリーは常設であり、現在も作品を展示中である。展示を申出、展示可能であれば了承し展示するが、利用申請書等の書類は特になし。展示物を意図的に破損させた場合は弁償してもらおうが、利用者との書面でのやりとりはしていない。</li> <li>・開館時間と休館日 条例に定められた時間どおり。窓口の時間外利用の際は鍵返却方法の説明をしている。</li> <li>・分室 分室が本館から徒歩数分の場所にあり、分室を使用する講座もある。本館前の道路の交通量が多いことにより、特に高齢の利用者からは、公民館本館と分室統合の希望がある。</li> </ul> <p>◆建物の状況</p> <p>内装はきれいにされているが、本館は昭和47年の建設であり、分室は、昭和62年の建設である。</p>
7.2.4 会計処理・委託契約等適正に処理されているか	<p>◆現金収納事務</p> <p>使用申込書で管理して出納簿を作成しているが、現金の付け合せは毎日ではなく、月初及び月末と、現金の収受があった時のみである。</p> <p>◆利用手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書コーナー 南部図書館の定める手順どおり</li> </ul> <p>◆備品管理</p> <p>備品管理台帳と実際にある備品の内から数点を無作為に選定し、突合調査を実施したところ、レンジ1台、卓球台1台の記載が、備品台帳に見当たらなかった。台帳管理が望ましい。</p>

#### 監査の結果

監査した結果、おおむね適正な運営、処理がされていたが、一部については是正改善を要する事項が見受けられたため、以下に記載する。

#### (指摘) 現金の管理について

収納金日計簿の記載について、実際にコピー代として収受した日の収納金日計簿の記載の確認をしたところ、記載がなされていない日が見受けられた。また、出納簿の作成が後追いの状況となっているので、改善をされたい。

(意見) サークル参加者の展示物について

サークル活動に参加している方の成果物を展示している。訪問した際に、鑑賞させてもらったが、当公民館だけの展示ではなく、他の公民館でも展示できれば、公民館利用者同士の交流につながると思われる。

平成 29 年度は、芋井地区住民自治協議会との交流事業が決定しているとのことであるので、双方の公民館において展示ができるよう検討されたい。

## 第8 若槻公民館

### 8.1 概要

名称	若槻公民館	
所在地	長野市大字若槻東条 505 番地 1	
対象区域の人口	20,254 人	平成 29 年 4 月時点
対象区域の世帯	8,213 世帯	平成 29 年 4 月時点
分館・分室の有無	分館：無	分室：無
運営委員会開催月	6 月 10 月 2 月 年 3 回開催	
指定管理者の有無	有	
指定管理者の名称	若槻地区住民自治協議会	
指定管理料	平成 28 年度	12,450 千円
公民館活動の重点目標	<p>(1) 「行ってみたい」「また行きたい」と感じてもらえる公民館を目指し、受講者個々の満足度を高められる魅力ある講座、学級の充実に努める。</p> <p>(2) 幅広い世代の利用を促進し、特に子供や若い世代の傘下につながるようニーズの掘り起こしや新たな視点での企画を進める。</p> <p>(3) 若槻ならではの豊かな歴史風土や文化・人材を活用または掘り起こして、世代間をつなぐ学びの場を提供する。</p> <p>(4) 指定管理における公民館として、地域とのつながり関係部会や団体との連携・協力・支援してコミュニケーションの輪を広げ、活力ある地域づくりに資する。また、市の方針を踏まえ他公民館との情報の共有を図り、時流に適した館の運営に努めるとともに生涯学習の推進を図る。</p>	
一般事業の種類	次世代教育	3 事業
	女性学習	2 事業
	高齢者学習	3 事業
	世代間交流	4 事業
	文化芸術	7 事業
	体育・レクリエーション	3 事業
	人権学習	1 事業
	食育	3 事業
	グループ・サークル育成	1 事業
	成人祝賀	1 事業
	広報・調査資料収集	1 事業
	展示	3 事業
	その他	1 事業

	合計	33 事業
成人学校の講座	太極拳(初級・中級) 中国語・中国を訪ねて 宝生流謡曲(初級) たのしい絵画教室 レッツ・エンジョイ・コーラス	韓国語(初級・中級) 沖ヨガで心身の健康を(初級) ハワイアンフラ 書道
公民館の特徴	文化・芸術・哲学など多様なジャンルで講師を招へいし開催している。また、「三登山講座」として年2期の連続講座を開催している。館外研修も行い人気が高く何度も参加される方も多い。	

## 8.2 監査着眼点及び実施した手続

	監査実施内容
8.2.1 監査の手続	3つの視点(設置目的、施設の効率かつ有効な運営、会計や委託契約の適切性)により、監査を実施した。主な監査手続は、公民館に出向き館内施設等の確認と、公民館長及び職員への質問による。
8.2.2 設置目的に従った運営がなされているか	<p>◆設置目的等の利用者への理解と周知</p> <p>公民館利用者に対して、公民館設置の目的・趣旨等について理解を深めるため、館内に提示、周知につとめているか館内を廻り確認したところ、このような提示はなされていない。</p> <p>◆公民館運営委員会</p> <p>10名で構成され、6月、10月、翌年2月の年3回開催されている。議事録は公表されていない。</p>
8.2.3 施設は効率的かつ有効に運営されているか	<p>◆利用者</p> <p>70代以上の高齢者が多い。歴史や文化の講座の人気が高い。</p> <p>◆講座の周知</p> <p>回覧板、毎月発行の館報「わかつき」、新聞、ホームページ等で情報提供を行っている。聞き取りでは、ホームページの募集効果にはあまり実感がないとのことであった。</p> <p>◆利用状況</p> <p>対象区域の人口20,254人に対し、利用総数53,053人(2.6倍)である。本館各部屋の平均稼働率は69%で、料理教室を除くと80%と高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館主導による利用者アンケートの実施 講座終了時、成人学校は、学期ごとに行っている。</li> <li>・講座の予約</li> </ul>

	<p>利用者が多い高齢者の負担を減らすため、毎月先着順での予約受付を、整理券を配り抽選する予約受付に変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・展示物、展示スペース 大会議室の廊下に、毎月成人学校の作品を入れ替えて展示している。これまでは、破損等のトラブルはないが、責任範囲の明確化について検討したいとのことであった。</li> <li>・開館時間と休館日 条例に定められた時間どおり。</li> <li>・喫煙について 館内全面禁煙。訪問時には、公民館入口付近に喫煙場所が設置されていたが、利用者から撤去の申し入れもあり、建物から離れた北側駐輪場付近に変更した。</li> </ul> <p>◆建物の状況 支所との複合施設として一棟の建物内に同居している。支所は1階正面に位置し、公民館事務室は2階奥となる。事務室や会議室の多くが2階にある一方で、2階にトイレがなく、高齢者や障がい者にとって使いづらい。</p>
<p>8.2.4 会計処理・委託契約等定期性に処理されているか</p>	<p>◆現金収納事務 現金管理とは別に「一時仮受口座」を作成し、講師講習報酬源泉税等をこの「一時仮受口座」に入金し管理している。しかしながら、現金出納帳の出金日と、「一時仮受口座」への入金日にずれが生じている。現金出納帳は月末にまとめてパソコン入力している。</p> <p>◆利用手続き ・図書コーナー 南部図書館の定める手順どおり</p> <p>◆備品管理 市と指定管理者のそれぞれの備品が適正に管理されていた。市の備品を廃棄する場合は、担当課にその備品番号を伝えている。</p>
<p>8.2.5 その他</p>	<p>◆指定管理による運営 指定管理における住民自治協議会と公民館との関係性・市の関わり等に不明確な部分があったが、三者で協議し見直しが進められている。</p>

#### 監査の結果

監査した結果、おおむね適正な運営、処理がされていたが、一部については是正改善を要する事項が見受けられたため、以下に記載する。

(指摘) 現金の管理について

現金の動きはさほど多くはないが、銀行に一時仮受口座を設置し、その口座に預け入れなければならない事実が発生した時に、現金出納帳の出金を記録する。

しかし、実際に一時仮受口座の履歴を確認すると、現金出納帳の現金出金日と、口座入金日との間に数日間のタイムラグが生じている。また、現金出納帳は月末にまとめて処理しているため、現金管理に適正性は認められない。

現金管理に関するマニュアルを整備し、マニュアルに沿った現金管理をされたい。

(意見) 賃借している駐車場用地について

敷地内に駐車場を確保しているが、支所との複合施設である事から、駐車場用地として近隣の地主から2か所を借地し、借地契約に基づき支払っている。当借地面積は2194.75 m<sup>2</sup>と他の公民館に比べても広く、有効利用につながっていない可能性がある。現状の利用状況を把握した上で、利用率を分析するなどして、借地契約縮小が可能か否かの検討をされたい。



## 第9 長沼公民館

### 9.1 概要

名称	長沼公民館	
所在地	長野市大字穂保 941	
対象区域の人口	2,410 人	平成 29 年 4 月時点
対象区域の世帯	912 世帯	平成 29 年 4 月時点
分館・分室の有無	分館：無	分室：無
運営委員会開催月	4 月中旬 年 1 回開催	
指定管理者の有無	有	
指定管理者の名称	長沼地区住民自治協議会	
指定管理料	平成 28 年度	11,030 千円
公民館活動の重点目標	<p>みんなに親しまれ、愛される公民館として 3 つの館「交民館から耕民館。そして興民館へ」をめざします。</p> <p>(1) 公民館は人との出会いの場、人が集まる居場所を提供します。公民館の学びで最大の特徴は「つどう」ことです。「人づくり」や「地域づくり」は、他人とのかかわりの中で学ぶことが大切だからです。そういう人と人とが集い、ふれあい交流する「機会」を提供します。</p> <p>民が集い 民が交わる公民館 ⇨ 交民館</p> <p>(2) 公民館は、知識・教養に終わらせるのではなく、自分とのかかわり合いのなかで、生活に向き合った学びを提供します。自分探しや地域の再発見のお手伝いをします。資料情報の提供を行います。</p> <p>民が学び 民を耕す公民館 ⇨ 耕民館</p> <p>(3) 公民館は、人と人、人とグループをむすびます。地域に住む人の持ち味や能力、得意分野を生かして、むすびあわせます。また、そのグループの活動を地域に活かしたり、輪を広げたりします。公民館は、地域に住む人びとが、自分づくりとまちづくりを進めて行く場です。そんなキッカケや出番をつくることも、公民館がお手伝いします。</p> <p>民を結び 民を興す公民館 ⇨ 興民館</p>	
一般事業の種類	次世代育成	16 事業
	女性学習	1 事業
	高齢者学習	5 事業
	世代間交流	2 事業
	文化芸術	21 事業

	体育・レクリエーション 11 事業 人権学習 1 事業 食育 3 事業 環境学習 2 事業 地域力向上 20 事業 読書推進 3 事業 成人祝賀 1 事業 広報・調査資料収集 5 事業 展示 4 事業 その他 2 事業 合計 97 事業
成人学校の講座	開催していない
公民館の特徴	地域の「お宝（文化財・人財・食財）」を地域社会のために活かし、元気で豊かなまちづくりに貢献する長沼「地宝地活」運動を展開している。平成 26 年に長野市で最初に指定管理者制度に移行した公民館である。

## 9.2 監査着眼点及び実施した手続

	監査実施内容
9.2.1 監査の手続	3つの視点（設置目的、施設の効率かつ有効な運営、会計や委託契約の適切性）により、監査を実施した。主な監査手続は、公民館に出向き館内施設等の確認と、公民館長及び職員への質問による。
9.2.2 設置目的に従った運営がなされているか	<p>◆設置目的等の利用者への理解と周知</p> <p>公民館利用者に対して、公民館設置の目的・趣旨等について理解を深めるため、館内に提示、周知につとめているか館内を廻り確認したところ、このような提示はなされていない。</p> <p>◆公民館運営委員会</p> <p>11名で構成されており、開催は年1回、4月中旬である。過去4年間の開催概要によると、平成28年、29年は全員の出席がある。</p>
9.2.3 施設は効率的かつ有効に運営されているか	<p>◆利用者</p> <p>館外に出向いて開く出前講座が多く、小学生等の参加が多い。文化芸術事業では子どもから高齢者まで参加者の年齢層は広い。</p> <p>◆講座の周知</p> <p>公民館報「えにし」を年3回、職員手作りの瓦版「ながぬま」を月1回発行している。また、公民館事業のつながりで始めた他地域との</p>

	<p>交流活動が新聞でとりあげられた。</p> <p>◆利用状況</p> <p>対象区域の人口 2,410 人に対し、利用総数 10,611 人（4.4 倍）である。対象区域の人口が少ない中、多くの利用がある。本館各部屋の平均稼働率は 27% である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公民館主導による利用者アンケートの実施 すべての講座の後にアンケートを実施している。</li> <li>・ 展示物、展示スペース 月初めに各サークルが、自主的に持ってきたものを玄関ホールや館内の壁などの展示場所に飾る。講座サークルの作品は、季節によって変えている。</li> <li>・ 一茶と出会うまち「長沼」 当公民館の地域は、長沼藩や一茶とのかかわりが多く確認されているため、これらに関する資料や物品等が多く展示されている。地域の資源を公民館の事業にいかしていることがうかがえる。</li> <li>・ 喫煙について 館内は禁煙になっている。屋外に喫煙場所がある。</li> <li>・ 開館時間と休館日 条例に定められた時間どおり。</li> </ul> <p>◆建物の状況</p> <p>支所との複合施設として一棟の建物内に同居しているが、入口は各々独立している。建物内部は、ドア 1 枚の開閉により往来できるが、複合施設としての一体感に若干欠ける。</p>
<p>9.2.4 会計処理・委託契約等適正に処理されているか</p>	<p>◆現金収納事務</p> <p>現金出納帳で管理している。日常の現金管理はおおむね適正と判断されるが、文化芸術事業歴史ロマン探訪の旅は別会計となっている。会計報告によると剰余金が発生しているが、住民自治協議会との共催による自主事業となっている。</p> <p>◆利用手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図書コーナー 南部図書館の定める手順どおり</li> </ul> <p>◆備品管理</p> <p>寄附を受けたピアノは、備品管理台帳に記載されている。住民自治協議会が助成金を受けて作成した長沼城復元絵図に、住民自治協議会の備品シールは貼付されていない。</p>
<p>9.2.5 その他</p>	<p>◆指定管理者制度に移行して良くなったと思われる点</p>

	<p>(1) サービス向上に関すること  地域住民のニーズが事業に反映され、地域に根ざし、誰でも、いつでも、気楽に立ち寄れる地域に開かれた公民館となった。</p> <p>(2) インターネット・ホームページに関すること  インターネットを使ったホームページのほか、ポスター掲示やチラシ配布など工夫して機会を逃さずに情報発信ができるようになった。</p> <p>(3) 事務手続きに関すること  創意や工夫をいかした柔軟な運営、迅速で効率的な事業が執行できる。物品購入や修繕に係わる業者発注が、敏速で自由に効率的に執行、また購入したいものをすぐに手配できるようになり、20万円以下の建物修繕、備品購入が館内で優先順位をつけ修繕及び購入が可能になった。</p> <p>(4) 住民自治協議会、地域との協力・連携に関すること  指定管理者制度の導入に当たって、住民自治協議会内で「住民自治協議会組織における公民館の位置づけ」「事務分担」「館長の立場」について確認をした。導入後は、公民館と住民自治協議会のコミュニケーションがよくなり、連携により仕事に対する視野が広がり、周囲の多くの人から仕事を教えてもらえるようになり、また住民自治協議会と共催して出来る事業が多くなった。  地域住民や地元企業等のアイディア・ノウハウの柔軟な活用により、交流が増し、公民館活動に対する地域の理解が推進され来館者が増えてきている。また、住民自身が指導する側として、活躍する場を提供できる機会が増えている。</p> <p>(5) 人事に関すること  ① 人材確保が自由になり、人材発掘につながった。  ② 職員の配置・勤務体制がより柔軟にできるようになった。  ③ 職員一人ひとりの能力と持ち味を最大限発揮できるようになった。</p> <p>(6) ながぬま熟人（ねっと）ワーク応援団について  平成22年3月に、地域の方に公民館等を支える「応援団員（サポーター）」として登録して、必要に応じて指導・助言や協力・支援してもらおう互助・共助制度「ながぬま熟人ワーク応援団」を創設。現在は、登録人数46個人・団体、登録分野数80件。課題提供情報紙「熟人ワークながぬま」を発行している。</p>
--	---

	<p>(7) りんごっこ支援の会について</p> <p>学校と地域が連携して子どもを育てる取り組みである学校支援ボランティア「りんごっこ支援の会」に、熱人ワーク応援団員を派遣し、学校行事、通学、環境整備、地域学習等を支援している。学校や子どもたち保護者と親しい関係を作り、支援を通じて地域の横のつながりを作る連携に取り組んでいる。</p>
--	---

#### 監査の結果

監査した結果、おおむね適正な運営、処理がされていたが、一部については是正改善を要する事項が見受けられたため、以下に記載する。

##### (指摘) 現金の管理について

現在の現金管理方法は、手書きによる現金出納帳で管理し、日常の現金管理はおおむね適正と判断された。しかし、文化芸術事業歴史ロマン探訪の旅については別会計になっており、会計報告によると剰余金が発生している。この剰余金については、次回の文化芸術事業歴史ロマン探訪の旅の費用に充当する目的以外には支出しないことを理由として別会計としているところである。帳簿上で区分経理することは問題ないが、本事業が、住民自治協議会が交付金を受けて実施した共催事業であれば、住民自治協議会で会計及び帳簿の管理を行うべきものである。

## 第10 安茂里公民館

### 10.1 概要

名称	安茂里公民館																		
所在地	長野市大字安茂里 1777-1																		
対象区域の人口	21,424人 平成29年4月時点																		
対象区域の世帯	9,108世帯 平成29年4月時点																		
分館・分室の有無	分館：無 分室：有（1室）																		
運営委員会開催月	4月上旬 7月上旬 11月下旬 翌2月下旬 年4回開催																		
指定管理者の有無	有																		
指定管理者の名称	安茂里地区住民自治協議会																		
指定管理料	平成29年度から指定管理者となったため、平成28年度の指定管理料はない。平成28年度市直営時の公民館予算は、9,737千円。																		
公民館活動の重点目標	<p>(1) 指定管理移行して1年目なので、職員全員が新人のため、ご利用者に迷惑をかけない運営で、前期並みの活動を実施する。</p> <p>(2) 市に提出した指定事業計画のうち、指定管理移行時に6講座18回分が白紙となったため、早急に不足分の立案実施を行う。</p> <p>(3) 指定管理移行のスタート時に、人員体制が整わなかったため、早急に人員体制を整え、また各自が業務知識の習得に努めて、前期並みの利用者へのサービスを実施する。</p> <p>(4) 公民館運営委員会、住民自治協議会と連携を深め、地域住民の意見要望を取り入れた公民館運営の土台作りを行う。</p>																		
一般事業の種類	<table> <tr> <td>次世代育成</td> <td>1事業</td> </tr> <tr> <td>高齢者学習</td> <td>4事業</td> </tr> <tr> <td>文化芸術</td> <td>9事業</td> </tr> <tr> <td>体育・レクリエーション</td> <td>12事業</td> </tr> <tr> <td>人権学習</td> <td>1事業</td> </tr> <tr> <td>環境学習</td> <td>4事業</td> </tr> <tr> <td>地域力向上</td> <td>6事業</td> </tr> <tr> <td>成人祝賀</td> <td>2事業</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>39事業</td> </tr> </table>	次世代育成	1事業	高齢者学習	4事業	文化芸術	9事業	体育・レクリエーション	12事業	人権学習	1事業	環境学習	4事業	地域力向上	6事業	成人祝賀	2事業	合計	39事業
次世代育成	1事業																		
高齢者学習	4事業																		
文化芸術	9事業																		
体育・レクリエーション	12事業																		
人権学習	1事業																		
環境学習	4事業																		
地域力向上	6事業																		
成人祝賀	2事業																		
合計	39事業																		
成人学校の講座	<table> <tr> <td>英会話（初級）</td> <td>手あみもの</td> </tr> <tr> <td>英会話（中級）</td> <td>水墨画</td> </tr> <tr> <td>書道</td> <td>水彩画</td> </tr> <tr> <td>楽しむ「かな書道」</td> <td></td> </tr> </table>	英会話（初級）	手あみもの	英会話（中級）	水墨画	書道	水彩画	楽しむ「かな書道」											
英会話（初級）	手あみもの																		
英会話（中級）	水墨画																		
書道	水彩画																		
楽しむ「かな書道」																			
公民館の特徴	指定管理者制度に移行して1年目であるので、職員全員（5名）が新任であるため、連携し合って活動・運営等を推進している。また、駐																		

	車場が広く、市街地であることや地域外の利用者も多く、貸館としての利用率が高い。
--	---

## 10.2 監査着眼点及び実施した手続

	監査実施内容
10.2.1 監査の手続	3つの視点（設置目的、施設の効率かつ有効な運営、会計や委託契約の適切性）により、監査を実施した。主な監査手続は、公民館に出向き館内施設等の確認と、公民館長及び職員への質問による。
10.2.2 設置目的に従った運営がなされているか	<p>◆設置目的</p> <p>開催している定期講座、講演会、体育集会の内容や、設置している図書は、住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進等に寄与するものと認められる。</p> <p>◆公民館運営委員会</p> <p>年4回開催予定。4月と7月の議事録には、本年度の事業や公民館が抱える課題等を議論し、議論の内容が細かく記されている。</p>
10.2.3 施設は効率的かつ有効に運営されているか	<p>◆利用者</p> <p>講座の受講者は、60代以上の高齢者が中心である。図書コーナーは、月40冊から60冊程度の貸出数である。図書の利用者は高齢者がほとんどのようで、子育て世代などの利用が少なく年齢層に偏りがあるように見受けられる。</p> <p>◆講座の周知</p> <p>隔月で「館報あもり」を安茂里地区内で全戸配布している。記事には、運営委員が地域住民の声を吸い上げた記事を掲載している。館報のほか、経済に関する講座を開催するときは、金融機関の窓口にチラシを置いてもらうなどの工夫もしている。ただし、ホームページの開設ができていない。指定管理者制度に移行した公民館を参考にして、対応されることを期待する。</p> <p>◆利用状況</p> <p>対象区域の人口21,424人に対し、利用総数52,889人（2.4倍）である。本館各部屋の平均稼働率は83%と高い。稼働率98%の部屋もある。分室も同様の水準である。</p> <p>・分室</p> <p>小市分室は、本館に比べ駐車場も狭く、利用者数は本館の約10分の1程度であるが、稼働率は、79%と高い。主として地域住民が利用している。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展示スペース 成人学校に限定して1カ月ごとに1階から2階へ上がる階段の踊り場を中心に展示しているが、安茂里支所とエントランスホールを共有しているため、展示スペースが狭い。</li> <li>・貸館予約 利用希望月の前月1日の8時半までに窓口に来た利用者に整理番号を配り抽選を行っている。</li> <li>◆建物の管理 平成3年に建設されてから25年以上経過し、建物・設備の一部に古さを感じられるが、利用者アンケートからも建物・設備自体に対する特段の不満は見受けられない。 点検は、日々実施し、不具合があれば、担当課へ報告している。長野市公共施設等総合管理計画に定める「公共建築物保全マニュアル」を使った日常点検や周期点検、不具合箇所報告・対応シートによる報告はしていない。</li> </ul>
<p>10.2.4 会計処理・委託契約等適正に処理されているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆現金収納事務 現金は、金庫に入れて施錠して管理し、使用の都度、金庫から出し入れしている。 会計事務は、指定管理者制度に移行したことで、法人税の申告が必要となり、税理士と顧問契約を結び、必要に応じて税務・会計の助言を受けている。会計ソフトを使い日々記帳し領収証も保管している。</li> <li>◆利用手続き ・使用料の減免申請 該当なし</li> <li>◆備品管理 備品管理台帳と実際にある備品のうちから数点を選定し突合調査したところ、所在の確認が取れた。金額の大きい備品の稼働は、ピアノは週に2～3回、印刷機は年間7～8万枚印刷しており、ともに利用頻度は高い。</li> </ul>
<p>10.2.5 その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆指定管理者制度 平成29年度から指定管理に移行した館であり、先行して指定管理に移行した館の事例を参考にして運営している。 教育文化部会の課題解決委員会で、教育文化部会の会計・事務局を公民館職員のみが対応することについて疑問の声が挙がっており課題としている。</li> </ul>



## 監査の結果

監査した結果、おおむね適正な運営、処理がされていたが、一部については是正改善を要する事項が見受けられたため、以下に記載する。

### (意見) 建物・設備の管理について

平成3年に建設されてから30年近くが経過し、今後は建物・設備などの修繕が今以上に必要になってくることが考えられる。日頃から時間を見つけては館内の見回りを実施し、設備の点検を行っているとのことであるが、長野市公共施設等総合管理計画にそった「公共建築物保全マニュアル」に基づく点検・報告が望まれる。

### (意見) 安茂里地区住民自治協議会との事務分担について

住民自治協議会の一部会である教育文化部会の会計・事務局並びに住民自治協議会の構成団体3つの事務局を安茂里公民館が受け持っている。これは、指定管理者制度に移行後もこれまでと同様としているためである。

住民自治協議会の就業規則によると、公民館長や公民館職員も住民自治協議会の職員と定義されているため、規定上の問題はない。しかしながら、平成29年度に指定管理者制度に移行したばかりであり、かつ、公民館職員の全員が新任であることも勘案すると、通常の公民館運営業務に支障をきたすことが予測されるため、対応が望まれる。

## 第 11 小田切公民館

### 11.1 概要

名称	小田切公民館	
所在地	長野市大字山田中 2545 番地	
対象区域の人口	944 人	平成 29 年 4 月時点
対象区域の世帯	445 世帯	平成 29 年 4 月時点
分館・分室の有無	分館：無	分室：無
運営審議会開催月	6 月 年 1 回開催	
指定管理者の有無	無	
指定管理者の名称	無	
指定管理料	無	
公民館予算額	平成 28 年度 5,239 千円	
公民館活動の重点目標	<p>(1) 地域住民の要望に即した各種学級・講座等を開設すると共に、家庭・地域の教育力向上を目指した事業を展開する。</p> <p>(2) 地域公民館活動を支援し、「ふるさと学級」の推進に努める。</p> <p>(3) 差別のない明るく住みよい地域づくりに向け、関係機関・団体と連携し、人権教育の推進を図る。</p> <p>(4) グループ・サークルの育成に努める。</p> <p>(5) 文化芸術活動、体育・レクリエーションの振興に努める。</p> <p>(6) 歴史民俗資料展示室の充実と活用に努める。</p>	
一般事業の種類	高齢者学習 世代間交流 文化芸術 体育・レクリエーション 人権学習 食育 環境学習 地位力向上 成人祝賀 広報・調査資料収集 展示 合計	1 事業 2 事業 6 事業 7 事業 11 事業 1 事業 1 事業 12 事業 1 事業 1 事業 1 事業 44 事業
成人学校の講座	開催していない	
公民館の特徴	地図上では長野市の中心に近いが、山々に囲まれており、地区の人口が、最も少ない地区である。公民館及び併設する支所は山あいであり、地区外に転居する人も多く、人口減少、地区住民の高齢化が進む。	

	<p>また、公民館利用のための公共機関での移動手段がほとんどないことなどで、公民館事業への参加者募集に苦慮している。地域住民が少なく役員の担い手不足のためか、公民館が住民自治協議会の事務の一部を担っている。そのような中、小田切公民館が行う6つの行事「文化芸能祭」、「地区野球大会」、「球技大会」、「市民運動会」、「人権教育講座」、「ふるさと学級（地域公民館長が講師を務める講座）」では、地区の人口と同規模の参加者を集めており、地域の人を結びつける役割を担っている。</p>
--	--

## 11.2 監査着眼点及び実施した手続

	監査実施内容
11.2.1 監査の手続	<p>3つの視点（設置目的、施設の効率かつ有効な運営、会計や委託契約の適切性）により、監査を実施した。主な監査手続は、公民館に出向き館内施設等の確認と、公民館長及び職員への質問による。</p>
11.2.2 設置目的に従った運営がなされているか。	<p>◆設置目的 開催している定期講座、講演会、体育集会の内容や、設置している図書は、住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進等に寄与するものと認められる。</p> <p>◆公民館運営審議会 年1回、前年度事業実績と今年度事業計画の報告をし、委員に意見を求めている。委員は7名で構成されている。運営審議会のほかにも、住民自治協議会の事務局が併設されていることや、人口の少なさを生かして住民と顔の見える関係を築いていることなどから、講座や事業について日ごろから意見をもらうことがある。</p>
11.2.3 施設は効率的かつ有効に運営されているか	<p>◆利用者 小田切地区の方を中心に利用されている。</p> <p>◆講座の周知 開催の都度チラシを地区の全戸に配布し、積極的な講座の周知に努めている。講座の様子などは、随時発行の「小田切タイムス」や年3回全戸配布する館報に掲載している。</p> <p>◆利用状況 対象区域の人口944人に対して、利用総数4,163人（4.4倍）である。対象区域の人口が少ない中、多くの利用がある。 各部屋の平均稼働率は14%と一週間7日のうち1回利用されている稼働状況であり、利用されていない日が多いように見受けられる。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講座のある他の施設 かがやきひろば小田切が、近隣の青少年錬成センターに併設されているが、講座の運営について、特に連携していない。</li> <li>・1回の利用時間と利用回数制限 特に制限をしていない。時間が重なる際は個別に調整している。</li> </ul> <p>◆建物の管理</p> <p>平成8年建設で、建物はきれいに維持されている。点検は、日々実施し、不具合があれば担当課へ報告している。長野市公共施設等総合管理計画に定める「公共建築物保全マニュアル」を使った日常点検や周期点検、不具合箇所報告・対応シートによる報告はしていない。</p>
<p>11.2.4 会計処理や委託契約が規則等に則り適正に処理されているか</p>	<p>◆現金収納事務</p> <p>コピー機使用料（月数百円ほど）が主。使用枚数等の書類を作成し、使用月の1カ月分をまとめて翌月上旬に金融機関に入金する。</p> <p>本来の公民館の業務以外に、小田切地区住民自治協議会の一部の事業の事務をしており、事業で必要な現金管理及び必要物品の購入のほか関係する書類の作成をしている。</p> <p>◆利用手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用許可申請と許可書の交付 市指定の利用許可申請書による。</li> <li>・目的外使用料金及び使用料の減免手続き 該当なし</li> </ul> <p>◆備品管理</p> <p>取得価額3万円以上のものを備品台帳に登録し、シールを貼付して管理する。現物突合は、概ね定期監査の都度、実施する。</p>

## 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部については是正改善を要する事項が認められたので次に記載する。

### （意見）小田切地区住民自治協議会との事務分担について

住民自治協議会を構成する団体の事業で必要な現金管理及び必要物品の購入のほか、関係する書類の作成をしており、小田切公民館が、実質的に小田切地区住民自治協議会の一部を担っているように見受けられる。これは、住民自治協議会と共催する事業が多いこと、また、昭和59年度に地域公民館連絡協議会が組織されてから、小田切公民館が事務を担う状況が続いているためである。

住民自治協議会は、「自助、共助、公助」の補完性の原理をもとに、市と協働しながら

ら、地域の特性を生かしたまちづくりを進めるための住民主体の自治組織である。住民自治協議会は、長野市と住民自治協議会が、協働して住民の福祉を推進することを目的に長野市に認定され、長野市から運営交付金が交付されている。（長野市及び住民自治協議会の協働に関する条例）

「住民自治協議会と長野市との協働に関する基本協定書」によると、長野市は、住民自治協議会が行う自主的かつ独立的な住民の福祉の増進に資する取組みに対し、必要な支援を行うものとしているが、現状では、住民自治協議会の自主的かつ独立的な役割と、市立公民館の役割が一部混同しているように見受けられる。

住民自治協議会の担い手が限られるという事情はあるが、改善が望まれる。

（意見）建物、設備の管理について

平成8年に建設されてから20年が経過し、今後は建物・設備などの修繕が増えることが想像される。建物や設備の点検については、日々実施し、不具合があれば、すぐに担当課（家庭・地域学びの課）へ報告するとのことであるが、長野市公共施設等総合管理計画にそった「公共建築物保全マニュアル」に基づく点検・報告が望まれる。

（意見）備品の管理について

備品台帳と現物との突合せが望まれる。備品で取得価額3万円以上のものは、備品台帳に登録される。備品台帳と現物との突合せは、定期監査がある都度実施しているとのこと。長野市財務規則では、価格100万円以上のものは、3月31日に調査を行うが、100万円未満の備品の調査の定めはない。

しかし、公民館運営に必要な備品の有無や、不具合がないか、老朽化により処分が必要かどうか等を把握するために、100万円未満の備品についても備品台帳と現物の突き合わせが必要と考える。数年に一度の定期監査の際に確認する方法もあるかもしれないが、年に1回程度、時期を定めて備品台帳と現物との突き合わせが望まれる。

## 第12 篠ノ井公民館

### 12.1 概要

名称	篠ノ井公民館	
所在地	長野市篠ノ井御幣川 281 番地 1	
対象区域の人口	42,241 人	平成 29 年 4 月時点
対象区域の世帯	16,615 世帯	平成 29 年 4 月時点
分館・分室の有無	分館：有（7 館） 分室：無	
運営委員会開催月	4 月、翌年 1 月 年 2 回開催	
指定管理者の有無	有	
指定管理者の名称	篠ノ井地区住民自治協議会	
指定管理料	平成 28 年度 28,436 千円	
公民館活動の重点目標	<p>(1) 明るく豊かな地域づくり、人づくりを日指し、地域に開かれ寄り添った公民館活動を推進する。</p> <p>(2) 幾多の課題を見据え、地域の皆さんの関心の高い文化情報を発信していく。</p> <p>(3) 篠ノ井地区住民自治協議会と連携し、地域文化の活性化や地域公民館の支援をする。</p> <p>① 平和、民主主義、人権尊重の心を培い、豊かな人格の形成・国際性の拡充を図る。</p> <p>② 郷土の自然・文化・産業等の学習を進め、郷土の理解を深め、愛着、誇りを高める。</p> <p>③ 家庭・地域、世代間の交流を図ると共に、連帯感の向上を図る。</p> <p>④ すすんで、健康増進・生きがいつくりを図る。</p> <p>⑤ 情報通信技術が飛躍的な発展をしている時代にふさわしい知識・技能を高める。</p>	
一般事業の種類	高齢者学習 次世代育成 文化芸術 体育・レクリエーション 人権学習 食育 地域力向上 情報 成人祝賀 合計	1 事業 21 事業 22 事業 2 事業 1 事業 5 事業 2 事業 3 事業 1 事業 58 事業
成人学校の講座	ひらけ☆ヨガ	たのしい絵手紙

	健康太極拳 身につく英会話 たのしい絵画 手軽な家庭料理 今日からアニョハセヨ やさしい植物学習 実用書道	リフレッシュ健康体操 郷土の歴史 茶道入門 陶芸教室 ITステップアップ講座Ⅰ ITステップアップ講座Ⅱ ITステップアップ講座Ⅲ
公民館の特徴	<p>対象区域の人口が1から2万人程度の公民館が多い中、4万2千人と最大の規模になる。市民講座の開催数が94回、成人学校講座が16種類と、他館に比べて多い。地区内の住民の利用促進と満足度向上に向けた講座運営に力を注いでいる。また、分館が7館と松代公民館に並び市内で最多である。</p> <p>平成31年完成の本館建替え工事（篠ノ井支所、老人福祉センターとの一体整備）が進行中である。長野市公共施設等総合管理計画では、分館の統廃合や地区への払い下げ等が検討されており将来的には縮小傾向にあるため、広い地域の住民をより一層本館に惹きつけていくことが求められている。</p>	

## 12.2 監査着眼点及び実施した手続

	監査実施内容
12.2.1 監査の手続	3つの視点（設置目的、施設の効率かつ有効な運営、会計や委託契約の適切性）により、監査を実施した。主な監査手続きは、公民館に出向き館内施設等の確認と、公民館長及び職員への質問による。
12.2.2 設置目的に従った運営がなされているか	<p>◆設置目的 開催している定期講座、講演会、体育集会の内容は、住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進等に寄与するものと認められる。</p> <p>◆公民館運営委員会 年2回、決算報告と、予算作成時に開催されている。公表はしていないが、議事録を残している。</p>
12.2.3 施設は効率的かつ有効に運営されているか	<p>◆利用者 篠ノ井地区の方を中心に利用されている。</p> <p>◆講座の周知 4ヶ月に1度、篠ノ井地区の全戸に配布する館報、新聞、ホームペ</p>

ージ等への掲載による

◆利用状況

対象区域の人口 42,241 人に対して、利用総数 88,984 人（2.1 倍）と、8 万人の利用があっても、地区の人口が多いため、地区の人口当たりの利用率は 2 倍にとどまる。

本館各部屋は、66%で平均すると一週間 7 日のうち 5 日弱利用されている。料理教室を除くと 73%である。第 2 学習室と音楽室は、88%と高い稼働率である一方、料理教室は 16%にとどまる。

・分館

地区の人口が多く面積も広いため、7つの分館が設置されている。中央分館は、本館に近く、篠ノ井駅前にあるマンション 2 階のテナントを賃借している。平成 28 年度の利用者は 7,763 人。単純に賃料を利用者数で割ると利用者 1 人当たり 1 回 1,100 円かかっている。平成 12 年の中央分館設置時の経緯の確認ができなかったが、本館まで徒歩 10 分ほどの場所にある分館に対し、これほどの経費をかけ続けるべきだったかどうか疑問に思う。ただし、多目的ホールの利用率は 90%弱と高く、また、現在建替え中の本館完成時に、中央分館は本館に統合される。長野市公共施設等総合管理計画では、分館の統廃合、払い下げや譲渡等が記載されているが、中央分館以外の具体的な方針は示されていない。

川柳分館の平均稼働率は 43%であるが、集会室は 87%と高い。西寺尾分館の平均稼働率は 52%であるが、特に体育館が 95%と高い。東福寺分館、共和分館、塩崎分館は、特定の部屋のみ 40%から 60%の稼働率である。信里分館は 1 室のみで稼働率は 40%である。

・講座のある他の施設

南部勤労青少年ホーム、南部働く女性の家、かがやきひろば篠ノ井（篠ノ井老人福祉センター）がある。特に、講座の運営について連携してはいないが、長野市の将来人口は減少が見込まれることから、今後は、連携しながら講座のすみ分けをするか、講座の一体運営をするか、競い合って互いの質を高めていくのか等、市の担当課の枠を超えて考えることが望まれる。

なお、支所と一体整備中の新館には、かがやきひろばも併設されるため、講座運営などでの連携が期待される。

・ 1 回の利用時間と利用回数制限

原則 2 時間で、週 1 回の利用が上限としている。

◆建物の管理



	<p>本館は、昭和 56 年 1 月建設で古さを感じるが、現在、支所と一体整備中であり、平成 30 年度末に新施設が完成となる。分館の老朽度は、昭和 50 年代前後建設の 4 館と、平成 12 年以降建設 3 館に分かれる。点検は、日々実施し、不具合があれば、担当課へ報告している。長野市公共施設等総合管理計画に定める「公共建築物保全マニュアル」を使った日常点検や周期点検、不具合箇所報告・対応シートによる報告はしていない。</p>
<p>12.2.4 当該施設の会計処理や委託契約が規則等に則り適正に処理されているか</p>	<p>◆現金収納事務 市民講座の材料費は、講座担当者が、受付から締切りまで 2 か月程度、金庫で管理し、講師へ渡し、成人学校は、学期の始めに集めて、当日に公民館特別会計の口座へ入金する。 コピー機使用料は、利用者が金額及び枚数を記載し、月末に口座へ入金する。</p> <p>◆利用手続き ・使用許可申請と許可書の交付 市指定の利用許可申請書による。 ・目的外使用料金の取扱い 市の規定にそって利用を許可することがある。 ・使用料の減免申請 該当なし</p> <p>◆備品管理 本館及び分館にて、指定管理者が購入したもので、取得価額 3 万円以上のものを指定管理者側の備品台帳に登録している。備品へのシールによる管理は、担当課に確認した際に、シール貼付は必要ないとのことからしていない。 指定管理者に移行して間もないため、今は新たに購入した備品の所在はわかるが、将来管理しきれなくなることが想定される。また、指定管理前の備品台帳を指定管理者では認識していない。</p>
<p>12.2.5 その他</p>	<p>◆指定管理者制度 指定管理業務は、以下となっている。 ① 社会教育法 22 条に規定する事業の実施業務 ② 篠ノ井公民館の利用の許可、不許可に係る業務 ③ 篠ノ井公民館の施設、設備、物品の維持管理業務 上記①の具体的な講座内容は、指定管理者が前年度の実施内容や、利用者の声などを頼りに、企画運営している。 講座などの利用者総数や開催総数について、市から目標を定められ</p>

	<p>ているわけではない。しかし、施設の有効活用について、長野市が指定管理者をモニタリング（監視・監督）評価しており、利用者総数の推移、講座開催回数や種類、利用者からの声などをチェックしている。地域の住民自治協議会が自主的に運営する姿勢に、利用者総数や開催総数等のモニタリング効果もあつてか、市直営の公民館より、講座開催や集客に積極的な印象を受ける。</p>
--	---

## 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部については是正改善を要する事項が認められたので次に記載する。

### （意見）建物・設備の管理について

現在、本館を建設中であり、かつ、建物や設備の点検については、日々実施し、不具合があれば、すぐに担当課（家庭・地域学びの課）へ報告するとのことであるが、長野市公共施設等総合管理計画にそった「公共建築物保全マニュアル」に基づく点検・報告が望まれる。

### （意見）指定管理者制度導入前の備品の管理について

指定管理者制度導入前の備品の管理が望まれる。指定管理者では、指定管理者制度導入前の備品台帳を認識していない。「指定管理者による管理に関する基本協定」では、指定管理者は、指定期間中、備品等を常に良好な状態に保つことが求められている。

備品等を常に良好な状態に保ち、公民館運営に活用するためにも、指定管理者制度導入前の備品も把握し、備品の有無や、不具合がないか、老朽化により処分が必要かどうか等を把握することが望まれる。

### （意見）指定管理者の備品の管理について

備品の所在管理が望まれる。指定管理者では、本館及び分館にて指定管理後に購入したもので、取得価額3万円以上のものを備品台帳に登録しているが、備品へのシール貼付による管理は行われていない。これは、指定管理者から家庭・地域学びの課に確認した際に、シール貼付は必要ないとの回答を得たからとのことだが、数年経過後には、備品の所在が管理しきれなくなることが想定されるため、備品へシールを貼付し、所在場所の台帳登録による管理が望まれる。

## 第13 松代公民館

### 13.1 概要

名称	松代公民館	
所在地	長野市松代町松代4番地3	
対象区域の人口	17,536人	平成29年4月時点
対象区域の世帯	6,952世帯	平成29年4月時点
分館・分室の有無	分館：有（7館） 分室：有（1室）	
運営審議会開催月	6月 年1回開催	
指定管理者の有無	無	
指定管理者の名称	無	
指定管理料	無	
公民館予算額	平成28年度	13,425千円
公民館活動の重点目標	<p>(1) 成人学校、公民館講座内容については、常に地域住民のニーズを把握するとともに運営方針に基づき教育機関としてその内容の充実を図る。</p> <p>(2) 若い世代の公民館活動への参加を呼びかけ、積極的な世代間交流を図る。</p> <p>(3) 人権教育を積極的に推進する。</p> <p>(4) 公民館施設の積極的利用促進、公民館ギャラリーの住民への参加促進。</p> <p>(5) 公民館広報の充実と広報活動による公民館事業の地域への理解浸透を図る。</p> <p>(6) これからの長野市立松代公民館のあり方について関係団体と連携し、調査、研究、検討を進める。</p>	
一般事業の種類	次世代育成	1事業
	高齢者学習	1事業
	世代間交流	1事業
	文化芸術	3事業
	体育・レクリエーション	4事業
	食育	2事業
	環境学習	2事業
	地域力向上	3事業
	成人祝賀	1事業
	広報・調査資料収集	1事業
	合計	19事業

成人学校の講座	書道（初級） 書道（中級） 絵画	健康太極拳 やさしい太極拳
公民館の特徴	<p>松代地区の人口は、市街地にある他の公民館地区と同規模の1万から2万人になるが、市街地にある他の公民館と比べて地区の面積が広い。松代公民館では、松代藩とゆかりが深い真田家に関する市民講座が多く開催されており、人気が高い。</p> <p>分館は7館と篠ノ井公民館に並び市立公民館の中で最多である。公民館の対象地域は、広く、現在は分館7館、分室1室あるが、長野市公共施設等総合管理計画では、分館の統廃合や地区への払い下げ等が検討されており将来的には縮小傾向にあるため、広い地域の住民をより本館に惹きつけていくことが求められる。現在、松代地区住民自治協議会への指定管理制度移行が検討されている。</p>	

### 13.2 監査着眼点及び実施した手続

	監査実施内容
13.2.1 監査の手続	3つの視点（設置目的、施設の効率かつ有効な運営、会計や委託契約の適切性）により、監査を実施した。主な監査手続きは、公民館に出向き館内施設等の確認と、公民館長及び職員への質問による。
13.2.2 設置目的に従った運営がなされているか	<p>◆設置目的 開催している定期講座、講演会、体育集会の内容や、設置している図書は、住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進等に寄与するものと認められる。</p> <p>◆公民館運営審議会 年1回、公民館運営基本方針と事業計画について報告し、委員の意見を求めている。議事録は他の市直営の公民館では、長野市ホームページで公表されているが、平成29年11月20日現在、平成26年以降の議事録は公表されていない。</p>
13.2.3 施設は効率的かつ有効に運営されているか	<p>◆利用者 松代地区の方を中心に利用されている。</p> <p>◆講座の周知 3ヶ月に1度、松代地区全戸に配布する館報とチラシによる。ホームページでの講座案内や活動情報は、平成26年3月以降、3年超も更新がなかった。更新がない旨を伝えたところ、平成29年9月30日に講座情報が更新された。</p>

	<p>◆利用状況</p> <p>対象区域の人口 17,536 人に対して、利用総数 62,227 人（3.5 倍）に利用されている。本館各部屋の稼働率は 61%である。料理教室を除くと 68%で平均すると一週間 7 日のうち 5 日弱利用されている。ホール（体育館）96%、講義室 1 は 80%と高い稼働率の部屋がある。</p> <p>・分館分室</p> <p>地区の人口が多く面積も広いため、7つの分館、1つの分室が設置されている。平均稼働率は、支所に併設されている松代分館は 65%と高い。東条分館は平均稼働率 36%であるが、集会室は 76%である。清野分館、西条分館、西条分室、豊栄分館、寺尾分館、西寺尾分館の平均稼働率は 10%前後である。長野市公共施設等総合管理計画では、分館の統廃合、払い下げや譲渡等が記載されているが、具体的な方針は示されていない。</p> <p>過去に、利用者が合鍵を作った分館があったとのこと。すでに鍵は没収されているが、職員が常勤しない分館については、管理者の目が行き届きづらいと感じる。</p> <p>・講座のある他の施設</p> <p>かがやきひろば松代（松代老人福祉センター）があるが、講座の運営について特に連携していない。</p> <p>・1 回の利用時間と利用回数制限</p> <p>原則週 1 回、利用時間に制限をしていない</p> <p>◆建物の管理</p> <p>内装はきれいにされており、一見すると、古さは感じないが、本館は、昭和 46 年の建設から 46 年を経過している。分館は、東条、西寺尾と平成 12、13 年建設の比較的新しい館もあるが、西条、豊栄は昭和 53 年建設で老朽化を感じる。点検は、日々実施し、不具合があれば、担当課へ報告している。長野市公共施設等総合管理計画に定める「公共建築物保全マニュアル」を使った日常点検や周期点検、不具合箇所報告・対応シートによる報告はしていない。</p>
<p>13.2.4 会計処理や委託契約が規則等に則り適正に処理されているか</p>	<p>◆現金収納事務</p> <p>市民講座の材料費は、講座当日に講師へ渡す。成人学校は、学期の始めに集めて、当日に支所へ入金する。コピー機使用料は、利用者が金額及び枚数を記載し、月末又は月初に支所へ入金する</p> <p>◆利用手続き</p> <p>・使用許可申請と許可書の交付</p> <p>市指定の利用許可申請書による。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的外使用料金の取扱について 事例は少ないが、規定に則り利用を許可することがある。</li> <li>・使用料の減免申請 該当なし</li> <li>◆備品管理 取得価額3万円以上のものを備品台帳に登録し、シールを貼付して管理する。現物突合は、概ね定期監査の都度、実施する。</li> </ul>
--	--

## 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部については是正改善を要する事項が認められたので次に記載する。

### (指摘) ホームページの更新について

市立公民館のホームページ情報を積極的に更新することが望まれる。長野市の第二次長野市生涯学習推進計画では、「ホームページやSNSを活用し、市立公民館の情報を積極的に発信」することが掲げられている。市立公民館のホームページは、講座案内、基本情報、公民館運営審議会等の活動情報が掲載されているが、平成26年3月以降、3年超もホームページの更新がなかった。長い間ホームページの更新がない旨を伝えたところ、成人学校の講座情報は更新された。

しかし、行ってみたくなるような市立公民館の紹介、最近の活動内容、募集講座の案内、活動サークルの紹介など、魅力的な市立公民館の活動を積極的に発信し、インターネットを利用することが多いような若い世代の利用促進を図るためにも、積極的な情報提供と適宜更新することが望まれる。

### (意見) 建物・設備の管理について

昭和46年に建設されてから46年が経過し、今後は建物・設備などの修繕がさらに増えることが想像される。建物や設備の点検については、日々実施し、不具合があれば、すぐに担当課（家庭・地域学びの課）へ報告するとのことであるが、長野市公共施設等総合管理計画にそった「公共建築物保全マニュアル」に基づく点検・報告が望まれる。

### (意見) 貸館の鍵の管理について

貸館をする際の鍵の貸し出しについて、検討することが望まれる。過去に分館において、利用者が合鍵を作っていたことがあるとのこと。すでに鍵は没収されているが、事前に鍵を渡す場合は、今後も合鍵を利用者に作成されることがないとも言えない。

過度に規則を厳しくし、利用者が、利用しづらくなることは避けたいが、例えば、暗証番号方式など、利用の都度、番号を変更するような方法も考えられる。利用者アンケ

ートでは、夜間の貸館利用者から、「利用前に平日の公民館開館中に鍵を取りに来るのは、仕事があり厳しい」との声もあった。暗証番号を利用者に伝える方法であれば、平日日中の来館も必要なくなると考えられる。

(意見) 備品の管理について

備品台帳と現物との突合せが望まれる。備品で取得価額3万円以上のものは、備品台帳に登録される。備品台帳と現物との突合せは、定期監査がある都度実施しているとのこと。長野市財務規則では、価格100万円以上のものは3月31日に調査を行うが、100万円未満の備品の調査の定めはない。

しかし、公民館運営に必要な備品の有無や、不具合がないか、老朽化により処分が必要かどうか等を把握するために、100万円未満の備品についても備品台帳と現物の突き合わせが必要と考える。数年に一度の定期監査の際に確認する方法もあるかもしれないが、年に1回程度、時期を定めて備品台帳と現物との突き合わせが望まれる。

## 第14 若穂公民館

### 14.1 概要

名称	若穂公民館	
所在地	長野市若穂綿内 7597	
対象区域の人口	12,492 人	平成 29 年 4 月時点
対象区域の世帯	4,526 世帯	平成 29 年 4 月時点
分館・分室の有無	分館：有（3 館）	分室：無
運営審議会開催月	6 月下旬 年 1 回開催	
指定管理者の有無	無	
指定管理者の名称	無	
指定管理料	無	
公民館予算額	平成 28 年度	9,478 千円
公民館活動の重点目標	<p>(1) 住民の多様なニーズに応じた講座等を開設し、また家庭・地域の教育力の向上を目指した事業を展開する。</p> <p>(2) 若穂地区住民自治協議会と連携し、時代に即した社会事業の推進・成人祝賀式の開催等地域作り事業を推進する。</p> <p>(3) 人権意識を高め、「差別のない住みよい地域づくり」のために、人権教育を推し進める。</p> <p>(4) 地域の自主的なグループ、サークル活動を支援する。</p> <p>(5) 館報告やホームページを通じて、公民館活動の情報を周知する。</p>	
一般事業の種類	次世代育成	2 事業
	高齢者学習	2 事業
	世代間交流	7 事業
	文化芸術	2 事業
	体育・レクリエーション	6 事業
	人権学習	18 事業
	食育	4 事業
	環境学習	2 事業
	情報	1 事業
	成人祝賀	1 事業
	広報	1 事業
	合計	46 事業
成人学校の講座	リフレッシュヨガ	古文書解読入門
	はじめての俳句	
公民館の特徴	3 回で 2,400 人を集めるような社会体育大会を開催したりとスポー	



	ツが盛んである。草木染やレンコン、ジビエなど地域資源を活用した講座に力を入れている。
--	--

#### 14.2 監査着眼点及び実施した手続

	監査実施内容
14.2.1 監査の手続	3つの視点（設置目的、施設の効率かつ有効な運営、会計や委託契約の適切性）により、監査を実施した。主な監査手続は、公民館に出向き館内施設等の確認と、公民館長及び職員への質問による。
14.2.2 設置目的に従った運営がなされているか	<p>◆設置目的 「公民館よりお願い」の文書及び「公民館利用上の注意」「長野市教育大綱」の掲示はあるが、公民館の設置目的・趣旨等の設置はない。</p> <p>◆公民館運営審議会 9名で構成され、開催は年1回、6月下旬である。過去5年において全員の参加があるのは平成26年だけであり、全員の参加が望まれる。</p>
14.2.3 施設は効率的かつ有効に運営されているか	<p>◆利用者 平成27年度をピークに減少気味。</p> <p>◆講座の周知 講座の年間予定のチラシを地区内で全戸配布、そのほか随時に計画する講座のチラシは随時発行。地区回覧、ロビーにて声掛け、館報年3回8月11月3月に発行。生涯学習だより、市のホームページ、若穂有線また、新聞等にも掲載される。</p> <p>◆利用状況 対象区域の人口12,492人に対して、利用総数44,454人（3.5倍）に利用されている。本館各部屋の平均稼働率は47%である。料理教室と年度の途中から貸し出した部屋を除くと59%である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分館 分館事業として、分館長が中心となり事業計画を立て地域公民館連絡協議会の総会で説明し、承認を受け、運営している。分館（3館）の利用率は、低いところで5%を下回っている。</li> <li>・利用者に対するアンケートの実施 講座の参加者に対してアンケートを行っている。サークルの方には、日ごろの会話の中で意見等を聞いている。</li> <li>・講座からサークル活動への発展 公民館講座への参加をきっかけに、参加者相互の意識が高まり自主</li> </ul>

	<p>的なサークル活動に移行することを意識している。例として、若穂花の会が挙げられる。サークルの会員は、それぞれの地域で花の育て方の講師役となって積極的に活動をしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・展示物、展示コーナー 常設で設けていないが、展示物の依頼があれば展示している。</li> <li>・開館時間と休館日 条例で定められた時間どおり。</li> </ul> <p>◆建物の状況 内装はきれいにされているが、本館は昭和 47 年の建設であり、分室は、昭和 62 年の建設である。</p>
<p>14.2.4 会計処理・委託契約等適正に処理されているか</p>	<p>◆現金収納事務 収納金日計簿で管理している。概ね、適正に管理していると思われる。利用者との間において、現金のやり取りをするのは、コピー代等の収受であるが、コピー・印刷機・プリンター使用申込書により管理している。</p> <p>◆利用手続き ・図書コーナー 南部図書館の定める手順どおり</p> <p>◆備品管理 3 万円以上の備品については、備品台帳に記載し、管理している。</p>

#### 監査の結果

監査した結果、おおむね適正な運営、処理がされていたが、一部については是正改善を要する事項が見受けられたため、以下に記載する。

#### (意見) 分館の利用率向上

綿内分館、川田分館、保科分館の 3 分館を有しており、分館長を中心に事業計画を立案し運営している。しかし、川田分館と保科分館の利用率は 5 % 未満と低く、有効利用されているとは言い難いところである。本館との協力体制をより強固のものにし、利用率の向上に向けて何らかの方策を検討、実行されたい。

#### (意見) 若穂地区住民自治協議会との事務分担について

若穂地区住民自治協議会との連携は今後においても必要であるが、共同事業に対する事務的負担を、当公民館が負いすぎている感がある。共同事業である場合には事務負担も共同されるべきであり、検討の上改善されたい。

## 第 15 川中島町公民館

### 15.1 概要

名称	川中島町公民館	
所在地	長野市川中島町今井 1762-1	
対象区域の人口	27,720 人	平成 29 年 4 月時点
対象区域の世帯	10,743 世帯	平成 29 年 4 月時点
分館・分室の有無	分館：有（3 館） 分室：無	
運営委員会開催月	5 月下旬、10 月上旬、翌年 2 月下旬 年 3 回開催	
指定管理者の有無	有	
指定管理者の名称	川中島地区住民自治協議会	
指定管理料	平成 29 年度から指定管理者となったため、平成 28 年度の指定管理料はない。なお、平成 28 年度市直當時の公民館予算は、13,369 千円。	
公民館活動の重点目標	<p>「信州ナァ 信州信濃の川中島は 犀と千曲のあいの島」と、川中島音頭（北原白秋作詞・町田嘉章作曲）で歌い継がれる川中島の活性を願って以下のような目標としている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域の特性に応じた学びと交流の機会と場を積極的に推進する。</li> <li>(2) 地域の伝統文化や文化財を掘り起こし、保存継承とともにその積極的な活用を促進する。</li> <li>(3) 学校や諸教育機関、育成団体等との連携をより密接にして、幅の広い生涯学習の展開を図る。</li> <li>(4) 講座、事業等の企画立案・整備・見直し等を常に行い、より住民の要望に沿った生涯学習の拠点とする。</li> <li>(5) 体育事業、人権教育、成人式、作品展等を通じて、地域公民館と連携して事業を推進し、地域の連帯を促進する。</li> </ol>	
一般事業の種類	次世代育成	1 事業
	女性学習	1 事業
	高齢者学習	1 事業
	文化芸術	3 事業
	体育・レクリエーション	5 事業
	人権学習	12 事業
	地域力向上	3 事業
	成人祝賀	1 事業
	広報・調査資料収集	1 事業
	展示	1 事業
	その他	3 事業

	合計	32 事業
成人学校の講座	英会話初級 英会話中級 洋裁（初級） IT ステップアップ講座	太極拳初級 太極拳中級 ヨガ たのしいハワイアンフラ
公民館の特徴	信州の自然の恵み「川中島の水」について、長野県企業局川中島水道管理事務所と連携を図って、水の PR と水についての講座開催を推進している。上杉・武田軍の川中島の戦いや川中島のブランド「桃」に関する事柄を題材にして講座を開催している。	

## 15.2 監査着眼点及び実施した手続

	監査実施内容
15.2.1 監査の手続	3つの視点（設置目的、施設の効率かつ有効な運営、会計や委託契約の適切性）により、監査を実施した。主な監査手続きは、公民館に出向き館内施設等の確認と、公民館長及び職員への質問による。
15.2.2 設置目的に従った運営がなされているか	<p>◆設置目的</p> <p>開催している定期講座、講演会、体育集会の内容や、設置している図書は、住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進等に寄与するものと認められる。</p> <p>◆公民館運営委員会</p> <p>毎年5月下旬、10月上旬、翌年2月下旬に年3回開催し、前年度事業報告と、本年度事業計画を中心に議論がされている。</p>
15.2.3 施設は効率的かつ有効に運営されているか	<p>◆利用者</p> <p>講座の受講者については、60代以上の高齢者が多い。多目的ホールは、地区内外の社交ダンスグループが利用している。図書コーナーの利用者は子ども連れの母親が多い。貸出数は月160冊程度ある。</p> <p>◆講座の周知</p> <p>利用者との会話等をおして学習のニーズを把握している。チラシを地区内で回覧して講座の案内を実施している。今後、ホームページを整備して、一層の利用促進を図りたいとしている。</p> <p>◆利用状況</p> <p>対象区域の人口27,720人に対して、利用総数66,102人（2.3倍）に利用されている。本館各部屋の平均稼働率は54%である。なかでも多目的ホールは94%と高い。</p> <p>・分館</p>

川中島分館、中津分館、御厨分館の3つの分館がある。各分館の平均稼働率は、料理室を除くとそれぞれ、48%、75%、29%である。中津分館の利用率は高い。

・展示スペース

200以上の団体が利用しており、毎年3月に講座の活動内容をまとめたものの展示や講座で作成した作品展なども行っている。また、サークルから要望があれば、サークルの展示スペースとしても利用している。

・貸館予約

本館は、以前は先着順で早朝や徹夜して並ぶ利用者がいたため、指定管理者制度に移行した平成29年度から、利用希望月の前月1日の8時半に窓口に来た利用者に整理券を配り、抽選を行っている。

・公民館と地域の学校の連携

学校長が運営委員となっているので、地域の学校との連携を検討している。実際に、学校側から習字を教えられるボランティアを必要とする声もあり、成人学校や講座で学んだ受講生が地域の学校でボランティアとなれるような仕組み作りを模索している。

・開館日、開館時間

条例で定められた時間どおり。小中学生の保護者から、長期休暇やテスト期間中の学習の場としての利用を求める声がある。

・喫煙

館内は禁煙となっている。館内に喫煙室があり、完全分煙を行っている。駐車場も、基本的には敷地内全面禁煙としているが、敷地内全面禁煙といった表示は特に行っていない。

・駐車場

収容台数は60台となっているが、敷地内にある川中島支所への来所者を含めると、1日約200台の駐車場利用があり、公民館講座や支所での会議が重なると駐車場は不足することがある。

◆建物の管理

平成25年10月に新築され、建物はきれいに維持されている。点検は、日々実施し、不具合があれば、担当課へ報告している。長野市公共施設等総合管理計画に定める「公共建築物保全マニュアル」を使った日常点検や周期点検、不具合箇所報告・対応シートによる報告はしていない。

<p>15.2.4 会計処理・委託契約等適正に処理されているか</p>	<p>◆現金収納事務 会計事務は、指定管理者制度に移行したことで、法人税の申告が必要となり、税理士と顧問契約を結び、必要に応じて税務・会計の助言を受けている。会計ソフトを使い日々記帳し領収証も保管している。</p> <p>◆利用手続き ・使用料の減免申請 該当なし</p> <p>◆備品管理 備品管理台帳と実際にある備品のうちから数点を選定し突合調査したところ、所在の確認が取れた。金額の大きい備品の稼働は、マルチメディアプロジェクターは月数回程度、グランドピアノは月に1回程度、デジタル印刷機はほぼ毎日の使用がある。</p>
<p>15.2.5 その他</p>	<p>◆指定管理者制度 平成29年度から指定管理に移行した館であり、先行して指定管理に移行した館の事例を参考にして運営している。</p>

#### 監査の結果

監査した結果、おおむね適正な運営、処理がされていたが、一部については是正改善を要する事項が見受けられたため、以下に記載する。

#### (意見) 建物・設備の管理について

平成25年に新築されたとはいえ、長野市公共施設等総合管理計画では、計画的保全による長寿命化の推進を掲げている。長野市公共施設等総合管理計画にそった「公共建築物保全マニュアル」に基づく点検・報告が望まれる。

## 第 16 更北公民館

### 16.1 概要

名称	更北公民館	
所在地	長野市青木島町大塚 880-5	
対象区域の人口	33,947 人	平成 29 年 4 月時点
対象区域の世帯	13,534 世帯	平成 29 年 4 月時点
分館分室の有無	分館：有 3 館	分室 無
運営委員会開催月	3 月 6 月 年 2 回開催	
指定管理者の有無	有	
指定管理者の名称	更北地区住民自治協議会	
指定管理料	平成 28 年度	23,085 千円
公民館活動の重点目標	<p>(1) 時代の要請や地域課題に対応する多様な学級・講座の開設、場の提供等の充実を図る。(作新大学園・院、成人学校、ロビー展、図書室等)</p> <p>(2) 子育てに関する学びと交流の機会を設けて、自主的で豊かな人間性を育む家庭教育の支援に努める。(食・育マナビィ、更公っ子広場、読書活動等)</p> <p>(3) 地域の特性に応じた交流の機会と場としての各種サークル活動を支援し、活力ある地域づくりへの参加を目指す。(作品展、文芸祭、信州型コミュニティスクール)</p> <p>(4) 住民自治協議会公民館部会との連携の中で、自主的・主体的で質の高い事業を展開し、次世代を担う人材育成のための事業を行う。地域づくりのための事業を行う。(成人式、体育事業、住民集会、信州型コミュニティスクール等)</p> <p>(5) 人権・福祉に関わる教育を推進し、明るく住みよい安心安全な町づくりを目指す。(人権教育講座、ボランティア活動の推進等)</p>	
一般事業の種類	次世代育成	4 事業
	女性学習	1 事業
	高齢者学習	1 事業
	文化芸術	2 事業
	体育・レクリエーション	4 事業
	食育事業	2 事業
	地域力向上	2 事業
	読書推進	1 事業
	成人祝賀	1 事業

	広報調査 1 事業 展示 1 事業 人権学習 1 事業 その他 1 事業 合計 22 事業
成人学校の講座	陶芸（火曜） 絵画（水彩画） 陶芸（木曜） ノルディックウォーキング 木彫り ヨガ
公民館の特徴	体育館取り壊しの影響で、利用者数は減少したが本館と分館合わせて約 88,000 人と利用者数が多い。子どもを対象にした活動を数多く実施し、地域の中で明るく健康に生活できるような高齢者向け講座も充実させている。利用団体から 2 名ずつ参加してもらい、利用者による館内清掃を 2 ヶ月に 1 度実施している。

## 16.2 監査着眼点及び実施した手続

	監査実施内容
16.2.1 監査の手続	3つの視点（設置目的、施設の効率かつ有効な運営、会計や委託契約の適切性）により、監査を実施した。主な監査手続きは、公民館に出向き館内施設等の確認と、公民館長及び職員への質問による。
16.2.2 設置目的に従った運営がなされているか	<p>◆設置目的</p> 開催している定期講座、講演会、体育集会の内容や、設置している図書は、住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進等に寄与するものと認められる。
16.2.3 施設は効率的かつ有効に運営されているか	<p>◆公民館運営委員会</p> 10名で構成され、開催は年2回、毎年6月と3月である。議事録は公表されていない。
	<p>◆利用者</p> 更北地区の方を中心に利用されている。
	<p>◆講座の周知</p> 回覧、ホームページの掲載により周知している。
	<p>◆利用状況</p> 対象区域の人口 33,947 人に対して、利用総数 88,223 人（2.5 倍）に利用されている。本館各部屋の平均稼働率は 56% である。特に、多目的ホールが 95%、陶芸教室が 81% と高い。
	・分館



	<p>主にサークル・自治会の活動や会議等で利用されている。</p> <p>青木島分館は平成 28 年 10 月に取り壊され、現在は、稲里・小島田・真島の 3 つの分館がある。平均稼働率は、43%、42%、19%である。稲里分館は多目的ホール 96%、集会室 67%、小島田分館は多目的室 65%、真島分館は大会議室 75%と、特定の部屋の稼働率は高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 回の利用時間と利用回数制限</li> </ul> <p>原則一週間に 1 回、利用時間に制限はない。</p> <p>◆建物の管理</p> <p>平成 5 年建設で、建物はきれいに維持されている。点検は、日々実施し、不具合があれば、担当課へ報告している。長野市公共施設等総合管理計画に定める「公共建築物保全マニュアル」を使った日常点検や周期点検、不具合箇所報告・対応シートによる報告はしていない。</p>
<p>16.2.4 会計処理や委託契約が規則等に則り適正に処理されているか</p>	<p>◆現金出納事務</p> <p>現金出納帳で適正に管理されている。現金収入は主にコピー代、印刷代で、支出は主に消耗品である。</p> <p>◆利用手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用許可申請書と許可書の交付</li> </ul> <p>市指定の利用許可申請書による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用料の減免申請は該当なし。</li> </ul> <p>◆備品管理</p> <p>備品管理台帳と実際にある備品のうちから数点を選定し突合調査したところ、適正に管理されている。</p>
<p>16.2.5 その他</p>	<p>◆指定管理者制度</p> <p>平成 28 年 4 月 1 日から指定管理者制度に移行した。地域住民のためにできることをとの考えの下、講座内容の充実や地域公民館との関係づくりに努めており、公民館を住民が気楽に集える場にすることを目指している。利用者が最も多い公民館の一つであり、職員 5 人で効率的に運営することを模索している。</p>

#### 監査の結果

監査した結果、おおむね適正な運営、処理がされていたが、一部については是正改善を要する事項が見受けられたため、以下に記載する。

#### (意見) 建物・備品の管理について

全体的に施設は充実しているが、点検チェックシートによる定期点検を行っていないのは好ましくない。長野市公共施設等総合管理計画では、計画的保全による長寿命化の

推進を掲げている。長野市公共施設等総合管理計画にそった「公共建築物保全マニュアル」に基づく点検・報告が望まれる。

## 第 17 信更公民館

### 17.1 概要

名称	信更公民館	
所在地	長野市信更町氷ノ田 3183 番地 2	
対象区域の人口	2,079 人	平成 29 年 4 月時点
対象区域の世帯	920 世帯	平成 29 年 4 月時点
分館・分室の有無	分館：無、分室：有（1 室）	
運営委員会開催月	6 月、3 月 年 2 回開催	
指定管理者の有無	有	
指定管理者の名称	信更地区住民自治協議会	
指定管理料	平成 28 年度 11,470 千円	
公民館活動の重点目標	<p>(1) 公民館事業や講座を通じ住民や地域に活力を与え、地域を活性化化する。</p> <p>(2) 信更の特色を生かした講座や学級の開設、地域の人材・ものを発掘し、住民が講座に関心を持ってもらえるようにする。</p> <p>(3) 地域公民館と連携を密にし、活動を支援し、共に地域の活性化に努める。</p> <p>(4) 地域公民館や学校との連携や交流を活かし、住民同士の思いやりや助け合いを増やし、明るく住みよい地域づくりに努める。</p> <p>(5) 福祉に関する講座を取り入れ、豊かな老後を築けるようにする。</p>	
一般事業の種類	次世代育成 2 事業 世代間交流 1 事業 文化芸術 8 事業 体育・レクリエーション 6 事業 人権学習 1 事業 食育 7 事業 環境学習 7 事業 地位力向上 7 事業 情報 1 事業 成人祝賀 1 事業 広報・調査資料収集 1 事業 展示 1 事業 <hr/> 合計 43 事業	
成人学校の講座	開催していない	

<p>公民館の特徴</p>	<p>平成 28 年度から、信更地区住民自治協議会が指定管理者として運営している。講座は、住民ニーズを意識しながら企画している。また、講座の案内チラシを毎月全世帯へ配布するなどしており、対象区域の人口が 2,079 人と他地区に比べて多いとは言えない中で、講座事業の参加者総数は 2,354 人で地区の人口を超える。そのほか、女性職員を中心に、図書貸出しの声かけをしており、平成 28 年度の貸出総数は約 1,200 冊と地区の人口の半分を超える。「貸したら返却しに来館する」効果も公民館への来館者増加に効果があると考えられる。</p> <p>地区の人口減少や、地域住民の高齢化により、来館のために車を利用できない方が増えていることなどで公民館利用者数の増加に向けては課題がある。</p>
---------------	--

## 17.2 監査着眼点及び実施した手続

	監査実施内容
<p>17.2.1 監査の手続</p>	<p>3つの視点（設置目的、施設の効率かつ有効な運営、会計や委託契約の適切性）により、監査を実施した。主な監査手続きは、公民館に出向き館内施設等の確認と、公民館長及び職員への質問による。</p>
<p>17.2.2 設置目的に従った運営がなされているか</p>	<p>◆設置目的 開催している定期講座、講演会、体育集会の内容や、設置している図書は、住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進等に寄与するものと認められる。</p> <p>◆公民館運営委員会 年2回、決算報告と、予算作成時に開催されている。平成27年、28年度の議事録は作成していなかったが、平成29年度から議事録を残すようになった。</p>
<p>17.2.3 施設は効率的かつ有効に運営されているか</p>	<p>◆利用者 信更地区の方を中心に利用されている。</p> <p>◆講座の周知 毎月、信更地区全戸に配布する講座案内（「楽座だより」）、3ヶ月に1度、信更地区全戸に配布する館報、そのほか新聞、ホームページ等への掲載による</p> <p>◆利用状況 対象区域の人口2,079人に対して、利用総数5,839人（2.8倍）に利用されている。指定管理者になり講座の種類と開催数を増やし、一般講座の参加者数を伸ばしている。</p>

	<p>本館の各部屋の平均稼働率は25%で、平均すると一週間7日のうち2日弱利用されている稼働状況である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分室 平均稼働率は4%である。体育館の稼働率は23%であるがほかの部屋の稼働率は極めて低い。稼働率が低いのは、地区人口が少ない中、廃校となった学校に6部屋あることが大きい。講座は本館に集中させ、限られた人口の中で人が集まる機会を充実させるという館の講座運営方針も影響している。中山間地の現状からこの講座方針も理解できる。</li> <li>・講座のある他の施設 かがやきひろば信更（信更ふれあい交流ひろば）が、公民館分室に併設されている。公民館講座はかがやきひろばの講座と内容や開催日が重ならないように配慮している。</li> <li>・1回の利用時間と利用回数制限 特になし</li> </ul> <p>◆建物の管理</p> <p>平成20年10月建設で、建物はきれいに維持されている。点検は、日々実施し、不具合があれば、担当課へ報告している。長野市公共施設等総合管理計画に定める「公共建築物保全マニュアル」を使った日常点検や周期点検、不具合箇所報告・対応シートによる報告はしていない。</p>
<p>17.2.4 会計処理や委託契約が規則等に則り適正に処理されているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆現金収納事務 コピー機使用料は、利用者が金額及び枚数を記載し、公民館職員が翌月1日に前月分をまとめて口座へ入金する。</li> <li>◆利用手続き <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用許可申請と許可書の交付 市指定の利用許可申請書による。</li> <li>・目的外使用料金の取扱について ほとんどない</li> <li>・使用料の減免申請 該当なし</li> </ul> </li> <li>◆備品管理 指定管理者制度移行後に購入したもので、取得価額3万円以上のものを指定管理者側で備品台帳に登録している。備品Ⅱ種については、シールを貼付した管理はしていない。指定管理から間もないため、今は新たに購入した備品の所在はわかるが、将来管理しきれなくなるのが想定される。また、指定管理前の備品台帳を指定管理者では認識</li> </ul>

	していない。
17.2.5 その他	<p>◆指定管理者制度</p> <p>指定管理業務は、以下となっている。</p> <p>① 社会教育法 22 条に規定する事業の実施業務</p> <p>② 信更公民館の利用の許可、不許可に係る業務</p> <p>③ 信更公民館の施設、設備、物品の維持管理業務</p> <p>上記①の具体的な講座内容は、指定管理者が前年度の実施内容や、利用者の声などを頼りに、企画運営している。</p> <p>利用者総数や開催総数について、市から目標を定められているわけではない。しかし、施設の有効活用について、長野市が指定管理者をモニタリング（監視・監督）評価しており、利用者総数の推移、講座開催回数や種類、利用者からの声などをチェックしている。地域の住民自治協議会が自主的に運営する姿勢に、利用者総数や開催総数等のモニタリング効果もあつてか、市直営の公民館より、講座開催や集客に積極的な印象を受ける。</p>

#### 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部については是正改善を要する事項が認められたので次に記載する。

##### （意見）建物・設備の管理について

建物や設備の点検については、日々実施し、不具合があれば、すぐに担当課（家庭・地域学びの課）へ報告しているとのことであるが、長野市公共施設等総合管理計画にそった「公共建築物保全マニュアル」に基づく点検・報告が望まれる。

##### （意見）指定管理者制度導入前の備品の管理について

指定管理者制度導入前の備品の管理が望まれる。指定管理者では、指定管理者制度導入前の備品台帳を認識していない。「指定管理者による管理に関する基本協定」では、指定管理者は、指定期間中、備品等を常に良好な状態に保つことが求められている。

備品等を常に良好な状態に保ち、公民館運営に活用するためにも、指定管理者制度導入前の備品も把握し、備品の有無や、不具合がないか、老朽化により処分が必要かどうか等を把握することが望まれる。

##### （意見）指定管理者の備品の管理について

備品の所在管理が望まれる。指定管理者では、本館及び分室にて、指定管理後に購入したもので、取得価額 3 万円以上のものを備品台帳に登録しているが、備品へのシール

による管理は行われていない。今は、購入後間もないことから、所在の把握は容易だが、数年経過後には、備品の所在が管理しきれなくなることが想定されるため、備品にシールを貼付し、所在場所の台帳登録による所在場所の管理が望まれる。

## 第18 豊野公民館

### 18.1 概要

名称	豊野公民館	
所在地	長野市豊野町豊野 612-8	
対象区域の人口	9,803 人	平成 29 年 4 月時点
対象区域の世帯	3,683 世帯	平成 29 年 4 月時点
分館・分室の有無	分館：無	分室：無
運営審議会開催月	6 月上旬 年 1 回開催	
指定管理者の有無	無	
指定管理者の名称	無	
指定管理料	無	
公民館予算額	平成 28 年度	6,582 千円
公民館活動の重点目標	<p>(1) 地域の歴史、文化財、伝統行事を掘り起こし、保存承継と積極的な活用を支援し、地域活性化に努める。</p> <p>(2) 地域の実情や要望を踏まえた講座を開設し、地域住民の生活の安心・安全を支援する。</p> <p>(3) 健康やスポーツに関する講座を開設し、地域のスポーツ振興と健康づくりの推進に努める。</p> <p>(4) 地域公民館と連携を密に活動を支援し、地域の活性化に努める。</p> <p>(5) 文化祭、スポーツ大会等のイベント開催を通じ、地域住民の相互協力、世代間交流を支援する。</p> <p>(6) 豊野地域住民自治協議会を始め、地域の諸団体や学校等の連携を密にし、様々な事業を実施する。</p> <p>(7) いつでも気持ちよく利用できる公民館を目指して、施設環境の整備を行い、利用促進に努める。</p>	
一般事業の種類	次世代育成	1 事業
	女性学習	2 事業
	文化芸術	9 事業
	体育・レクリエーション	6 事業
	人権学習	1 事業
	食育	2 事業
	環境学習	2 事業
	地域力向上	15 事業
	情報	1 事業
	読書推進	1 事業



	成人祝賀 2 事業 広報・調査資料収集 1 事業 展示 2 事業 合計 45 事業
成人学校の講座	開催していない
公民館の特徴	繰り返し水害を受けてきた歴史があることから、「災害に備える」講座を開催し、防災意識を喚起している。

## 18.2 監査着眼点及び実施した手続

	監査実施内容
18.2.1 監査の手続	3つの視点（設置目的、施設の効率かつ有効な運営、会計や委託契約の適切性）により、監査を実施した。主な監査手続きは、公民館に出向き館内施設等の確認と、公民館長及び職員への質問による。
18.2.2 設置目的に従った運営がなされているか	<p>◆設置目的 公民館利用者に対して、公民館設置の目的・趣旨等について理解を深めるため、館内に掲示する等周知に努めているか、館内を廻り確認したところ、社会教育法第23条関係の掲示はされている。</p> <p>◆公民館運営審議会 平成29年6月の条例改正により委員定数9名から8名に減員となっている。平成29年6月開催の議事録によると、委員全員が出席しているが、平成25年から平成28年までに開催された運営審議会では毎年2名から3名が欠席している。</p>
18.2.3 施設は効率的かつ有効に運営されているか	<p>◆利用者 豊野地区の方を中心に利用されている。地区には、専業農家や兼業農家、また子育て世代の住民が多いとのこと。</p> <p>◆講座の周知 広報誌やチラシの回覧、3ヶ月ごとの館報「とよのかんぽー」や、ホームページでの周知による。</p> <p>◆利用状況 対象区域の人口9,803人に対して、利用総数15,004人（1.5倍）と人口に対する利用率が低い。本館各部屋の平均稼働率は38%であり、料理教室を除くと44%である。</p> <p>・利用者の利用促進を図る方法として検討中の項目 当公民館の地域は、過去の災害事例から水害及び地すべりが多い地域であることから、地域住民の災害に対する防災意識は比較的高いと</p>

	<p>思われる。災害に備える講座を工夫して開催することで、利用促進を図ろうとしている。千人規模を集める文化祭や運動会もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調理室 隣接する豊野老人福祉センターに新たに調理室ができたことから、当公民館の調理室内備品を豊野老人福祉センターに移動している。</li> <li>・成人学校の講座 過去に企画したものの、受講生が集まらなかった経緯があるため、現在は、成人学校を開校していない。</li> </ul> <p>◆建物の管理</p> <p>当公民館は、昭和47年3月に建設された45年経過の建物で至る所に傷みが激しい。1階正面入り口から入った所は、地盤の影響からか、大きく緩やかに沈下しており、平成29年夏季の集中豪雨の際にも雨水が流れ込む事故が発生している。</p> <p>長年にわたって修繕されないことから、2階南側ベランダの手すりの損傷が激しいため、立ち入りを制限している。公民館職員の手により修復を試みた経緯もあるが、事故発生の危険性が否めないため中断し、現在に至っている。暖房設備は当初、全館集中管理システムであったが、現在は故障しているため、個別に暖房している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・蒸気機関車の管理 公民館建物南側駐車場敷地内に、1輛の蒸気機関車が設置されている。この機関車は、合併の際に旧豊野町から長野市に移管されたものであり、所管課は、家庭・地域学びの課である。塗装の傷みが激しく、また、機関車に昇り降りするための台座が設置されていないため、児童が昇り降りする際にケガをする危険性があり、十分な管理とは言えない状況にある。</li> </ul>
<p>18.2.4 会計処理・委託契約等適正に処理されているか</p>	<p>◆現金収納事務</p> <p>現金は、手提げ金庫に入れてキャビネットを施錠する形で保管されている。現金残高が、1万円を超えた場合は、超えた時点で全額を金融機関で入金し、超えない場合は、月末の入金となる。</p> <p>現金は、所定の用紙に日付と金額を記載して現金残高を毎日確認している。</p> <p>現金收受の主なものは、利用者によるコピー・印刷の代金であり、これについては、コピー・印刷機・プリンター使用申込書とセットで管理されているが、当該用紙に連番号は付されていない。</p>

## 監査の結果

監査した結果、おおむね適正な運営、処理がされていたが、一部については是正改善を要する事項が見受けられたため、以下に記載する。

### (意見) 蒸気機関車の管理について

豊野町と合併した際に、1 輻の蒸気機関車を引き継ぎ、所管課は家庭・地域学びの課であるが、実質的管理は、当公民館職員により行われている。しかしながら、公民館建物外にあることで常に目が行き届いているわけではない。

当機関車に自由に入出りできる状況にあるが、塗装の傷みが激しく、また機関車に昇り降りするための台座がないことから、ケガをすることも予測されないわけではない。よって、しっかりとした管理マニュアルに基づく管理を徹底するか、展示物として鑑賞するだけにとどめるよう柵を設置し乗り入れできないようにするかの検討をし、対策を講じられたい。

### (意見) 建物南側手すりの修繕について

建物南側の手すりの老朽化は激しいものがあるが、現在に至るまで、修繕はなされていない。これによりベランダへの出入りは危険であるため、制限されているようである。利用者の安全確保の観点から、対応について検討をされたい。

## 第 19 大岡公民館

### 19.1 概要

名称	大岡公民館																																							
所在地	長野市大岡乙 252 番地 1																																							
対象区域の人口	973 人 平成 29 年 4 月時点																																							
対象区域の世帯	518 世帯 平成 29 年 4 月時点																																							
分館・分室の有無	分館：無 分室：無																																							
運営審議会開催月	6 月 年 1 回開催																																							
指定管理者の有無	無																																							
公民館予算額	平成 28 年度 6,900 千円																																							
公民館活動の重点目標	<p>(1) 地域住民のニーズに合った市民講座を開設し、生涯学習の振興を図る。</p> <p>(2) 人権教育を進め、あらゆる差別のない明るい地域づくりを推進する。</p> <p>(3) 地域文化の伝承と芸術文化の振興に努める。</p> <p>(4) スポーツ・レクリエーション活動等を通じて世代間・地域間の交流を深める。</p> <p>(5) 新刊の情報等を発信し、図書貸し出しを推進する。</p> <p>(6) 自主的に活動するグループ・サークルを支援し、地域の人たちの教育や文化活動の中心となるように努める。</p>																																							
一般事業の種類	<table> <tbody> <tr> <td>次世代育成</td> <td>4</td> <td>事業</td> </tr> <tr> <td>女性学習</td> <td>3</td> <td>事業</td> </tr> <tr> <td>高齢者学習</td> <td>2</td> <td>事業</td> </tr> <tr> <td>世代間交流</td> <td>1</td> <td>事業</td> </tr> <tr> <td>文化芸術</td> <td>7</td> <td>事業</td> </tr> <tr> <td>体育・レクリエーション</td> <td>5</td> <td>事業</td> </tr> <tr> <td>人権学習</td> <td>1</td> <td>事業</td> </tr> <tr> <td>食育</td> <td>1</td> <td>事業</td> </tr> <tr> <td>環境学習</td> <td>5</td> <td>事業</td> </tr> <tr> <td>地域力向上</td> <td>6</td> <td>事業</td> </tr> <tr> <td>成人祝賀</td> <td>1</td> <td>事業</td> </tr> <tr> <td>広報・調査資料収集</td> <td>1</td> <td>事業</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>37</td> <td>事業</td> </tr> </tbody> </table>	次世代育成	4	事業	女性学習	3	事業	高齢者学習	2	事業	世代間交流	1	事業	文化芸術	7	事業	体育・レクリエーション	5	事業	人権学習	1	事業	食育	1	事業	環境学習	5	事業	地域力向上	6	事業	成人祝賀	1	事業	広報・調査資料収集	1	事業	合計	37	事業
次世代育成	4	事業																																						
女性学習	3	事業																																						
高齢者学習	2	事業																																						
世代間交流	1	事業																																						
文化芸術	7	事業																																						
体育・レクリエーション	5	事業																																						
人権学習	1	事業																																						
食育	1	事業																																						
環境学習	5	事業																																						
地域力向上	6	事業																																						
成人祝賀	1	事業																																						
広報・調査資料収集	1	事業																																						
合計	37	事業																																						
成人学校の講座	開催していない																																							

<p>公民館の特徴</p>	<p>市の最南部に位置し、山々に囲まれ、対象区域の人口が、最も少ない公民館の一つである。ハッピー号（地区のバスで、予約制で自宅と支所や病院などを結ぶ）により公民館等への公共交通手段が整備されている。公民館一般講座では、地区の人口の3倍の3,000人が参加するなど地域の交流の場所となっている。</p> <p>地区内の保育施設が閉鎖される中、少しでも子育て世代を応援できるよう親子教室の回数を増やしたり、ボランティア講師の協力を得ながら児童向けのそろばん教室を定期的で開催するなど、地域の実情に応じた社会教育にも力を入れている。地区の人口減少は今後の大きな課題であるが、小中学校や、支所など地区の主要施設が集中している場所に公民館もあり、引き続き、地域住民が集える場としての役割が期待される。</p>
---------------	---

## 19.2 監査着眼点及び実施した手続

	監査実施内容
<p>19.2.1 監査の手続</p>	<p>3つの視点（設置目的、施設の効率かつ有効な運営、会計や委託契約の適切性）により、監査を実施した。主な監査手続は、公民館に出向き館内施設等の確認と、公民館長及び職員への質問による。</p>
<p>19.2.2 設置目的に従った運営がなされているか</p>	<p>◆設置目的 開催している定期講座、講演会、体育集会の内容や、設置している図書は、住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進等に寄与するものと認められる。</p> <p>◆公民館運営審議会 年1回、前年度の事業実績と今年度の事業計画について報告し、委員の意見を求めている。7名で構成されるが、過去5年間全員の出席があるのは、平成25年度と平成29年度である。</p>
<p>19.2.3 施設は効率的かつ有効に運営されているか</p>	<p>◆利用者 大岡地区の方を中心に利用されている。また、都会の子どもを受け入れるグリーンツーリズムにも利用されている。</p> <p>◆講座の周知 毎月、講座案内「おおおか」を大岡地区全戸に配布している。全戸に防災無線機があるため、無線放送による広報もしている。講座の様子などを年2回発行する館報に掲載し、全戸配布している。</p> <p>◆利用状況 対象区域の人口973人に対して、利用総数12,570人（12.9倍）に</p>

	<p>利用される。多くは、まちの子どもを受入れるような体験学習である。</p> <p>利用総数の講座開催数 130 回のうち半分は、児童向けそろばん教室と親子わくわく教室である。各部屋の平均稼働率は、28%である。利用が極めて低い情報交流室兼図書室と茶室を除くと 46%である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講座のある他の施設</li> </ul> <p>かがやきひろば大岡（大岡老人福祉センター）が、近隣にあるが、講座の運営について特に連携していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1回の利用時間と利用回数制限</li> </ul> <p>特に制限をしていない。利用時間が重なる場合は個別に交渉して調整している。</p> <p>◆建物の管理</p> <p>平成 11 年建設で、建物はきれいに維持されている。点検は、日々実施し、不具合があれば、担当課へ報告している。長野市公共施設等総合管理計画に定める「公共建築物保全マニュアル」を使った日常点検や周期点検、不具合箇所報告・対応シートによる報告はしていない。</p>
<p>19. 2. 4 会計処理や委託契約が規則等に則り適正に処理されているか</p>	<p>◆現金収納事務</p> <p>コピー機使用料（月数百円ほど）が主。使用枚数等の書類を作成し、翌月上旬に金融機関に入金する。参加料がある講座は、当日に現金を集めることが多く、手元に多額の現金を置く機会はあまりない。</p> <p>◆利用手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用許可申請と許可書の交付</li> </ul> <p>市指定の利用許可申請書による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的外使用料金の取扱い</li> </ul> <p>森林組合や商工会の利用はあるが、多くはない。利用者は、申請手続きと使用料振込手続きを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料の減免申請</li> </ul> <p>該当なし</p> <p>◆備品管理</p> <p>取得価額 3 万円以上のものを備品台帳に登録し、シールを貼付して管理する。現物突合は、概ね定期監査の都度、実施する。</p>

#### 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部については是正改善を要する事項が認められたので次に記載する。

(意見) 建物・設備の管理について

建物や設備の点検については、日々実施し、不具合があれば、すぐに担当課（家庭・地域学びの課）へ報告しているとのことであるが、長野市公共施設等総合管理計画にそった「公共建築物保全マニュアル」に基づく点検・報告が望まれる。

(意見) 備品の管理について

備品台帳と現物との突合せが望まれる。備品で取得価額3万円以上のものは、備品台帳に登録される。備品台帳と現物との突合せは、定期監査がある都度実施しているとのこと。長野市財務規則では、価格100万円以上のものは3月31日に調査を行うが、100万円未満の備品の調査の定めはない。

しかし、公民館運営に必要な備品の有無や、不具合がないか、老朽化により処分が必要かどうか等を把握するために、100万円未満の備品についても備品台帳と現物の突き合わせが必要と考える。数年に一度の定期監査の際に確認する方法もあるかもしれないが、年に1回程度、時期を定めて備品台帳と現物との突き合わせが望まれる。

## 第 20 信州新町公民館

### 20.1 概要

名称	信州新町公民館																														
所在地	長野市信州新町新町 1000 番地 1																														
対象区域の人口	4,240 人 平成 29 年 4 月時点																														
対象区域の世帯	1,938 世帯 平成 29 年 4 月時点																														
分館・分室の有無	分館：無 分室：無																														
運営審議会開催月	6 月、翌年 3 月 年 2 回開催																														
指定管理者の有無	無																														
指定管理者の名称	無																														
指定管理料	無																														
公民館予算額	平成 28 年度 7,267 千円																														
公民館活動の重点目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域住民のニーズに合った各学級、講座を開設し、生涯学習の振興を図る。</li> <li>(2) 地域住民活動の拠点として公民館を提供し、子育て支援をはじめとした学習を通じ、活力ある地域づくりを進める。</li> <li>(3) 地域公民館をはじめ各種団体と連携し、共に支えあう地域づくりをめざす。</li> <li>(4) 人権同和教育の推進と、明るく住みよい地域づくりにつとめる。</li> <li>(5) 地域文化の伝統と芸術文化の振興につとめ、スポーツ、レクリエーション活動の普及を通じ世代間、地域間の交流を図る。</li> <li>(6) 図書の貸出しを行い、読書意欲の向上を図る。</li> <li>(7) 公民館報を発行し、学習情報にあわせ地域情報を提供する。</li> </ol>																														
一般事業の種類	<table border="0"> <tr> <td>次世代育成</td> <td>6</td> <td>事業</td> </tr> <tr> <td>世代間交流</td> <td>1</td> <td>事業</td> </tr> <tr> <td>文化芸術</td> <td>5</td> <td>事業</td> </tr> <tr> <td>体育・レクリエーション</td> <td>5</td> <td>事業</td> </tr> <tr> <td>人権学習</td> <td>17</td> <td>事業</td> </tr> <tr> <td>地位力向上</td> <td>10</td> <td>事業</td> </tr> <tr> <td>成人祝賀</td> <td>1</td> <td>事業</td> </tr> <tr> <td>広報・調査資料収集</td> <td>1</td> <td>事業</td> </tr> <tr> <td>展示</td> <td>1</td> <td>事業</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>47</td> <td>事業</td> </tr> </table>	次世代育成	6	事業	世代間交流	1	事業	文化芸術	5	事業	体育・レクリエーション	5	事業	人権学習	17	事業	地位力向上	10	事業	成人祝賀	1	事業	広報・調査資料収集	1	事業	展示	1	事業	合計	47	事業
次世代育成	6	事業																													
世代間交流	1	事業																													
文化芸術	5	事業																													
体育・レクリエーション	5	事業																													
人権学習	17	事業																													
地位力向上	10	事業																													
成人祝賀	1	事業																													
広報・調査資料収集	1	事業																													
展示	1	事業																													
合計	47	事業																													
成人学校の講座	開催していない																														



<p>公民館の特徴</p>	<p>長野市の西南部にあり、山々に囲まれた犀川周辺に街並みが広がる。中山間地域では、対象区域の人口 1,000～2,000 人が目立つ中、信州新町地区は 4,000 人規模と中山間地域では多い方になる</p> <p>公民館は、支所の 2 階、3 階にあり、支所に来た帰りに人が集まることも多く、地域の人々が顔を合わせる場としての役割を担っている。休日、夜間の図書貸出しの要望に応じて、支所隣接の休日夜間窓口を利用し、予約した図書の貸出や、返却を受け付けるなど、立地条件を活かした柔軟な対応や、高校の陶芸窯を利用した講座を開いて高校との連携もしている。地区が広く、特に山間部の高齢者の方からは、交通手段が少ないので講座に参加しにくいとの声もあるが、小中学校や、支所など地区の主要施設が集中している場所に公民館もあり、引き続き、地域交流の中心地としての役割が期待される。</p> <p>公民館の指定管理への移行に関しては、現時点では、信州新町地区住民自治協議会の了解が得られそうにないとのことである。</p>
---------------	--

## 20.2 監査着眼点及び実施した手続

	監査実施内容
<p>20.2.1 監査の手続</p>	<p>3つの視点（設置目的、施設の効率かつ有効な運営、会計や委託契約の適切性）により、監査を実施した。主な監査手続は、公民館に出向き館内施設等の確認と、公民館長及び職員への質問による。</p>
<p>20.2.2 設置目的に従った運営がなされているか</p>	<p>◆設置目的 開催している定期講座、講演会、体育集会の内容や、設置している図書は、住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進等に寄与するものと認められる。</p> <p>◆公民館運営審議会 年2回、3月に前年度の事業実績と今年度の事業計画について報告し、6月に今年度の事業計画等について再度、委員の意見を求めている。外部の視点を取り入れることと、委員によっては1年で交代となる人もいるため、以前から年2回開催をしている。8名で構成されるが、毎年1から2名が欠席となっている。</p>
<p>20.2.3 施設は効率的かつ有効に運営されているか</p>	<p>◆利用者 信州新町地区の方を中心に利用されている。</p> <p>◆講座の周知 講座内容に応じて市の広報誌と一緒にチラシを全戸配布したり、小学校などに配ったりしている。全戸に設置されている有線放送による</p>

	<p>広報もしている。キーマンを見つけて口コミを広げることや、はがきによる周知など、反応を探りながらより良い方法を検討中。</p> <p>◆利用状況</p> <p>対象区域の人口 4,240 人に対して、利用総数人 8,101 人（1.9 倍）である。各部屋の平均稼働率は 19%であり、稼働率が高い部屋でも 38%である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講座のある他の施設</li> </ul> <p>信州新町福祉センターが近隣にある。公民館では歩き回って見学するような行事もあるが、福祉センターは、より高齢な方向けとなっている模様とのことで、講座の運営について特に連携していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1 回の利用時間と利用回数制限</li> </ul> <p>特になし</p> <p>◆建物の管理</p> <p>平成 5 年建設で、建物はきれいに維持されている。点検は、支所と共有のため、支所が実施している。長野市公共施設等総合管理計画に定める「公共建築物保全マニュアル」を使った日常点検や周期点検、不具合箇所報告・対応シートによる報告については、支所にて検討中。</p>
<p>20.2.4 会計処理や委託契約が規則等に則り適正に処理されているか</p>	<p>◆現金収納事務</p> <p>コピー機使用料（月千円ほど）が主。使用枚数等の書類を作成し、翌月上旬に金融機関に入金する。参加料がかかる講座では、予約時に現金を預かっている（預かっている期間は 1 ヶ月前後）。</p> <p>◆利用手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用許可申請と許可書の交付</li> </ul> <p>市指定の利用許可申請書による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料の減免及び目的外使用</li> </ul> <p>該当なし</p> <p>◆備品管理</p> <p>取得価額 3 万円以上のものを備品台帳に登録し、シールを貼付して管理する。現物突合は、概ね定期監査の都度、実施する。</p>

#### 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部については是正改善を要する事項が認められたので次に記載する。

(意見) 備品の管理について

備品台帳と現物との突合せが望まれる。備品で取得価額3万円以上のものは、備品台帳に登録される。備品台帳と現物との突合せは、定期監査がある都度実施しているとのこと。長野市財務規則では、価格100万円以上のものは3月31日に調査を行うが、100万円未満の備品の調査の定めはない。

しかし、公民館運営に必要な備品の有無や、不具合がないか、老朽化により処分が必要かどうか等を把握するために、100万円未満の備品についても備品台帳と現物の突き合わせが必要と考える。数年に一度の定期監査の際に確認する方法もあるかもしれないが、年に1回程度、時期を定めて備品台帳と現物との突き合わせが望まれる。

## 第 21 中条公民館

### 21.1 概要

名称	中条公民館																																				
所在地	長野市中条 2383 番地 1																																				
対象区域の人口	1,881 人 平成 29 年 4 月時点																																				
対象区域の世帯	866 世帯 平成 29 年 4 月時点																																				
分館・分室の有無	分館：無 分室：無																																				
運営審議会開催月	6 月 年 1 回開催																																				
指定管理者の有無	無																																				
指定管理者の名称	無																																				
指定管理料	無																																				
公民館予算額	平成 28 年度 9,531 千円																																				
公民館活動の重点目標	<p>(1) 管内の課題を踏まえた企画で、講座等を開催し生涯学習の充実を図り学びの輪を広げる。</p> <p>(2) 地域の連帯感を醸成するため、スポーツやレクリエーション等を企画し住民自治協議会と協力し推進していく。</p> <p>(3) 人権感覚を高め、あらゆる差別のない地域づくりを推進する。</p> <p>(4) 自主的な学習やサークル活動を支援し、住民の交流を広げる。</p> <p>(5) 公民館報やホームページなどにより、地域の情報や学習情報の充実を図る。</p>																																				
一般事業の種類	<table> <tr> <td>次世代育成</td> <td>2</td> <td>事業</td> </tr> <tr> <td>高齢者学習</td> <td>1</td> <td>事業</td> </tr> <tr> <td>文化芸術</td> <td>3</td> <td>事業</td> </tr> <tr> <td>体育・レクリエーション</td> <td>3</td> <td>事業</td> </tr> <tr> <td>人権学習</td> <td>1</td> <td>事業</td> </tr> <tr> <td>食育</td> <td>2</td> <td>事業</td> </tr> <tr> <td>環境学習</td> <td>4</td> <td>事業</td> </tr> <tr> <td>地位力向上</td> <td>4</td> <td>事業</td> </tr> <tr> <td>読書推進</td> <td>1</td> <td>事業</td> </tr> <tr> <td>成人祝賀</td> <td>1</td> <td>事業</td> </tr> <tr> <td>広報・調査資料収集</td> <td>1</td> <td>事業</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>23</td> <td>事業</td> </tr> </table>	次世代育成	2	事業	高齢者学習	1	事業	文化芸術	3	事業	体育・レクリエーション	3	事業	人権学習	1	事業	食育	2	事業	環境学習	4	事業	地位力向上	4	事業	読書推進	1	事業	成人祝賀	1	事業	広報・調査資料収集	1	事業	合計	23	事業
次世代育成	2	事業																																			
高齢者学習	1	事業																																			
文化芸術	3	事業																																			
体育・レクリエーション	3	事業																																			
人権学習	1	事業																																			
食育	2	事業																																			
環境学習	4	事業																																			
地位力向上	4	事業																																			
読書推進	1	事業																																			
成人祝賀	1	事業																																			
広報・調査資料収集	1	事業																																			
合計	23	事業																																			
成人学校の講座	開催していない																																				
公民館の特徴	<p>地域の方に講師を依頼したり、他の公民館職員に担ってもらったりと、人材を工夫しながら運営している。また、今年度からかがやきひろば（老人福祉センター）と連携を取りながらの講座運営を始めてい</p>																																				

	<p>る。支所との一体整備により、平成 32 年度に支所、公民館、住民自治協議会が一つの建物に入ることになる。地区内の人口の減少や、利用者の高齢化により、講座の定員割れも増えてきているが、支所との一体整備後も地域住民の交流の中心地としての役割が期待される。</p> <p>公民館の指定管理への移行に関しては、現時点では、中条地区住民自治協議会の了解を得られていないとのことである。</p>
--	--

## 21.2 監査着眼点及び実施した手続

	監査実施内容
21.2.1 監査の手続	<p>3つの視点（設置目的、施設の効率かつ有効な運営、会計や委託契約の適切性）により、監査を実施した。主な監査手続は、公民館に出向き館内施設等の確認と、公民館長及び職員への質問による。</p>
21.2.2 設置目的に従った運営がなされているか	<p>◆設置目的</p> <p>開催している定期講座、講演会、体育集会の内容や、設置している図書は、住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進等に寄与するものと認められる。</p> <p>◆公民館運営審議会</p> <p>7名で構成され、年1回、前年度の事業実績と今年度の事業計画について報告し、委員の意見を求めている。過去5年間で全員の出席があるのは平成25年と平成29年である。</p>
21.2.3 施設は効率的かつ有効に運営されているか	<p>◆利用者</p> <p>中条地区の方を中心に利用されている。</p> <p>◆講座の周知</p> <p>3ヶ月に1度、中条地区全戸に配布する館報、有線放送の広報、チラシの配布による。</p> <p>◆利用状況</p> <p>対象区域の人口1,881人に対して、利用総数6,629人（3.5倍）に利用されている。一般講座の参加者数は、平成27年度1,566人に比べ平成28年度1,337人と減少しているが、地区住民運動会の雨天中止と、文化芸能のつどいの参加状況が影響している。各部屋の平均稼働率は13%で、平均すると一週間7日のうち1日利用されている稼働である。稼働率が高い部屋は37%である。</p> <p>・講座のある他の施設</p> <p>かがやきひろば中条（中条老人福祉センター）が、近隣にある。公民館講座とかがやきひろばの講座とで連携を図れるように、今年度か</p>

	<p>ら取り組み始めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1回の利用時間と利用回数制限 特になし</li> </ul> <p>◆建物の管理</p> <p>昭和54年に建設され古さを感じるが、平成32年度に支所と一体整備される。点検は、日々実施し、不具合があれば、担当課へ報告している。長野市公共施設等総合管理計画に定める「公共建築物保全マニュアル」を使った日常点検や周期点検、不具合箇所報告・対応シートによる報告はしていない。</p>
<p>21.2.4 会計処理や委託契約が規則等に則り適正に処理されているか</p>	<p>◆現金収納事務</p> <p>コピー機使用料（月千円ほど）が主。利用者が使用申込書に氏名、金額及び枚数を記載し職員が領収書を交付。翌月上旬に金融機関に入金する。</p> <p>◆利用手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用許可申請と許可書の交付 市指定の利用許可申請書による。</li> <li>・ 減免申請及び目的外使用 該当なし</li> </ul> <p>◆備品管理</p> <p>取得価額3万円以上のものを備品台帳に登録し、備品へはシール貼付して管理する。備品台帳と現物との突合せは折を見てしている。備品と現物との突合せ記録は残していないため、記録を残すことが望ましい。</p>

#### 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部については是正改善を要する事項が認められたので次に記載する。

#### （意見）建物・設備の管理について

建物や設備の点検については、日々実施し、不具合があれば、すぐに担当課（家庭・地域学びの課）へ報告しているとのことであるが、長野市公共施設等総合管理計画にそった「公共建築物保全マニュアル」に基づく点検・報告が望まれる。

## 第 22 その他の公民館

### 22.1 古牧公民館

名称	古牧公民館	
所在地	長野市西和田一丁目 12-1	
対象区域の人口	26,607 人	平成 29 年 4 月時点
対象区域の世帯	11,220 世帯	平成 29 年 4 月時点
分館・分室の有無	分館：無	分室：無
運営審議会開催月	6 月中旬 年 1 回開催	
指定管理者の有無	無	
指定管理者の名称	無	
指定管理料	無	
公民館予算額	平成 28 年度	7,010 千円
公民館活動の重点目標	<p>(1) 地域住民の学習要求・要望に応える学級・講座を開設し、生涯学習の推進を図ると共に、人と人との絆・人と地域の絆、生きがい創りに努める。</p> <p>(2) 自主的な学習や各種団体の活動を支援し、活力ある地域づくりの実現をめざす。</p> <p>(3) 人権に対する意識と感覚を高める学習を推進する。</p> <p>(4) 地区住民自治協議会の活動を支援すると共に、連携し事業を実施する。</p>	
一般事業の種類	次世代育成 高齢者学習 文化芸術 人権学習 食育 環境学習 地域力向上 成人祝賀 広報・調査資料収集 合計	2 事業 1 事業 4 事業 13 事業 5 事業 2 事業 5 事業 1 事業 1 事業 34 事業
成人学校の講座	Let's Enjoy English パッチワーク 旬の家庭料理	健康ヨガ 身近な草木の生き方に学ぶ 季節の花のアレンジメント
公民館の特徴	国立歴史民俗博物館・総合研究大学院大学を定年退職した井原今朝男名誉教授が、生まれ育った西和田に戻られたので、平成 27 年度から歴史講座「古牧の郷土史」を開講した。毎年、一回、古牧各地区の郷	

	土史の講義をお願いしている。地域住民は自分たちの地域の歴史について具体的に学ぶので、大変人気のある講座となっている。
--	--

## 22.2 古里公民館

名称	古里公民館	
所在地	長野市大字金箱 635-16	
対象区域の人口	13,683 人	平成 29 年 4 月時点
対象区域の世帯	5,567 世帯	平成 29 年 4 月時点
分館・分室の有無	分館：無	分室：無
運営審議会開催月	6 月初旬 年 1 回開催	
指定管理者の有無	無	
指定管理者の名称	無	
指定管理料	無	
公民館予算額	平成 28 年度	8,988 千円
公民館活動の重点目標	<p>(1) 住民のニーズに応じた講座等を充実し、生涯学習の推進を図る。</p> <p>(2) 住民自治協議会やその構成団体である地域公民館との連携を密にして活動を支援し、公民館事業を推進する。</p> <p>(3) いつでも気持ちよく利用でき、親しまれる公民館を目指し、公民館施設の利用を促進する。</p> <p>(4) 公民館活動を推進し、生きがづくり、健康づくり、人づくり、絆づくり、活力ある地域づくりを目指す。</p> <p>(5) 「ふるさと」の歴史や文化など、埋もれている良さの学習を推進し、郷土の再発見により郷土愛を育む。</p>	
一般事業の種類	次世代育成	4 事業
	女性学習	1 事業
	世代間交流	1 事業
	文化芸術	8 事業
	体育・レクリエーション	3 事業
	食育	6 事業
	環境学習	6 事業
	地域力向上	7 事業
	成人祝賀	1 事業
	広報・調査資料収集	1 事業
	展示	1 事業



	その他 合計	2 事業 41 事業
成人学校の講座	実用書道 茶道 心ときめく絵てがみ	太極拳 着付けと和装マナー
公民館の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古里未来楽校で受講生が古里地区内の史跡を巡り歴史を学んでいる。地区の過去を知り、未来を考える。</li> <li>・年 10 回シリーズの講座として料理教室を行い、受講生は、和洋中の料理を幅広く学んでいる。</li> <li>・環境講座が長続きしている。各地の池の水質を調査し、受講生は環境について考えている。</li> </ul>	

### 22.3 浅川公民館

名称	浅川公民館	
所在地	長野市浅川東条 328-1	
対象区域の人口	6,837 人	平成 29 年 4 月時点
対象区域の世帯	2,827 世帯	平成 29 年 4 月時点
分館分室の有無	分館：無	分室：有 1 室
運営審議会開催月	6 月 2 月 年 2 回開催	
指定管理者の有無	無	
指定管理者の名称	無	
指定管理料	無	
公民館予算額	平成 28 年度	7,845 千円
公民館活動の重点目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 人権感覚を高め、人間を尊重する心を育てる。</li> <li>(2) 地域住民がすすんで話し合い、地域づくりに参画するよう努める。</li> <li>(3) 地域公民館を通じて住民自治協議会活動を支援・協力し、地域の活力向上に努める。</li> <li>(4) 住民が時代に応じて生涯学び続けられるよう、その体制を整える。</li> <li>(5) 公民館報を発行し、情報センターとして充実するよう努める。</li> <li>(6) 各種機関・団体、学校との連携を深め、明るく健全な社会環境になるよう努める。</li> <li>(7) オリンピックで培った国際交流をもとに、国際理解をさらに進める。</li> </ol>	

一般事業の種類	次世代育成 高齢者学習 世代間交流 文化芸術 人権学習 食育 環境学習 地域力向上 読書推進 成人祝賀 広報調査 合計	3 事業 1 事業 4 事業 7 事業 3 事業 4 事業 1 事業 7 事業 1 事業 1 事業 1 事業 33 事業
成人学校の講座	囲碁 太極拳	
公民館の特徴	文化芸術・地域力向上等の数多くの講座が実施されている。昭和 61 年から地域の各種団体の公民館連合会、社会福祉協議会、人権啓発委員会、健康委員会、日赤奉仕団、育成会、浅川小 PTA などの協力を得ながら「冬期学級」として冬の期間に共催で講座を開いている。	

#### 22.4 大豆島公民館

名称	大豆島公民館	
所在地	長野市大字大豆島 1054-1	
対象区域の人口	12,580 人	平成 29 年 4 月時点
対象区域の世帯	4,983 世帯	平成 29 年 4 月時点
分館・分室の有無	分館：無	分室：無
運営審議会開催月	3 月上旬 6 月上旬 年 2 回開催	
指定管理者の有無	無	
指定管理者の名称	無	
指定管理料	無	
公民館予算額	平成 28 年度	8,159 千円
公民館活動の重点目標	(1) 基本的人権を尊重する人権同和教育講座に取り組んで、差別やいじめのない一人ひとりが大切にされる明るい社会を目指す。 (2) 成人学校及び各種の講座・学級を開設し、学習活動を通じて住民の教養の向上及び地域課題等の共有化を図る。 (3) 世代間の交流やグループの結び付きを図り、地域の教育力を高	

	める。 (4) 地域公民館の事業活動に協力し、地域に即応した行事・学習活動の充実を図る。 (5) 図書の貸し出しを行い、読書意欲の向上を図る。 (6) 社会教育団体の連絡・協調を通して、生涯学習の体制づくりを推進する (7) 子育て支援、環境問題など現代的課題にも積極的に取り組む。																						
一般事業の種類	<table border="0"> <tr><td>次世代育成</td><td>2 事業</td></tr> <tr><td>女性学習</td><td>1 事業</td></tr> <tr><td>高齢者学習</td><td>1 事業</td></tr> <tr><td>世代間交流</td><td>3 事業</td></tr> <tr><td>文化芸術</td><td>10 事業</td></tr> <tr><td>体育・レクリエーション</td><td>4 事業</td></tr> <tr><td>食育</td><td>3 事業</td></tr> <tr><td>環境学習</td><td>4 事業</td></tr> <tr><td>地域力向上</td><td>2 事業</td></tr> <tr><td>成人祝賀</td><td>1 事業</td></tr> <tr><td>合計</td><td>31 事業</td></tr> </table>	次世代育成	2 事業	女性学習	1 事業	高齢者学習	1 事業	世代間交流	3 事業	文化芸術	10 事業	体育・レクリエーション	4 事業	食育	3 事業	環境学習	4 事業	地域力向上	2 事業	成人祝賀	1 事業	合計	31 事業
次世代育成	2 事業																						
女性学習	1 事業																						
高齢者学習	1 事業																						
世代間交流	3 事業																						
文化芸術	10 事業																						
体育・レクリエーション	4 事業																						
食育	3 事業																						
環境学習	4 事業																						
地域力向上	2 事業																						
成人祝賀	1 事業																						
合計	31 事業																						
成人学校の講座	<table border="0"> <tr><td>絵画教室</td><td>パッチワーク</td></tr> <tr><td>太極拳（初級）</td><td>オカリナを愉しむ</td></tr> <tr><td>太極拳（中級）</td><td>IT たのしく学べるエクセル</td></tr> <tr><td>ピラティスヨガ</td><td></td></tr> </table>	絵画教室	パッチワーク	太極拳（初級）	オカリナを愉しむ	太極拳（中級）	IT たのしく学べるエクセル	ピラティスヨガ															
絵画教室	パッチワーク																						
太極拳（初級）	オカリナを愉しむ																						
太極拳（中級）	IT たのしく学べるエクセル																						
ピラティスヨガ																							
公民館の特徴	大豆島原産名菊「巴の錦」苗頒布会 大豆島原産名菊「巴の錦」花芽管理講習会 大豆島原産名菊「巴の錦」菊花展 大豆島原産名菊「巴の錦」菊観賞会																						

## 22.5 芋井公民館

名称	芋井公民館	
所在地	長野市大字桜 600-49	
対象区域の人口	2,247 人	平成 29 年 4 月時点
対象区域の世帯	969 世帯	平成 29 年 4 月時点
分館分室の有無	分館：無	分室：無
運営委員会開催月	6 月 2 月 年 2 回開催	
指定管理者の有無	有	

指定管理者の名称	芋井地区住民自治協議会																		
指定管理料	平成 28 年度 9,932 千円																		
公民館活動の重点目標	<p>(1) 人権教育の促進。基本的人権を尊重する人権教育に取り組んであらゆる差別やいじめの無い人間尊重に根ざした明るい地域・家庭づくりを目指す。</p> <p>(2) 講座・学級の開設。学習内容・方法を工夫し地域の課題など特色ある講座の充実に努める。</p> <p>(3) 家庭・地域の教育力の向上。「あそびの広場」や「公民館子ども教室」等を通じ学校・家庭・地域が三者一体となり事業を展開することにより、家庭・地域の教育力の向上を図る。</p> <p>(4) 文化活動を推進し地域文化の継承と芸術文化の振興に努め住民の心の交流を深める。</p> <p>(5) 地域住民の健康増進と親睦・融和を図るため、各種スポーツ行事を開催する。</p> <p>(6) 公民館報を発行し公民館活動を広報するとともに地域の情報を提供する。</p> <p>(7) グループ・サークル団体の育成に努める。</p> <p>(8) 地域公民館の活動を支援し共に地域の活力向上に努める。</p>																		
一般事業の種類	<table border="0"> <tr> <td>次世代教育</td> <td>2 事業</td> </tr> <tr> <td>文化芸術</td> <td>5 事業</td> </tr> <tr> <td>体育・レクリエーション</td> <td>5 事業</td> </tr> <tr> <td>食育</td> <td>1 事業</td> </tr> <tr> <td>環境学習</td> <td>2 事業</td> </tr> <tr> <td>地域力向上</td> <td>20 事業</td> </tr> <tr> <td>成人祝賀</td> <td>1 事業</td> </tr> <tr> <td>広報・調査資料収集</td> <td>1 事業</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>37 事業</td> </tr> </table>	次世代教育	2 事業	文化芸術	5 事業	体育・レクリエーション	5 事業	食育	1 事業	環境学習	2 事業	地域力向上	20 事業	成人祝賀	1 事業	広報・調査資料収集	1 事業	合計	37 事業
次世代教育	2 事業																		
文化芸術	5 事業																		
体育・レクリエーション	5 事業																		
食育	1 事業																		
環境学習	2 事業																		
地域力向上	20 事業																		
成人祝賀	1 事業																		
広報・調査資料収集	1 事業																		
合計	37 事業																		
成人学校の講座	無																		
公民館の特徴	平成 27 年 4 月 1 日から芋井地区住民自治協議会による指定管理がスタートした。歴史と文化に育まれた自然多き地域の特性を生かし、文化芸術・体育レクリエーション等の数多くの講座が実施されている。																		

## 22.6 七二会公民館

名称	七二会公民館																						
所在地	長野市七二会丁 151 番地																						
対象区域の人口	1,592 人 平成 29 年 4 月時点																						
対象区域の世帯	744 世帯 平成 29 年 4 月時点																						
分館・分室の有無	分館：無 分室：無																						
運営委員会開催月	概ね 7 月 年 1 回開催																						
指定管理者の有無	無																						
指定管理者の名称	無																						
指定管理料	無																						
公民館予算額	平成 28 年度 5,373 千円																						
公民館活動の重点目標	<p>(1) 地域課題を掘り起し、地域の一人ひとりの生活要求や願いを的確にとらえ、それを学習課題にすえて、場外にわたって必要な学習のための諸講座・学級等の開設に努める。ひいては、人づくり、地域づくりが総合的に推進することを支援する。</p> <p>(2) 課題解決への主体的取り組みと公民館の特徴ある活動を通じて、人間尊重の精神、住民の連帯感の醸成・自治能力の向上を目指し、生涯学習の推進を図る。</p>																						
一般事業の種類	<table> <tr> <td>次世代育成</td> <td>6 事業</td> </tr> <tr> <td>世代間交流</td> <td>1 事業</td> </tr> <tr> <td>文化芸術</td> <td>5 事業</td> </tr> <tr> <td>体育・レクリエーション</td> <td>8 事業</td> </tr> <tr> <td>人権学習</td> <td>2 事業</td> </tr> <tr> <td>食育</td> <td>2 事業</td> </tr> <tr> <td>環境学習</td> <td>3 事業</td> </tr> <tr> <td>地域力向上</td> <td>4 事業</td> </tr> <tr> <td>情報</td> <td>1 事業</td> </tr> <tr> <td>成人祝賀</td> <td>1 事業</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>33 事業</td> </tr> </table>	次世代育成	6 事業	世代間交流	1 事業	文化芸術	5 事業	体育・レクリエーション	8 事業	人権学習	2 事業	食育	2 事業	環境学習	3 事業	地域力向上	4 事業	情報	1 事業	成人祝賀	1 事業	合計	33 事業
次世代育成	6 事業																						
世代間交流	1 事業																						
文化芸術	5 事業																						
体育・レクリエーション	8 事業																						
人権学習	2 事業																						
食育	2 事業																						
環境学習	3 事業																						
地域力向上	4 事業																						
情報	1 事業																						
成人祝賀	1 事業																						
合計	33 事業																						
成人学校の講座	無																						
公民館の特徴	公民館の社会教育と小中学校の学校教育がうまく噛み合っており、七二会公民館の事業の良さといえる。																						

## 22.7 戸隠公民館

名称	戸隠公民館
所在地	長野市戸隠栃原 4789 番地
対象区域の人口	3,606 人 平成 29 年 4 月時点
対象区域の世帯	1,504 世帯 平成 29 年 4 月時点
分館分室の有無	分館：無 分室：無
運営審議会開催月	2 月 年 1 回開催
指定管理者の有無	無
指定管理者の名称	無
指定管理料	無
公民館予算額	平成 28 年度 8,352 千円
公民館活動の重点目標	(1) ニーズに即応した講座の充実 (2) 親子の学び、地域の学びの展開 (3) サークル・グループ活動の支援 (4) 地域公民館との連携 (5) レクリエーション・人権学習等の運営
一般事業の種類	次世代教育 5 事業 女性教育 3 事業 文化芸術 5 事業 体育・レクリエーション 4 事業 人権学習 21 事業 環境学習 5 事業 地域力向上 9 事業 情報 1 事業 読書推進 1 事業 成人祝賀 1 事業 広報・調査資料収集 1 事業 合計 56 事業
成人学校の講座	無
公民館の特徴	自然と歴史の宝庫である地域の特性を生かし、数多くの講座が実施されている。とくに農作業等ができにくい冬の期間に「冬にチャージ」と題して 7 回の連続講座を設定している。

## 22.8 鬼無里公民館

名称	鬼無里公民館	
所在地	長野市鬼無里 207 番地 4	
対象区域の人口	1,417 人	平成 29 年 4 月時点
対象区域の世帯	671 世帯	平成 29 年 4 月時点
分館分室の有無	分館：有 3 館 分室：無	
運営審議会開催月	6 月 年 1 回開催	
指定管理者の有無	無	
指定管理者の名称	無	
指定管理料	無	
公民館予算額	平成 28 年度 10,138 千円	
公民館活動の重点目標	<p>(1) 利用者のニーズに応じた学級や講座を開設する。</p> <p>(2) 住民自治協議会や学校等地域の関係団体と連携を図り、子育て支援や家庭・地域の教育力の向上を目指した学級・講座を企画する。</p> <p>(3) 本館、分館との連絡・協調を図り、地域住民が積極的に参加できる事業や生涯学習活動を推進する。</p> <p>(4) 本館及び分館施設の適正な維持管理と環境整備を進め、地域住民の一層の利用を促進する。</p> <p>(5) 公民館報やホームページを活用し公民館活動を積極的に広報する。</p>	
一般事業の種類	次世代教育 女性学習 高齢者学習 世代間交流 文化芸術 体育・レクリエーション 人権学習 環境学習 地域力向上 成人祝賀 広報・調査資料収集 合計	2 事業 1 事業 1 事業 3 事業 2 事業 2 事業 1 事業 2 事業 7 事業 1 事業 1 事業 23 事業
成人学校の講座	無	
公民館の特徴	本館と 3 つの分館があり、数多くの講座が実施されている。特に、のびのび子育て講座は、平成 7 年から開講しており、平成 10 年からは	

	<p>現在のように通年で実施され、乳幼児子育て世代の親子の学びとして定着し、地区内はもとより地区外からの受講者も多い。</p> <p>わんぱく教室は屋外での活動を多く取り入れ、自然に親しみながら郷土の自然環境を学ぶ工夫をしている。</p>
--	---

## 第 23 各公民館に関わる全体的な指摘・意見等

### 23.1 設置目的に従った運営がなされているか

#### (意見) 公民館設置目的の表示

利用者アンケートの結果から、開館時間の延長対応や、設備に関してなど、地域住民の要求に対して、公民館はすべてに応えなければいけないような意識があるように感じられた。このような意識が生まれるのは、公民館にその設置目的を正確に利用者に伝えるすべがなかったことが原因と考えられる。社会教育法の適用を受ける限り、公民館は、生涯学習の場として、営利を目的とせず、それぞれの地域において貢献することを目的としていることから、その趣旨を周知すべきであると考えられる。

よって、全公民館の受け付け窓口周辺に公民館設置目的を表示し、利用者のためであれば何でもしてくれるといった意識を払拭するため利用者に周知されたい。

#### (意見) 公民館運営審議会の効果的運用について

社会教育法第 29 条第 11 項及び長野市立公民館条例第 13 条により指定管理者が管理する公民館以外の公民館に公民館運営審議会を設置するとしている。

公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、各種事業の企画実施について調査審議することを目的としている。各公民館によってその開催の時期は、不統一である（各公民館の概要参照）。また、開催回数は、年に 1 回開催の公民館がほとんどであり、審議会委員の任期は 2 年となっている。事前に資料が配布されない場合もあり、事前準備ができないうえに、本来の目的である各種事業の企画実施について調査審議は不十分となっていると思われる。

各公民館は毎年度初めの 4 月末日までに前年度の事業実績報告と当該年度の事業計画書を教育委員会宛に提出を義務付けられており、審議会の目的である各種事業の企画実施についての調査審議については、各館でのこれまでの慣例もあると思うが、教育委員会に提出される前に開催される事が望ましいと思われる。

### 23.2 施設は効率的かつ有効に運営されているか

#### (意見) 各公民館展示物の管理責任の明確化

各公民館では、講座やサークル活動の成果を発表する場のひとつとして、公民館内で作品を展示することがある。また、地域の方から積極的に貴重な資料や展示物をお預かりし、一定の期間、館内で展示することもある。展示期間中、展示物が破損した場合、



展示物提供者と公民館との間で、責任の所在が問題になる場合がある。そのため、これら作品や資料を展示するに当って、一部の公民館では、「公民館ロビー展示場所使用許可申請書」の記載を展示者に求め、責任の所在を明確にしている。

各公民館での聞き取り調査では、展示の管理について展示物提供者やサークル代表者などに承諾書を求めている館もあった。また、「公民館ロビー展示場所使用許可申請書」の提示、説明もなかったことから、この申請書が各館で共有されていないと思われる。

展示物が思い入れのある作品や貴重な資料であることもあろうから、破損した場合の責任の所在が不明確では、思わぬ問題に発展する可能性がある。

よって、展示物の所有者やサークルの代表者から展示物の管理に関する承諾書の提出を求めることができるよう、「公民館ロビー展示場所使用許可申請書」の周知の徹底を図られたい。

(意見) ブロック単位での公民館運営について

個々に活動している公民館について、組織的に連携して運営することが望まれる。

現在は、市内に 29 館の公民館があるが、基本的に各館それぞれに活動を行っている。隔月で館長会議を開催しており、館長同士のつながりによる連携もあるが、連携は館長の裁量によっている。各館が独自に活動することは、それぞれの館長に責任感が生まれる良い面もあるが、組織の力を活かした公民館の運営も望まれる。

例えば、近隣の複数の公民館を統括するブロック長を置き、29 館の公民館を 4 から 5 ブロックに分けて公民館の運営にあたってはどうだろうか。

一例として、鳥取県松江市では、32 の公民館が 5 つのブロックに分かれ、近隣の公民館がブロック単位で連携している。各公民館に任せる方法も良いが、ブロック単位で公民館の連携ができるのであれば講座運営の負担軽減や、他館の活動を見る機会を増やすことによる相乗効果、各館単独になっている属人的な運営ノウハウがブロックで共有され、職員が交代しても承継できると考えられる。さらに、中山間地域では人口減少の進行に伴い、将来的には単独での運営が厳しい館も想定されるため、今から近隣の公民館の間で連携することは有効であると思われる。

また、少ない職員数で担当課が 29 館全てを直接管理することには限界があると思われる。担当課は 4 から 5 ブロックを重点的に管理する方が、担当課による公民館への統制もしやすくなると思われる。長野県は、市立公民館数全国一をほこり、地域に公民館が根差している。地域住民の集う場所に公民館がなっており、さらなる公民館の活躍に期待したい。

(意見) ホームページを利用した情報発信について

担当課が主体となったホームページの運用が望まれる。長野市の第二次生涯学習推進

計画では、「ホームページやSNSを活用し、市立公民館の情報を積極的に発信する」を掲げている。市立公民館29館のホームページを見ると、講座の周知や活動報告について、積極的に掲載し更新をする館が10館ほどある一方、情報をあまり掲載しない館が多い。

また、公民館の重点目標には、「市民が自主的に仲間と学べる環境づくりへの支援」を掲げている。公民館のホームページに、公民館を利用した自主サークルやクラブの活動の状況を掲載することで、活動の輪を広げるきっかけになるとも思われるが、自主サークルやクラブの活動状況を掲載する館は、2館しかない。公民館ごとに情報量の差があまり生じないような対応が望まれる。

事務負担を減らしつつ、公民館ごとの情報量の均衡を保てるよう、例えば、ホームページにおける講座の周知について、担当課が各公民館にひな形を提供することが考えられる。鳥取県松江市の例では、講座案内、講座報告、1ヶ月分のカレンダーをのせた両面一枚の「公民館だより」をPDF形式で毎月ホームページに掲載している。現在、各公民館で概ね3ヶ月に1回発刊している館報や、個別講座のホームページ掲載等を両面1枚の「公民館だより」にまとめることも考えられる。

#### (意見) 地域の小・中学校との連携について

運営審議会の委員に、その地区の小・中学校長が就任していることがある。公民館館長が、学校評議員会の委員となっている公民館もあるので、一定の連携が取れている館もある。しかし、高齢化が益々進んでいく中、地域連携を如何に強化していくのか、また、地域住民の将来における組織的活動を考慮すると、今後の公民館の運営において、若い世代との連携体制を確立していくことが求められる。そのためにも、小・中学生の公民館に対する存在意義や役割に対する理解を深め、将来を見据えた地域連携に備えていく必要性を感じる。

長野県では、学校と地域住民の協働による地域に開かれた信頼される学校づくりを目指して、各学校が地域との間に築き上げてきた土台の上に、新たに(1)学校運営参画、(2)学校支援、(3)学校評価機能を一体的・持続的に実施する仕組みである「信州型コミュニティスクール」を進めている。この信州型コミュニティスクールでは、公民館の講座で習った事を生かして学校で講師役になって児童や生徒に教えていく事も視野に入れている。各種の講座を開催する公民館は、地域にどのような人材がいるのか知ることができるので、学校と地域住民とのつなぎ役を担うことができ、地域連携強化の一役を担える大きな力となるはずである。

更北公民館や芹田公民館は、すでに地区内の学校と連携し、講座の指導者や受講者の中から学校活動に協力できる方を紹介しているので、参考事例として取り上げ、他の公民館でも取り組みを研究されたい。

(意見) 各公民館の展示物の周知

各公民館を訪問した際に、歴史的に重要な資料や展示物となりうる史物があることが再認識できた。しかしながら、これらの資料等はそれぞれの公民館で展示されているだけで、他の公民館では展示されることはない。また、このような資料等があることについても積極的に周知されていない。

市のホームページには、各公民館の情報が公民館ごとに掲載されているので、この公民館には、このような展示物が展示されているといったページを作成し、合わせてサークルの展示物情報も掲載すれば、各公民館利用者相互の交流にも繋がりを持たせられる可能性が出てくると思われる。各公民館の利用者同士の交流を積極的に支援する意味でも、そのような展示物情報提供の場を設けるよう検討してほしい。

(意見) 各公民館の設備修繕計画の周知徹底

担当課では、各公民館から建物や設備の修繕に対する要望を取りまとめたうえで、実際にその内容から緊急性の高い順に修繕を実施している。しかし、その年度の修繕計画に挙がらない等、その顛末について各公民館に周知されておらず、どちらかというところ一方通行の対応となっている。要望に対する結果の周知がなされないのは、各公民館において、利用者への説明・対応等に苦慮すると思われる。従って、修繕の要望を出した公民館に対して緊急性及び公平性の観点から説明できるような対応が望まれる。

### 23.3 会計処理・委託契約等適正に処理されているか

(指摘) コピー・印刷機・プリンター使用申込書の管理強化

各公民館において、利用者からコピー等の依頼があった場合は、コピー・印刷機・プリンター使用申込書に必要事項を記入してもらい、印刷又はコピーした枚数に基づいて料金の收受を行い、使用申込書下段の領収書を切り離して利用者発行している。使用申込書は複写式でなく、また、中には連番を付していない公民館があった。

印刷機やコピー使用による現金收受の額は、それほど多額ではないが、金額の多寡にかかわらず正確性が担保できる管理が要求される。平成28年事務担当者会議において現金管理を含め説明しているとのことであるが、金額が僅少であること、他の業務に追われることを理由に徹底されていない。そこで、現金收受の際の勘違いや、現金管理の過程における間違いを未然に防止するため、また、後日確認の際の証拠確保の観点からも、当該申込書の余白に連番号を付すことが望ましい。

(意見) 寄附された備品管理の統一的ルール

各公民館では、台帳をもとに備品管理をしているところである。しかし、地域住民からの寄附による備品については各公民館による対応がまちまちである。

ある公民館では寄附された備品については、備品台帳による管理から除外し、別の公

民館では、寄附であっても公民館で管理する趣旨から備品台帳に登録している。

寄附であっても、備品管理台帳に記載され管理することが望ましいと思われる。備品台帳への記載は、3万円からと規定されており、寄附された物品が3万円(消費税抜き)以上の場合は記載されなければならない。再度、各公民館に指導を徹底し、この規定に従い管理されていくべきと判断する。

#### 23.4 指定管理者制度は、基本協定書に則り、有効かつ適切に活用されているか (意見) 公民館への指定管理者制度導入に係る説明会・協議の記録について

家庭・地域学びの課では、各公民館の管理運営について、指定管理者制度の導入を推進するために、各住民自治協議会に対して説明会・勉強会を平成21年以降、以下のよう  
に実施している。

平成21年度	6回	平成22年度	6回
平成23年度	39回	平成24年度	9回
平成25年度	17回	平成26年度	26回
平成27年度	18回	平成28年度	29回

しかしながら、訪問記録や会議録を閲覧したところ、時系列でなかったり、記載の内容が不十分であったりして、これまで具体的にどのようなやり取りがあり、どこまで理解が得られたのか確認ができない状況であった。

指定管理者の受託先に、各地区の住民自治協議会を対象として推進しているが、市の担当課や住民自治協議会において、人事異動や役員任期によって人員が入れ替わることから、過去の過程が不明確では、同じことを繰り返してしまう恐れがあるため、効率的、効果的に推進できているのか疑問である。

従って、今後は、指定管理者制度に移行していない地区での住民自治協議会の理解を深めるため、また、担当課の事務効率の面からも、議論の進捗の程度が分かるように面談や質疑の内容などの記録を整備することが望まれる。

## 第 24 他の市有施設で開設される講座との連携

### 24.1 他市有施設で開設される講座の種類と概要

長野市の市立公民館では、社会教育法第 22 条に則り、定期講座、講習会や体育・レクリエーション活動等を企画し、運営している。

市全体を見ると、例えば、軽運動や英会話、フラワーアレンジメントなどの公民館の講座と類似するような講座が、その設置目的に則って、公民館以外の市有施設でも開催されている。これらの概要は以下のとおりである。

講座の種類は、講座内容から判断して、公民館講座の分類に合わせた。なお、市立公民館が開催する啓発を目的とした講座については、検討から除外した。

#### ◆市有施設の概要と講座の種類

施設名	条例の設置目的と利用者	講座の種類
公民館 (59 館)	社会教育法第 20 条に規定する目的を達成するため、公民館を設置する。 第 20 条抜粋「 <u>市町村その他一定区域内の住民のために</u> 、 <u>実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</u> 」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受講者総数 188,342 人</li> <li>・延べ開催回数 7,391 回</li> </ul> 52%：文化芸術（成人学校書道等や作品展、ふれあいコンサート等） 24%：軽運動（地区スポーツ大会等） 9%：次世代（ふれあい広場、講演等） 8%：学習（成人学校英会話等） 3%：料理（成人学校料理教室等） 2%：人権教育（講演等）
生涯学習センター (1 施設)	生涯学習及び交流の場を提供するとともに、生涯学習活動を総合的に支援し、もつて生涯学習の振興に資するため、生涯学習に関する中核的施設として設置する。 ※利用者の条項はない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受講者総数 1,494 人</li> <li>・延べ開催回数 36 回</li> </ul> 61%：学習（社会情勢、身近な疑問等を地域講師から学ぶものや、長野県短期大学講師や地域経営者等から学ぶ講座） 38%：次世代（子育てトークとサイエンスショー）
勤労者女性会館 しなのき (1 施設)	勤労者及び女性の福祉の増進に資するとともに、市民活動を助長し、及び男女共同参画社会の実現を図るため、会館を設置する。 ※利用者の条項はない。	受講者総数 -人、延べ開催回数 -回 - %：運動（らくらく体操、ストレッチ等） - %：文化芸術（折り紙、着付け等） - %：次世代（キッズダンス） - %：学習（相続基礎等）
働く女性の家 (2 施設)	女性労働者の福祉の増進を図るため、女性の家を設置する。 利用者は、 <u>市内に居住する女性労働者、市内の事業所に勤務する女性、そ</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受講者総数 38,439 人</li> <li>・延べ開催回数 2,749 回</li> </ul> 61%：運動（ヨガ、ストレッチ等） 37%：学習（英会話、FP 検定等）、

	<p>の他市長が特に認める者とする。</p>	<p>文化芸術（フラワーアレンジメント、陶芸等）、次世代（親子リズム等） 2%：料理（アジアンからデザートと様々）</p>
<p>勤労青少年ホーム （3施設）</p>	<p>勤労青少年の福祉の増進及び健全な育成を図るため、福祉施設を設置する。 利用者は、<u>市内に居住し、又は市内の事業所に勤務する35歳以下の勤労者、その他市長が特に認める者とする。</u></p>	<p>・受講者総数 13,032 人 ・延べ開催回数 1,673 回 61%：運動（ヨガ、ハイアソフ等） 16%：学習（英会話、FP検定等） 10%：文化芸術（華道、茶道等） 8%：料理（アジアンからデザートと様々） 4%：次世代（親子プレ・リズム）</p>
<p>サンライフ長野 （1施設）</p>	<p>中高年齢労働者の雇用の促進及び福祉の向上を図るため、センターを設置する。 利用者は、<u>市内に居住し、又は市内の事業所に勤務するおおむね45歳以上の者、中高年齢労働者の雇用の促進又は福祉の増進を目的とする活動を行う者、その他市長が特に認める者とする。</u></p>	<p>・受講者総数 43,877 人 ・延べ開催回数 2,928 回 83%：運動（ヨガ、ストレッチ、健康体操、ソフトボール、卓球、エアロビクス等） 9%：学習（英会話、ボールペン字等） 6%：文化芸術（謡曲、童謡を歌う等） 2%：次世代（キッズダンス）</p>
<p>老人福祉センター （12施設）</p>	<p>地域福祉活動の促進を図るとともに、高齢者の福祉の増進を図るため、センターを設置する。 利用者は、<u>市内に居住する60歳以上の者、市内に居住する者で、地域福祉に関する活動をしようとするもの、その他市長が特に認める者とする。</u></p>	<p>・受講者総数 34,264 人 ・延べ開催回数 1,621 回 41%：運動（健康体操、ストレッチ、ハイアソフ等） 39%：文化芸術（歌、ハーモニカ、ねんど等） 9%：趣味（カラオケ、マージャン、マジック等） 9%：学習（認知症講座、脳活等）</p>

\*補足：「講座の種類」の%は、受講者数の割合による。公民館の成人学校は在籍数と講座数に「12回×3期分」を乗じて試算した。講座の分類は、公民館での分類を基に区分を振り分け、一部講座名に応じた修正をした。なお、老人福祉センターは平成27年度の受講者総数及び延べ開催回数を記載し、講座開催数の割合としている。勤労者女性会館しなのきは、平成28年度講座の分類のみ記載した。働く女性の家は、基礎データの都合上、学習、文化芸術、次世代を一体として区分している。

## 24.2 施設ごとの講座受講料の比較

公民館以外の市有施設で開催する講座受講料について、以下のとおり比較した。

講座名をもとに抽出しているため、対象者、受講者の習熟度、開催頻度、開催時間、1回当たりの時間など講座の質の面で異なる可能性がある。しかし、受講料を比較すると、市有施設の受講料は、施設ごとに原価を積み上げて受講料を決定していることや、施設設置目的に関連させて、類似する講座であっても、無料であったり、有料であったりと施設によって異なる。生涯学習センターの講座は、講師の報酬を参加者が負担する程度の料金設定にして200円や300円の受講料としているとのことである。市立公民館の無料講座でも、経済講座など生涯学習センターの講座に類似するものがある。

また、市内では、カルチャーセンターなど民間施設でも公民館の講座と類似する講座を開催している。例えば、書道を例にとると、ある民間の教室では月額4,000円で、1回当たり1,000円程度である。一方、公民館の成人学校では、1回当たり666円、働く女性の家は310円、勤労青少年ホームは310円、老人福祉センターは100円である。公的部門としての役割を踏まえつつも、市場性を考慮する必要もある。

公民館講座の有料化については、平成25年度に、「行政サービスの利用者の負担に関する基準」に基づいて、検討を行っている。この検討過程では、コスト計算の基準が見直されていないこと、市の類似サービスが基準どおりになっていないこと、また、29館全体の収入見込み額に対して職員の事務量との比較から効率性が望めないとして検討を終了している。

市立公民館の講座では、教材費や材料費の実費を別途徴収することもあり、講座に要する費用と捉えるならば講師報酬も実費と考えることができる。講師報酬を受講料で賄うことができれば、講座を充実でき、また、利用者の満足度も高まり、公民館の活性化につながると考えられる。

利用者アンケートの結果を見ると、一部に利用者の負担で経費の補てんをすることや、必要ならば費用負担をするといった費用徴収を受容する意見があるので、講座の有料化に当たって利用者の理解が得られると思われる。

### ◆ 1回あたりの講座受講料の比較

施設名称	受講料	主な講座の分類
公民館	(成人学校)  666円	文化芸術（書道、茶道、陶芸、着付け、絵画、刳り等） 運動（ヨガ、ハイインフラ、健康体操、太極拳等） 学習（英会話、韓国語、中国語等） 料理（家庭料理、そば打ち、パン等）
	無料	文化芸術（茶道、陶芸体験、着付け、フラワーアレンジメント等） 運動（ヨガ、ストレッチ、体操等） 学習（パソコン、教養講座、経済講座等）

		料理（おやき、やしょうま、そば打ち、デザート等）
生涯学習 センター	300 円	経済セミナー、市民カレッジ
	200 円	教えて常識塾（身近な疑問等を地域講師から学ぶ）等
勤労者女性 会館しなの き	540 円	次世代（キッズダンス） 文化芸術（着付け、カキ等） 運動（ヨガ、ストレッチ、ハイインフラ、ベリーダンス等） 学習（相続基礎講座等）
働く女性の 家	310 円	次世代（プレミックス等） 文化芸術（書道、陶芸、着付け、フラワーアレンジメント等） 運動（ヨガ、ストレッチ、ハイインフラ、健康体操等） 学習（英会話、韓国語、中国語、ペン字、相続基礎等） 料理（パン、和食、おやき、やしょうま、デザート等）
勤労青少年 ホーム	540 円	運動（ヨガ、ストレッチ、ハイインフラ、ピラティス） 学習（英会話）
	310 円	次世代（プレミックス等） 文化芸術（書道、陶芸、着付け、フラワーアレンジメント、カキ等） 運動（ヨガ、ストレッチ、ハイインフラ、ベリーダンス等） 学習（英会話、韓国語、ペン字等） 料理（家庭料理、パン、そば、デザート等）
サンライフ 長野	540 円	次世代（キッズダンス）
	310 円	文化芸術（陶芸、着付け、スケッチ、フラワーアレンジメント等） 運動（ヨガ、ストレッチ、ハイインフラ、健康体操、太極拳等） 学習（英会話、ペン字、相続対策等）
老人福祉 センター	100 円	文化芸術（書道等）、 運動（ヨガ、ストレッチ、ハイインフラ、健康体操等）、 学習（ペン習字、パソコン等）

\*補足：受講料のほかに別途実費の教材費や材料費がかかる講座がある。公民館の成人学校は1期間8,000円を開催数の12で按分した金額とした。講座の期間は、公民館成人学校は通年または4カ月、無料講座は、1回限りの開催が多い。生涯学習センターは2から4カ月程度の連続講座。勤労者女性会館しなのき、働く女性の家、勤労青少年ホーム、サンライフ長野は、1回限りの講座もあるが4カ月程度の期間の連続講座もある。

なお、主に他施設と類似する講座を抜粋したが、講座の質や難易度、受講者の性別や世代別の比較はしていない。



(意見) 公民館講座の有料化の再検討について

「行政サービスの利用者の負担に関する基準」では、受講料徴収のための費用と見合わない場合は、利用者に負担を求めないことができるとしているが、同時に3年経過した時点での再検討、見直しをすることとしている。平成28年度はこの見直しの時期に当たるが、指定管理者制度への移行を優先することを理由に、有料化の再検討はなされていない。「行政サービスの利用者の負担に関する基準」に基づき、意識啓発を目的とした講座を除き、講座の有料化について再検討することが望まれる。

(意見) 市有施設間での受講料の統一について

講座名をもとに抽出しているため、受講者の習熟度、開催頻度、開催時間、1回当たりの時間など講座の質の面で異なる可能性がある。しかし、受講料の比較を見る限り、類似する講座を開催しているように見受けられる。利用者からすると類似する講座を受講するにもかかわらず、施設が異なるだけで受講料が異なるのは理解しづらい。類似する講座を開催するのであれば、市有施設間の受講料を統一することが望ましい。

### 24.3 市立公民館と他の市有施設の連携

中条地区において、公民館と老人福祉センターとが75歳以上の高齢者を対象とした健康づくり講座で連携する取り組みを始めているが、市立公民館と他の市有施設とは講座運営について、連携をしていない館がほとんどである。他の市有施設の講座内容を市立公民館と比べると、類似するものも見受けられる。

そこで、担当課は異なるが、公民館と距離が近く連携の効果が高いと思われる「勤労女性会館しなのき」、「働く女性の家」、「勤労青少年ホーム」、「サンライフ長野」について、北部、中部、南部の地域ごとに近隣の市立公民館の講座と比較した。地域別比較施設の概要と講座の比較は、以下のとおりである。

傾向として、市立公民館は、次世代、文化芸術の講座が充実し、そのほか所在地区の多くの住民が参加する行事がある。比較した施設では、軽運動(ヨガ等)が特に充実し、英会話などの学習講座が多い。

なお、公民館の講座内容を見ると高齢者向けの健康づくり講座は少ないので、ここでは老人福祉センターを比較の検討から除外した。

#### 24.3.1 北部

吉田公民館と北部勤労青少年ホームは、直線距離で約400mと近い。

吉田公民館の講座は、次世代育成から、文化芸術、運動、人権研修、食育、学習と幅広い。3つの行事(吉田町文化祭、町民運動会、野球・ソフトバレー大会)の参加者は3,100人で、総数の約4割を占める。

北部勤労青少年ホームは、ヨガ等の軽運動の開催が半数を占め、英会話などの学習と

合わせ8割を超える。程度の差はあるかもしれないが、類似する講座も見受けられる。

施設が近く、北部勤労青少年ホームの建物は昭和47年建設と老朽化しつつあることから、平成9年建設の吉田公民館の建物に講座を集約することの可能性がある。

◆施設の概要

	吉田公民館	北部勤労青少年ホーム
所在地	吉田地区	吉田地区
建築年月	平成9年11月	昭和47年3月
施設外観		
地図		

◆講座の比較

	吉田公民館	北部勤労青少年ホーム
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受講者総数 8,196 人</li> <li>・延べ開催回数 246 回*</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受講者総数 5,047 人</li> <li>・延べ開催 561 回</li> </ul>
次世代	小・中・高校生ステージ発表、グランドゴルフ三世代交流、子育てフリーデー、子育て講座等	プレリトミックス
文化芸術	吉田町文化祭、女性の浴衣着付け教室、フラワーアレンジメント、門松づくり、陶芸体験教室 (成人学校)：着付とマナー、書道	茶道入門、フラワーアレンジメントクラフトテープで作る夏バック、羊毛フェルトで作る干支、白い食器に絵付け
運動	町民運動会、野球・ソフトバレー大会、(成人学校) ヨガ	バランスアップ ヨガ、ハワイアンフラ、ピラティス、筋力アップストレッチ、ママのためのフィットネス、バドミントン、硬式テニス中級、Jポップダンス等

人権	人権同和教育研修会、推進の集い	—
料理 食育	男性の料理教室、やしょうま作り、 (成人学校)：たのしい料理、たの しいパン作り	楽しい簡単クッキング、メキシカンタコス、牛乳 パックで作るカステラ、オリーブオイルで作るド ライフルーツパウンドケーキ、贅沢ロースビーフと パエリア、大人のモンブラン、かこのトマトクリーム パスタ等
学習	野鳥観察会、身につく日常のマナー 講座	英会話(初心者から中級)、韓国語、 はじめての株式・債券・投資信託、 コーチング講座、手話体験講座等

\*参加者総数、開催回数は、成人祝賀会、使用団体説明会を含まない。成人学校は在籍数と講座数に「12回×3期分」を乗じて試算した。

#### 24.3.2 中部①

三輪公民館と柳町働く女性の家は、直線距離約400mと近い。

三輪公民館は、次世代育成や、三輪教養大学、信濃の歴史講座で約1,000人を集める。柳町働く女性の家は、講座の半数を占める軽運動講座と英会話などの学習や、文化芸術講座が充実している。程度の差はあるかもしれないが、類似する講座も見受けられる。

施設が近く、柳町働く女性の家の建物は昭和53年建築と老朽化が進みつつあることから、平成11年建設の三輪公民館の建物に講座を集約することの可能性がある。

#### ◆施設の概要

	三輪公民館	柳町働く女性の家
所在地	三輪地区	三輪地区
建築年月	平成11年2月	昭和53年3月
施設外観		



◆講座の比較

	三輪公民館	柳町働く女性の家
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受講者総数 4,020 人</li> <li>・延べ開催回数 207 回*</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受講者総数 21,662 人</li> <li>・延べ開催回数 1,618 回</li> </ul>
次世代	子育てセミナー、キッズ体験、いきいき子育て	プレリトミックス
文化芸術	三輪教養大学、信濃の歴史、茶道教室、合唱サークル交流会、JAZZ コンサート、16mm フィルム鑑賞会、手芸、パッチワーク、秋の寄せ植え等 (成人学校) : 書道、木彫り入門、絵画を楽しむ	鉛筆デッサン入門、楽しい陶芸、フラワーアレンジメント、クラフトテープで作る夏バック、羊毛フェルトで作る干支、ガラスに絵付け、ゴスペル&ポップスを歌おう、やさしいハンドベル
運動	—	リセットヨガ、簡単エアロビクス&ストレッチ、ハワイソング、ピラティス、リンパ & 健康体操、ママのためのヨガ・エアロビクス等
人権	—	—
料理食育	気軽に楽しむおうちカフェ、おやきづくり、鬼無里伝統の乾燥野菜と箱膳体験、手作りおやつと健康子育て	アジア料理、簡単和食、野菜いっぱいピザ、おやき作り、パン作り、デザート作り、やしょうま作り、春のおもてなし料理、魚のさばき方、りんごのケーキ等
学習	消火器の使い方、身につく日常のマナー講座	ビジネスメール英会話、韓国語、簿記・FP 3 級、ペン字、相続の基礎知識、起業入門、はじめての株式・債券・投資信託等

\*参加者総数、開催回数は、成人祝賀会、使用団体説明会、年末大掃除を含まない。成人学校は在籍数と講座数に「12 回×3 期分」を乗じて試算した。

### 24.3.3 中部②

中部公民館と勤労女性会館しなのきは、直線距離で約 200m と近い。

中部公民館は、文化芸術の講座が主である。地区全体のスポーツ大会を住民自治協議会で開催しているため地域運動会等の行事はない。勤労女性会館しなのきの自主講座は、軽運動講座や、夕涼みコンサートなどの文化芸術が主となる。程度の差はあるかもしれないが、類似する講座も見受けられる。

施設が近く、中部公民館の建物は昭和 50 年建設で老朽化が進んでいることから、平成 6 年建設の勤労女性会館しなのきに公民館機能を集約することが考えられる。

また、隣接した第四地区に中部勤労青少年ホームがある。講座内容は、北部勤労青少年ホームと同じである。前述したとおり公民館講座と類似性があること、建物は昭和 59 年建設と老朽化が進みつつあることから、勤労女性会館しなのきに講座を集約することの可能性がある。

#### ◆施設の概要

	中部公民館	勤労女性会館しなのき
所在地	第三地区	第三地区
建築年月	昭和 50 年 3 月	平成 6 年 12 月
施設外観		
地図		

#### ◆講座の比較

	中部公民館	勤労女性会館しなのき
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受講者総数 4,897 人</li> <li>・延べ開催回数 368 回*</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受講者総数一人</li> <li>・延べ開催回数一回*</li> </ul>

次世代	親子学級	キッズダンス
文化 芸術	もみじ大学、外国人向け日本語講座 さわやか歌の散歩道、秋のコンサート、作品展、ちりめん人形、手芸、 フラワーアレンジメント、布草履作り等  (成人学校)：書道、実用書道、和裁、 手あみもの、古書で読む長野の歴史	しなのき夕涼みコンサート、しなの きフェスタ、オカリナ（初級）、昭 和のヒット曲で健康に、折り紙、着 物・浴衣の着付け等
運動	健康ヨガ講座	らくらく体操、健康体操、ストレッチ、ハ イソラ、ベリーダンス、操体法等
人権	—	—
料理 食育	やしょうま作り、恵方巻作り、 クリスマス・こどもの日家庭料理、 ポーランドの家庭料理	—
学習	(成人学校)：中国語 消防訓練	相続基礎、終活ノートの書き方、成 功する起業等

\*参加者総数、開催回数は、成人祝賀会、館報編集会議を含まない。成人学校は在籍数と講座数に「12回×3期分」を乗じて試算した。勤労女性会館しなのき受講者総数、開催回数の集計は不明、講座内容は平成28年度自主講座のホームページによる。

#### 24.3.4 中部③

芹田公民館とサンライフ長野は、直線距離で約300mと近い。

芹田公民館の講座は、次世代育成から、文化芸術、地区スポーツ大会、人権研修、食育、学習と幅広い。地区スポーツ大会やふれあいコンサート、成人学校等発表会、文化芸能祭など1回で百人から千人規模を集める行事がある。

サンライフ長野は、健康体操やヨガ等の軽運動が80%を占め約36,000人を集める。英会話を中心とした学習関係は約4,000人、文化芸術は約2,600人である。トレーニング室を有しており軽運動座が充実している。程度の差はあるかもしれないが、類似する講座も見受けられる。

施設が近く、サンライフ長野の建物は昭和59年建設と老朽化が進みつつあることから、平成31年に建替え予定の芹田公民館に講座を集約していくことの可能性がある。

#### ◆施設の概要

	芹田公民館	サンライフ長野
所在地	芹田地区	芹田地区
建築年月	平成31年建替予定（写真は現在）	昭和59年8月

施設外観		
地図		

◆講座の比較

	芹田公民館	サンライフ長野
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受講者総数 10,010 人</li> <li>・延べ開催回数 443 回*</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受講者総数 43,877 人</li> <li>・延べ開催回数 2,928 回</li> </ul>
次世代	ふれあい子育て学級、森林体験学習	リトルキッズダンス
文化芸術	郷土の歴史、ふれあいコンサート、成人学校・クラブ発表会、芹田文化芸能祭、しめ縄づくりと餅つき大会 (成人学校)：水墨画、書道、陶芸、囲碁、着物リフォーム、パッチワーク、Let's Sing a Song	童謡・唱歌・謡曲、柶、ハトベル、座禅着物・浴衣の着付け、陶芸、はじめての友禅、気軽にスケッチ、折り紙、絵手紙、基礎から表装、棒針編み、ソープカービング、フラワーアレンジメント、シルバークセサリー、デコパージュ、布草履作り、
運動	地区スポーツ大会（バレー、野球、卓球）、ふれあいウォーク (成人学校)：太極拳	簡単健康体操とストレッチ、ヨガ・ハタヨガ・ピラティス、健康作り・腰痛予防・スタイル作りトレーニング、ソフトバレー、卓球、エアロビクス、シェイプボディ、ハワイソフ等
人権	人権を尊重し合う住民の集い	—
料理食育	親子うどん作り、おやき作り、やししょうま作り、ジャージャー麺、イタリアン	フルーツ&ベジタブルカービング
学習	蛍観察会等 (成人学校)：やさしい英会話	英会話（初心者～実用英会話）、ボールペン字、カラーコーディネート、起業入門、終活、相続無料相談会等

\*参加者総数、開催回数は、成人祝賀会、大会運営会議、館長・役員研修会を含まない。  
成人学校は在籍数と講座数に「12回×3期分」を乗じて試算した。

### 24.3.5 南部

南部働く女性の家と南部勤労青少年ホームは隣接する。篠ノ井公民館から直線距離で約900mあるが、車で来館する利用者が多く、車ならば数分程度で移動できる。

篠ノ井公民館は、次世代育成や、文化芸術、運動、人権、料理、学習と幅広い。特に次世代育成講座、文化芸術講座に多くの参加者が集まる。南部働く女性の家は、講座の半数を占める軽運動講座と種々の学習や文化芸術講座がある。南部勤労青少年ホームは、軽運動と学習が中心となり、南部働く女性の家と類似する。程度の差はあるかもしれないが、篠ノ井公民館と南部働く女性の家及び南部勤労青少年ホームには重なる講座も見受けられる。

南部働く女性の家の建物は昭和63年建設、南部勤労青少年ホームは昭和56年建設と老朽化が進みつつあり、篠ノ井公民館は平成31年に建替え完了となる。距離が近いこと、施設の老朽化が進みつつあることから、篠ノ井公民館の建物に講座を集約することの可能性がある。

#### ◆施設の概要

	篠ノ井公民館	南部働く女性の家	南部勤労青少年ホーム
所在地	篠ノ井地区	篠ノ井地区	篠ノ井地区
建築年月	平成31年完成予定	昭和63年12月	昭和56年3月
施設写真			
地図			



◆講座の比較

	篠ノ井公民館	南部働く女性の家	南部勤労青少年ホーム
利用	受講者総数 13,777 人 延べ開催回数 669 回*	受講者総数 16,777 人 延べ開催回数 1,131 回	受講者総数 4,063 人 延べ開催回数 616 回
次世代	宇宙飛行士講演会、 学びの館、親子教室	プレリトミックス、親子教室、魔法の言葉かけ等	—
文化芸術	茶臼山大学、なるほど教養、たのしい文芸、生活匠、花と緑の講座 (成人学校)：絵画、実用書道、絵手紙、郷土の歴史、茶道、陶芸教室	書道、水彩画、着付けコーラス、ピアノ、かぎ針、フラワーアレンジメント、パッチワーク、キャンドル、竹細工、長野ワインの話等	Jpop を歌おう、シルバーアクセサリー、パステルアート、デコバージョン、フラワーアレンジメント、書道入門、着付け、陶芸教室等
運動	フィットネス講座、 (成人学校)：ヨガ、太極拳、健康体操	ヨガ、ピラティス、エアロビクス、ストレッチ、リンパ、リズム体操、フローダンス、ベリーダンス、骨盤調整、太極拳等	ヨガ、ピラティス、ハワイアンフラ、骨盤調整、ベリーダンス、マラソンゴルフ初級、ビギナーフットサル、バドミントン初級、テニス初中級
人権	人権を尊重し合う集い	—	—
料理食育	パン&お菓子、蕎麦、こんにゃく、パエリア、季節の料理 (成人学校)：家庭料理	インドネシア・韓国・中国、和食、パン、玄米菜食、おやき、こねつけ、やししょうま、ちらし寿司、正月料理、漬物、和菓子、フロンカン、パエリア、ケーキ、男子料理等	家庭料理、洋食、冷麺、パン、パスタ、アジアごはん、蕎麦、和風スープタルト、モンブラン等
学習	タブレット・デジカメ・スマートフォン教室 (成人学校)：英会話、韓国語、植物学習、IT 講座 I II III	英会話、韓国語、中国語、簿記、FP、電卓、色彩検定、医療事務、ペン字、PC 基礎、相続対策、起業入門、礼儀作法、女性ワークライフバランス、コミュニケーション術、終活、これからの株式・債券・投資信託、保険等	英会話(初心者から中級)、韓国語、簿記、FP、電卓、色彩検定、ペン字、起業塾、コミュニケーション術、これからの株式・債券・投資信託、保険等

\*参加者総数、開催回数は、成人祝賀会を含まない。成人学校は在籍数と講座数に「12回×3期分」を乗じて試算した。

ここではいくつかの市有施設を例として取り上げた。担当課は異なるが市立公民館の近隣には、類似する講座を開設する市有施設がある。講座の内容（受講者の習熟度、開催頻度など）まで加味して検討したわけではないが、施設ごとに設置目的に応じた対象者があるものの、受講者は、必ずしもその対象者に限られるわけではなく、実態としては対象者もほぼ同じと考えられる。

施設の収容人数や駐車場の収容台数、設備の充実度合い、講座の質（内容、習熟度、開催頻度、一回当たりの時間など）の違いがあるが、公民館の部屋ごとの稼働（利用率）を考慮すると、連携できる余地がある。

講座の集約・整理の検討に当たっては、民間企業でも行っているような市場性のある講座を公的部門としてどこまで担うのかという視点も含めることが望まれる。

（意見）他の市有施設との連携と類似講座の集約・整理について

施設が近くにあり、どちらかの施設は老朽化が進みつつあることから、講座の開催場所を同じ建物に集めることで、重複する講座を整理でき、また、利用者のニーズに沿って他の講座を企画する余地ができるので、講座に多様性も見え、利用者数の増加や満足度の向上が期待できる。施設の担当課にとらわれずに市全体的な視点で、集約や整理することを検討してほしい。講座を集約することで、貸館の予約が取りづらくなるかもしれないが、多くの人が集まる公民館の活性化に期待したい。

## 第25 長野市生涯学習センター

名称	長野市生涯学習センター
所在地	長野市大字鶴賀問御所町 1271-3 TOiGO WEST 3階・4階
開館時間	午前9時から午後9時30分まで
休館日	原則毎月第2・第4月曜日、12月29日から1月3日まで
施設の概要	<p>中心市街地の活性化を目的に、市街地再開発事業で整備された、放送局と商業施設、公共施設からなる複合施設で、生涯学習センターは西棟の3階、4階にある。</p> <p>「TOiGO」は、施設全体の愛称で、「問御所町（といごしょまち）」の地名と、「未来に進め」という意味を込めて英語の「TO GO」を組み合わせた造語。愛称のロゴは、中央の小文字のiを人が走っている形に図案化したもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3階施設 学習室7室（和室1室含む）、幼児室、交流サロン、放送大学学習教材視聴室、事務室</li> <li>・4階施設 学習室3室、控室3室、ホワイエ（作品などの展示スペース）</li> </ul>
設置目的	市民が生涯を通じていつでもどこでも学ぶことがで

	<p>き、その成果を生かすことができる生涯学習の拠点施設として、平成 18 年 10 月に開設。</p> <p>長野市生涯学習推進計画に基づき、「市民一人ひとりが、生涯のあらゆる場面での学習を深めることで豊かな生活につながるよう、学習の場の提供を図り、学習活動を通じた人のつながりや学びの成果を、社会や地域で生かし、活力ある地域づくりにつなげること。」を目指している。</p>
指定管理者の有無	なし
指定管理者の名称	—
設置根拠	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 30 条 長野市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例
施設の重点目標	中心市街地活性化に向け、イベント・作品展示・講演会等への貸出による利用者の増加を目標とする。
事業内容	<p>(1) 学習室の貸出 市民や各種団体、大学、企業等、幅広い範囲に学習室を貸出（有料） 「学びあい」、「ふれあい」、「生かしあい」の場を提供。</p> <p>(2) 自主企画講座 市民施策提案事業としても提供。 幅広い世代の人達に集まってもらえるよう、昼の講座だけでなく夜の講座も開設</p> <p>(3) 大学との連携 若手研究者の好奇心と銘打ち、長野県短期大学（平成 30 年度以降は 4 年生大学）との共催により、若手研究者が講師となり、研究成果を紹介しつつ参加者と共に考える講座「市民カレッジ」を開催している。この講座は、夜間開催で、主にビジネスマン等を対象にしている。 平成 28 年度は「名著から見る世界」 全 6 回開催</p> <p>(4) 学習情報の提供 生涯学習情報誌「ながの生涯学習だより」を年 2 回発行 市ホームページに「マナビィのページ」を開設、イベント・講座・講演会等の情報を毎月更新</p> <p>(5) 学習情報コーナーの設置 長野市関係機関・民間生涯学習事業者などの学習情報・チラシ・ポスター等を収集・掲出。環境学習コーナーの設置</p> <p>(6) リーダーバンク制度 リーダーバンクとは、市内各地で指導可能な意欲のある市民にリーダーとして登録してもらう事で、市民の学習要求に対し、指導者を紹介するもの</p> <p>(7) 放送大学の一部機能の提供 放送大学長野学習センターとの覚書締結により、学習教材全科目（CD、DVD 約 6,000 本）を設置、視聴、貸出を</p>

	<p>行う。</p> <p>放送大学の単位認定試験及び面接授業の実施 放送大学主催（長野市共催）による公開講演会の開催</p>
自主企画講座	<p>(1) 教えて常識塾 身近な疑問、生活上のちょっとした知識・常識について、ひとつのテーマをベースに、トピックを異にする講座であり、身近な講師から学び、自らの生活に生かし、学んだ成果について諸活動を通じて地区に伝えていく。 全14回</p> <p>(2) トイーゴセミナー 市民ニーズや社会情勢に応じてひとつのテーマを選定して、異なる内容で複数回開催される、市民の学習意欲を高め、知識を深めるための講座。平成29年は、「行政の今それが知りたい講座」を開催している。 全6回</p> <p>(3) 文化講演会 著名人の講演を通じ、市民が生涯学習に触れるきっかけとなり、広く生涯学習意欲の高揚を図ることを目的とした講演会。</p> <p>(4) 地域人材育成講座 生涯学習や地域活性化など、多様な地域づくりの活動事例を学び、学んだ知識を地域づくりに還元できる人材を育成することを目的とした人材育成講座。 全2回夜間の開催</p> <p>(5) 経済セミナー 日本や地域の経済動向、個性豊かな企業の事例などから、経済活性化について学ぶための講座。 全7回夜間の開催</p>

「TOiGOで まなぶ ふれあう いかしあう」をキャッチフレーズに、市民が生涯を通じて、いつでもどこでも学ぶことができ、その成果を生かすことができる生涯学習の拠点施設としての位置づけされた施設である。

事業内容は、リーダーバンク制度、放送大学の一部機能の提供を除くと、概ね公民館事業と類似している。ただし、生涯学習センターの貸館事業は、施設での販売行為は禁止されているが貸出先に制限はなく、利用料は有料である。

講座事業は、全市民を対象としている点が、個別公民館と相違する。各公民館に広めたい講座を生涯学習センターで試すことや、重点講座の反応等を改善しながら、講座内容を研究することなど、各公民館の統括的な役割を果たすような活用方法も検討してほしい。

リーダーバンク制度は、得意な技術・知識などを持っている人で、市民団体・グループ・サークル・個人などに指導できるという方々に登録してもらい、「健康のために仲間と太極拳をやりたいが、誰か指導してくれる人を探している」という市民に講師・指導者を紹介し、学習活動をサポートする制度である。

平成 29 年 6 月 14 日現在で登録者数は、122 名となっており、芸術・文化に関する者が 45 名と最も多く、次いで、家庭生活・趣味の分野が多い。

登録者は、既に市立公民館のグループ活動や、サークル活動の指導に携わっている方もいる。要請があれば、可能な範囲で活動することを厭わない人達である。このような人材を公民館の講座や教室で活用したり、また、指導者を探す公民館利用者に紹介したりすることで、今後の市立公民館活動を支援してくれる可能性が大きい。積極的に活用されることを期待したい。

## 第4章 監査を終えて

国の人口は、平成20年をピークに減少局面に入っており、今後減少スピードは加速度的に高まると推計されている。長野市も平成12年以降は減少傾向にあり、今後も減少基調の推計となっている。少子・高齢化の進行によって、税収の減少と社会保障関係費の増大が懸念される。

また、社会・経済情勢の変化、生活様式や価値観の多様化によって、住民のニーズが変化している。市立公民館は、「つどう」、「まなぶ」、「むすぶ」をテーマに地域住民の学習要求を満たすための取り組みをしてきたが、今後は、公民館事業のあり方について見直しを求めていく必要がある。それは、個人の多様な学習要求に基づく講座を展開するだけでなく、地域コミュニティの機能低下が進む中、地域に根ざした現代的な課題についても積極的に取り組み、また、地域の振興や活性化に向けた役割を担う仕組みを作ることが、今後の市立公民館の方向性として求められる。

そこで、監査人として特に重要視している項目について以下にまとめる。

### 第1 施設の老朽化に対する取り組み

公共施設等総合管理計画では、市立公民館について、将来の社会教育施設の在り方や貸館を含めた地域活動の拠点としての在り方について方向性を明確にして、施設の配置や規模を見直し、他の施設への機能移転などによる再編を検討していくとしている。

市立公民館の本館の中には、老朽化の激しい施設もあるので、地域活動の拠点のあり方について検討し、可能な限り他施設への機能移転による再編を期待する。

また、分館については、過去3年間の平均利用率で、10%以下が23館、そのうち5%以下の館が9館あり、有効利用の観点からは疑問に思われる。果たして、利用率の低い公共施設が市民にとって必要なかどうか、十分に検討されるべきである。地域住民から存続するよう強い要望があれば、地域公民館に実態を変えることでより有効な活用方法を地域住民に委ねるなどの検討も考えられる。

統廃合することが目的ではなく、効率化のための手段として捉えるべきである。より良い資産を次世代に引き継いでいくことを真剣に望むのであれば、思い切った対応が望まれる。

### 第2 講座等に対する有料化（受益者負担）の検討

市立公民館の使用又は利用には一定の制限が掛けられていると同時に、開催される講座は成人学校講座を除いて無料（実費分を除く）となっている。しかしながら、市立公民館と類似する講座を開く市有施設では、受講料や使用料を有料化している施設もあり、市の中で方針の統一がとれていない状況にある。

利用者アンケートの中には、「公民館の利用が無料で出来るのは有難い」、「今後も無料にして欲しい」といった意見があった一方で、「受益者負担を考え有料にするべき」

と費用負担を受容する意見もあった。

今後、学習ニーズが多様化していく中で、これらの要求を満たすためには、相応の金銭的、人力的努力が必要になってくる。また、老朽化する公共施設の維持管理費の増大を考えると、利用者に相応の負担を求めることへの違和感は薄れる。

利用者の意欲低下に配慮しつつも、相応の受益者負担を今後は求めていくことが必要である。

### 第3 魅力ある講座開設への取り組み

#### 3.1 市行政全体での連携

市民の文化芸術、生涯学習が、地域の活力を高め、より良い地域づくりに結びつくように、また、活動支援や人材育成等について幅広く事業展開するために、市行政全体での連携はますます必要となる。

自治会活動、ボランティア活動、環境、地域福祉、防災など、市民が取り組んでいる課題はさまざまであるが、それぞれの所管部署が市立公民館を利用して事業展開するとともに、これらを学習素材とした講座を開催することが考えられる。

#### 3.2 NPOや企業などとの連携

市立公民館は、学級・講座の開設、成人学校、人権教育、視聴覚教育、集会等の開催、団体・サークル等の活動支援をしているが、営利を目的とする民間企業との連携は前提としていない。地域コミュニティを考えたときに、地域で事業活動をするNPOや企業などと連携して講座や教室を開催することは、地域住民が企業などを知る良い機会になり、企業にとっても地域貢献になる。

企業などとの連携を進めることで、これまでとは違った公民館事業を展開できる可能性が開け、公民館が地域づくりの拠点として一層の役割を担うことができる。

#### 3.3 公民館相互の連携

これからの市立公民館は地域のコミュニティを強く意識する必要があることから、それぞれの地域性を生かすだけでなく、他の公民館と共通する課題があれば、連携・協働して解決に向けて取り組むといった、市立公民館の横のつながりを意識した取り組みが求められる。

市立公民館を地区別にいくつかのグループに分けることによって、地域の連帯感を高め、活性化に向けた取組みが可能になると思われる。

連携を強化することで、次のようなメリットがある。

- ・ 講座の企画や運営について多くの提案があり、選択肢が広がる。
- ・ 各館で蓄積してきた資料の有効活用ができる。
- ・ 連携により地区外に公民館情報が伝わる。

・事業を共同開催することでスタッフの数が増え、効率よく事業展開できる。

公民館相互の連携強化によって、講座企画の経験や知識、情報の共有が進み各公民館事業の幅が広がることや、共通課題を講座の題材に取り上げて、地域コミュニティの活性化につながる事が期待できる。

#### 第4 指定管理者制度の活用

長野市では、地域コミュニティの醸成、市民活動の促進や施設の有効活用等を図ることができるとして、各地域の住民自治協議会をその相手として指定し、順次、指定管理者制度に移行している。

現在、指定管理者制度に移行した公民館は9館であり、残りについては足踏み状態にある。この理由として、住民自治協議会に十分な体力が伴っていないこと、役員の任期があるため、継続審議しづらいこと等が挙げられる。住民自治協議会だけで運営が出来ないのであれば、NPOや企業など民間団体の協力を得ることの可能性も考えられる。

住民自治協議会が指定管理者になることで、住民自らの手で地域づくりに役立つ施設を目指すことができ、地域の課題に応える活動拠点になるので、指定管理者制度に移行するメリットは大きいと考える。

#### 第5 コミュニティセンターへの移行

長野市では、市立公民館のコミュニティセンターへの移行について、「住民にとって有効に使える施設、地域づくりに役立つ施設、引き続き生涯学習が推進できる施設」として検討をしている。社会教育法の適用を除外し、例えば、有料の講演会の開催、地元企業と連携した講座で商品の販売、介護予防事業での利用など、従来の公民館ではできなかった地域振興や福祉活動等での新たな利用形態が期待できる。

今後の市立公民館は、いち早く社会の変化に対応し、住民の使い易い施設として、有効に使える施設を目指していくことも必要であると考えられる。現在の住民のニーズは、5年後、7年後には変化しているはずである。コミュニティセンターへの移行の目的は、変化していく住民の多様なニーズに対応しつつ、運営の効率化を図ることである。

ところで、長野市生涯学習センターは、総合的、専門的な学習の機会を提供するとともに、企業（営利企業を含む）などの研修にも利用が可能な施設である。学習室の貸出、自主企画講座や、市民カレッジの開催、学習情報の提供、リーダーバンク制度の活用等を行っている。これらは、市立公民館がコミュニティセンターへと移行した後の事業内容と非常に近くなることから、コミュニティセンターを統括し、講座や教室など生涯学習に関わる事業で支援や共催ができると考える。

今の市立公民館は、地域住民のための施設として新たな局面を迎えている。当然、建物の維持管理の面では、長野市の財政上の事情もある。しかしながら、市立公民館本来



の役割は、誰でも気軽に立ち寄れることのできる居場所となるような、地域住民のための施設として有効に機能することである。

住民のニーズが複雑・多様化した今、市立公民館に求められるのは、地域のコミュニティ化に向けた変革であり、これからの時代に密着した住民サポートである。市立公民館が地域のコミュニティセンターへとその姿を変えることで、住民の積極的なコミュニティ活動への参加を促し、住民自らが地域づくりに取り組むことで、より社会教育の推進につながるものと思われる。

今後、市立公民館は、多用途利用の可能な施設を目指して変化していく必要がある。住民のニーズに合致した生涯学習体制を完成させるためにも、この必要性を自覚し、実現に向かう気運を醸成していくよう期待したい。